

福生市 子ども・子育て支援事業計画 (第2期)



令和2年3月
福生市

は　じ　め　に

我が国における急速な少子化の中、核家族化の進行やライフスタイルの多様化、地域のつながりの希薄化など子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした社会情勢の中、国は、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。



これを受け、福生市では、平成27年3月に「福生市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これから育っていく子どもたちが健やかに成長することや、子育てをする方の悩みや不安を少しでも取り除くことができるよう、様々な子育て支援施策を推進してまいりました。

この度、「福生市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和元年度末で終了することに伴い、これまでの取組みについて評価・見直しを行い、新たに「福生市子ども・子育て支援事業計画（第2期）」を策定いたしました。

本計画では、基本理念に「子どもの育ちと子育ての喜びが実感できるまち」を掲げ、生まれる前からおおむね18歳までを対象とした切れ目のない支援による子育て環境の充実を図ることにより、引き続き、すべての市民が心から「住んでよかった」「住み続けたい」と思える魅力あるまちづくりを目指し、「子育てするなら　ふっさ」をスローガンに、府内一丸となって取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、アンケート調査に多大な御協力と貴重な御意見をいただきました市民の皆様を始め、活発な御議論、御提言をいただきました福生市子ども・子育て審議会の皆様、並びに関係各位に対しまして、心より感謝申し上げます。

令和2年3月

福生市長 加藤 育男

目 次

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置付け	7
3 計画策定の経過（策定体制）	8
4 計画の期間	9

第2章 福生市の現状について

1 福生市の子どもと家庭を取り巻く環境	10
2 アンケート調査結果からみえる現状	39
3 第1期計画の評価	58

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	65
2 基本的な視点	66
3 基本目標	68
4 施策の体系	70

第4章 施策の展開

基本目標1 生まれる前から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実	72
基本目標2 乳幼児期から学齢期までの継続した育ちの支援	80
基本目標3 学齢期から青年期までの継続した育ちの支援	84
基本目標4 特別な配慮が必要な子ども・若者や家庭への支援	91
基本目標5 子育て世帯への経済的支援とワーク・ライフ・バランスの推進	99
基本目標6 安心して子育てができる生活環境の整備	106

第5章 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定	111
2 人口の見込み	112
3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方	113
4 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育	117
5 地域子ども・子育て支援事業	124

第6章 計画の進行管理

1 施策の実施状況の点検	140
2 計画の進捗状況の公表	140
3 国・都等との連携	141
4 市民・企業・関係機関との連携	141

資料編

1 福生市子ども・子育て審議会条例	142
2 福生市子ども・子育て審議会委員名簿	144
3 福生市子ども・子育て審議会 審議経過	145
4 質問・答申	146
5 用語解説（50音順）	147



1 計画策定の背景と目的

(1) 子ども・子育てを取り巻く背景と動向

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、核家族化の進行、地域におけるコミュニティの希薄化、※児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。



こうした中、子育てに不安や孤立を感じる家庭が少なくないこと、都市部を中心に保育所の※待機児童問題が深刻化していること、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないことなど、子どもや子育てをめぐる状況は厳しく、国や地域を挙げて子どもや家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築していくことが求められ、平成24年8月に、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

(2) 国の動向

【エンゼルプラン～子ども・子育て応援プラン】

国では、少子化対策として、平成6年12月に「エンゼルプラン」、「緊急保育対策等5か年事業」の策定以降、様々な対策を実施してきました。平成15年7月には、次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図ることを目的に「次世代育成支援対策推進法」が制定され（平成20年12月一部改正）、地方公共団体や一定の事業主に行動計画の策定を義務付けるなど、次世代育成支援の推進を図ってきました。

また、同時期に制定された「少子化社会対策基本法」に基づき、平成16年6月に「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、この大綱に盛り込まれた施策を効果的に推進するため、「子ども・子育て応援プラン」を策定し、「若者の自立とたくましい子どもの育ち」、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し」、「生命の大切さ、家庭の役割等についての理解」、「子育ての新たな支え合いと連帯」という4つの重点課題に沿って、平成17年度から平成21年度までに講ずる具体的な施策内容と目標を掲げ、少子化の流れを変えるための対策を集中的に取り組むこととしました。

【「子どもと家族を応援する日本」重点戦略、ワーク・ライフ・バランス憲章及び行動指針】

平成19年12月、一層少子高齢化が進行する状況から、「子どもと家庭を応援する日本」という重点戦略を示し、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と、その社会基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を支援する仕組み）を「車の両輪」として、同時並行的に進めが必要不可欠とされ、この実現のため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が取りまとめられました。

憲章では、①就労による経済的自立が可能な社会、②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、③多様な働き方・生き方が選択できる社会を目指すべきであるとし、企業や国民、国、地方公共団体などの関係者それぞれが、果たすべき役割を掲げています。

【「新待機児童ゼロ作戦」の策定】

「子どもと家庭を応援する日本」という重点戦略を踏まえ、平成20年2月、「希望する全ての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにする」ことを目指す「新待機児童ゼロ作戦」を展開することとした。具体的には保育所の受入れ児童数の拡大、^{*}家庭的保育事業の制度化・普及促進、放課後児童クラブの推進、^{*}病児・病後児保育事業や事業所内保育施設に対する支援の充実、保育士の専門性の向上などの取組です。

【5つの安心プラン「未来を担う『子どもたち』を守り育てる社会」の策定】

平成20年7月、社会保障に関する5つの課題について緊急に講すべき対策と工程を「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」としてとりまとめました。その5つの課題の一つとして、「保育サービス等の子育てを支える社会的基盤の整備等」と「仕事と生活の調和の実現」を推進することとしました。

【次世代育成のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方】

社会保障審議会少子化対策特別部会において平成20年5月に取りまとめられた「次世代育成のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方」にも、我が国の少子化の現状は猶予を許さないものであり、新制度体系が目指すものとして、①「全ての子どものすこやかな育ちの支援」という考えを基本に置くことが重要、②結婚・出産・子育てに対する国民の希望の実現、③働き方の改革と子育て支援の社会的基盤の構築、④次世代育成支援が、将来の我が国の担い手の育成を通じた社会経済の発展の礎であり、『未来への投資』であるという視点を共有する、などを掲げています。そして、働き方の見直しに係る取組を推進するとともに、子育てを支えるサービスの大枠な拡大を図るため、希望する全ての人が子どもを預けて働くことができるための保育等のサービス基盤を確保するとともに、誰もがどこに住んでいても必要な子育て支援サービスを受けることができる子育て支援の在り方が示されました。

更には、平成22年1月に、子どもと子育てを社会全体で応援する、子育て支援策の方向性を定めた「子ども・子育てビジョン」が策定されました。

【子ども・子育て関連3法の制定と子ども・子育て支援新制度の創設】

引き続く急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化を受け、子ども・子育て支援給付や子どもと子育て家庭に必要な支援を行い、子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的に、平成24年8月、「子ども・子育て関連3法」（「子ども・子育て支援法」、「*認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が成立し、子ども・子育て関連3法に基づく『子ども・子育て支援新制度』が平成27年4月より施行されました。

【次世代育成支援対策推進法の延長】

平成27年3月までの時限法として制定された、「次世代育成支援対策推進法」について、「子ども・子育て支援法」の附則第2条に、平成27年度以降の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて措置を講じる旨の規定がされており、具体的な検討の上、法律の有効期限が令和7年3月までの10年間延長されました。

【子育て安心プランの策定】

国としては、東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保していくとともに、「M字カーブ」を解消するため、平成30年度から令和4年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備していくものとしました。

【新・放課後子ども総合プランの策定】

次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

しかしながら、近年の女性の就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれているため、平成30年9月には「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと*放課後子供教室の一体的な実施の推進等により、全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を目標とし、放課後児童対策の取組みを更に推進することが示されました。

【児童福祉法等の改正】

児童虐待防止対策について、平成 29 年 4 月に施行された「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、また令和 2 年 4 月から「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等が図られています。

【子どもの貧困対策の推進に関する法律】

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を平成 26 年 1 月に施行しました。更に平成 26 年 8 月には、子どもの貧困対策についての基本的な方針等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

【子ども・若者育成支援推進法】

子ども・若者を取り巻く環境の悪化や社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者育成支援施策の総合的推進を図るため、平成 22 年 4 月に「子ども・若者育成支援推進法」が制定されました。同年 7 月には基本的な方針を定めた「子ども・若者ビジョン」が策定されました。平成 28 年 2 月に見直しを図り、新たに「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。

【子ども・子育て支援法の一部を改正する法律】

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずるものとして令和元年 10 月に施行しました。

この法律改正に基づき、主に幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する、3 歳から 5 歳までの子どもたちの利用料及び 0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の利用料が無償化されています。

(3) 福生市の動向

福生市では、平成27年度から「福生市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を引き継ぐ新たな計画として「福生市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これから育っていく子どもたちが健やかに成長することや、子育てをする方の悩みや不安を少しでも取り除くことができるよう、「子育てするなら　ふっさ」をスローガンに様々な子育て支援事業を展開してきました。

共働き家庭だけでなく、在宅で子育てをする家庭、ひとり親家庭、障害児を養育している家庭、介護を必要とする家庭など、全ての家庭における孤立を防ぎ、負担の軽減、児童虐待の早期発見・適切な対応など体制の整備を行いました。また、認可保育所等、幼稚園、そのほか多様な保育サービスを充実させ待機児童の解消を図り、4月入所における「待機児童数ゼロ」を4年連続で達成しました。更に学校教育においては、小学1年生からの英語教育など特色ある教育課程を編成・実施し、開かれた学校づくりを行うなど子育て支援策に取り組んでいます。

子どもを安心して生み育てられ、次代を担う全ての子どもたちが健やかに成長できる社会の形成を目指し、「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づき、福生市総合計画をはじめとする福生市上位関連計画との整合を図りながら、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」による子どもの貧困対策や、「子ども・若者育成支援推進法」による子供・若者対策を盛り込んだ計画として、「子ども・子育て支援事業計画（第2期）」を策定します。生まれる前からおおむね18歳までを対象とした切れ目のない支援による子育て環境の充実を図りながら、児童虐待防止対策の強化や放課後児童対策の充実を推進することにより、引き続き、全ての市民が心から「住んでよかった」「住み続けたい」と思える魅力あるまちづくりを目指していきます。

2 計画の位置付け

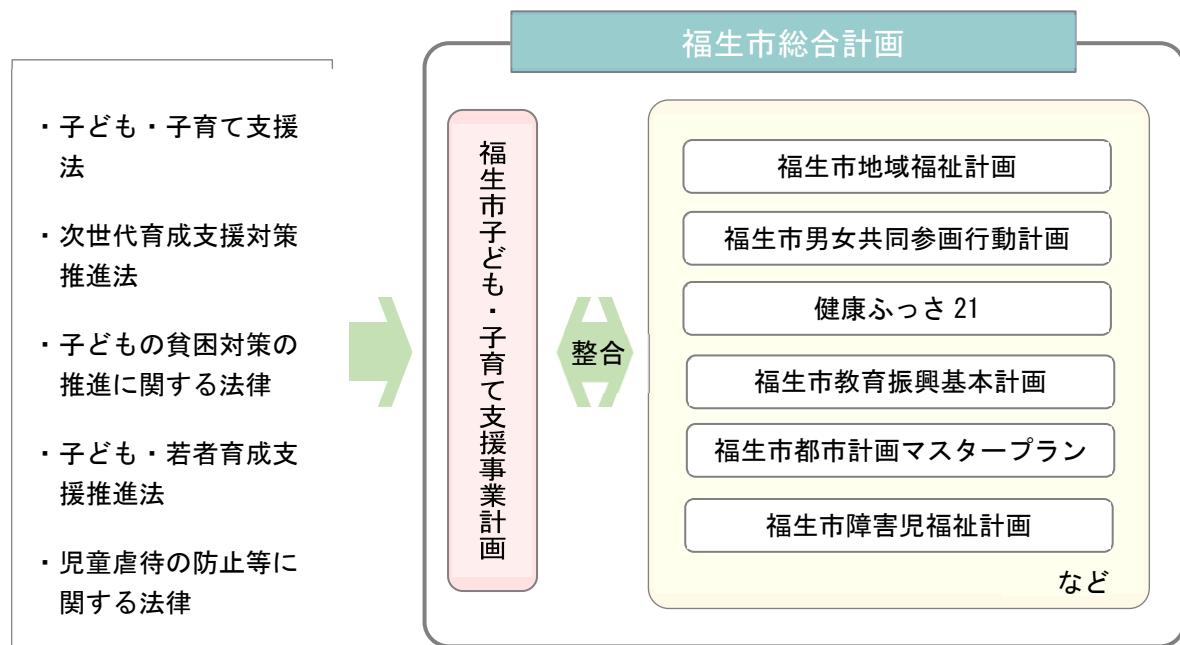
子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく計画で、子育ての第一義的責任は父母その他の保護者にあることを前提に、全ての子どもの健やかな「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するものです。

また、これまで、その取組を進めてきた「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画として策定し、子どもと家庭に関する支援をより一層促進するために策定するものです。

子どもと子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなどあらゆる分野にわたるため、これらの施策の総合的・一体的な推進が必要であり、そのため、福生市総合計画、福生市地域福祉計画、福生市障害児福祉計画、福生市教育振興基本計画をはじめとした、他の計画との整合を図ります。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」による子どもの貧困対策や、「子ども・若者育成支援推進法」による子供・若者対策を盛り込んだ計画とします。

【 計画の位置付け 】



3 計画策定の経過（策定体制）

（1）市民ニーズ調査の実施

子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児の保護者 1,200 人（回収：576 人、回収率 48.0%）、小学生の保護者及び小学4年生から6年生までの本人 1,200 人（回収：619 人、回収率 51.6%）、中学生の保護者及び中学生本人 600 人（回収：300 人、回収率 50.0%）を対象として、平成 30 年 11 月に「子ども・子育て支援に関するアンケート」を実施しました。

（2）子育て担い手調査の実施

子育て支援者から見る市民の子育てへの不安や困っていること等を把握するとともに、既に実施しているアンケート調査では把握しづらい、支援の必要性があると思われる子どもたちの状況についても把握することを目的とし、保育所、幼稚園、小学校、学童クラブ、*児童館等(41 施設)にアンケート調査及びヒアリングを実施しました。

（3）「福生市子ども・子育て審議会」の開催

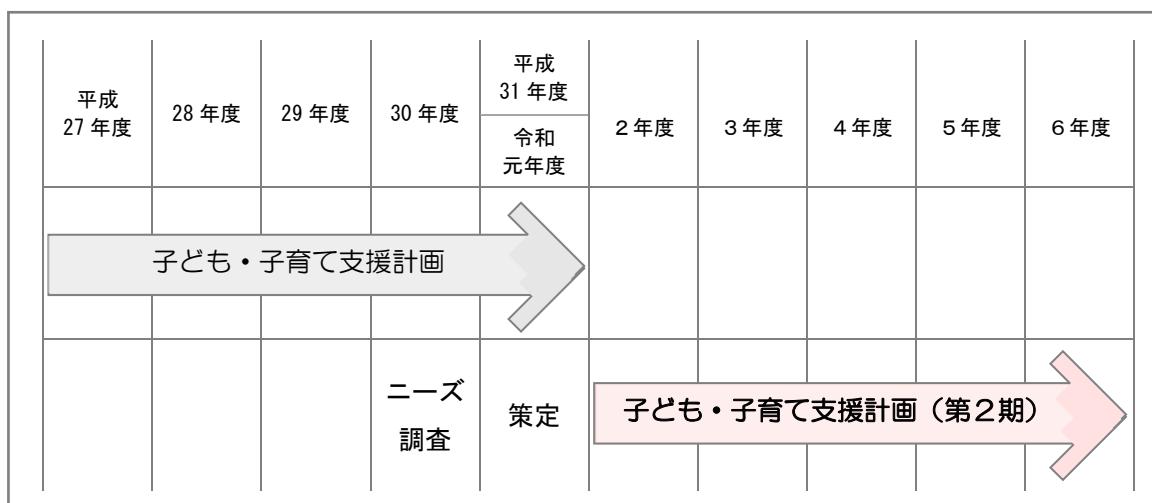
この計画への子育て当事者等の意見を反映するとともに、市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「福生市子ども・子育て審議会」を 13 回開催し、今後の子育て支援策や計画の考え方について審議しました。

4 計画の期間

本計画は計画期間を5年間とし、実施期間を令和2年度から令和6年度までとします。

また、計画期間中において、社会情勢の急激な変化等による新たな子育てニーズが生じた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行います。

【 計画期間 】



1 福生市の子どもと家庭を取り巻く環境

(1) 人口のまとめ

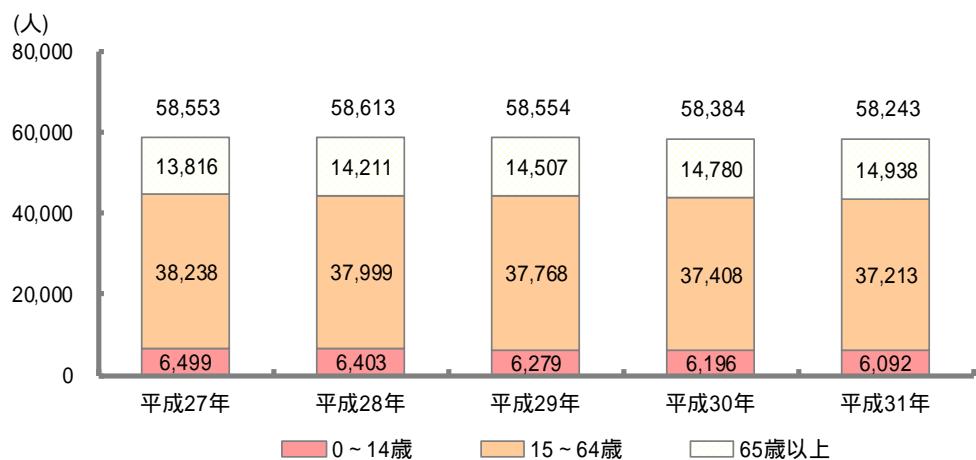


① 福生市における人口の推移

福生市の総人口は、平成 14 年の 62,503 人をピークに人口減少に転じ、平成 31 年には 58,243 人と減少しています。

年少人口（0～14 歳）は、平成 21 年は 7,695 人（総人口の 12.7%）でしたが、平成 31 年には 6,092 人（総人口の 10.5%）となっている一方で、老人人口（65 歳以上）については平成 21 年は 11,626 人（総人口の 19.1%）でしたが、平成 31 年には 14,938 人（総人口の 25.6%）と増加しています。

【 年齢 3 区別別の人口推移 】



資料：住民基本台帳（外国人含む・各年 1 月 1 日）

年齢3区分別の割合をみても、年少人口は平成27年では総人口に対し11.1%でしたが、平成31年には10.5%に、生産年齢人口は平成27年では総人口の65.3%でしたが、平成31年には63.9%に減少しています。老人人口は平成27年では総人口の23.6%でしたが、平成31年には25.6%となり、本市においても少子高齢化が進行しています。

【 年齢3区分別人口構成の推移 】



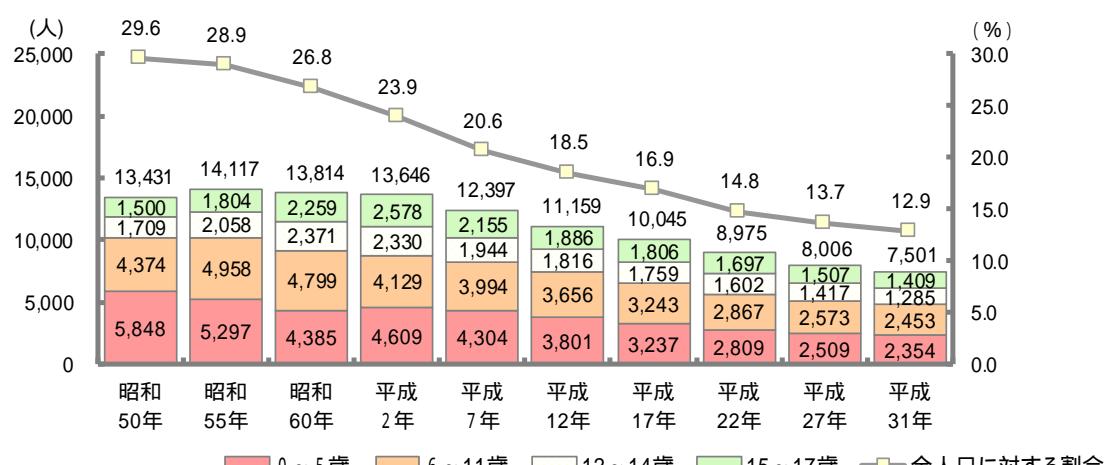
資料：住民基本台帳（外国人含む・各年1月1日）

② 福生市における子どもの人口（18歳未満）の推移

18歳未満の子どもの人口は、少子化の進行とあいまって、昭和55年以降減少傾向にあり、平成31年では7,501人となっています。

全人口に対する子どもの人口の割合を見ても、18歳未満の子どもの数は、昭和50年の約3人に1人（29.6%）から平成31年には約8人に1人（12.9%）と少子化が進行しています。

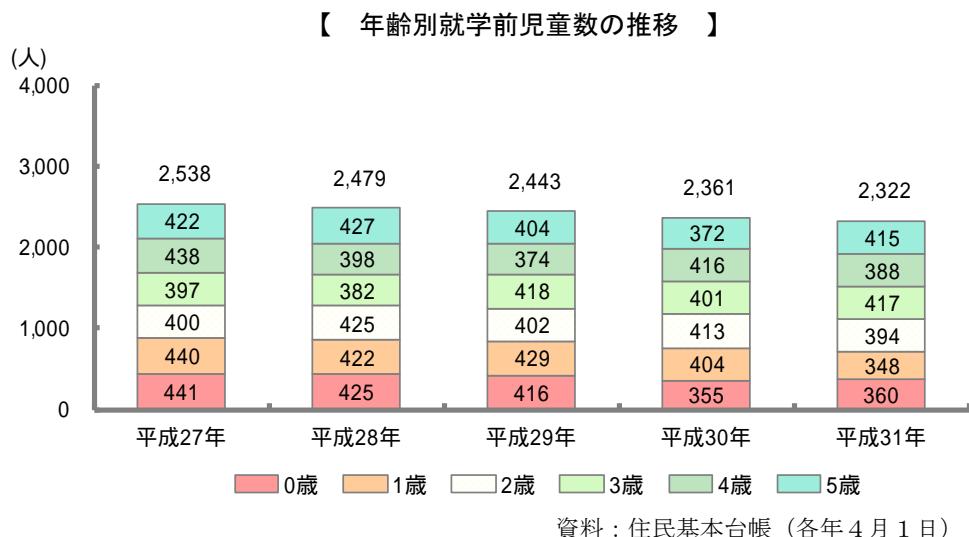
【 子どもの人口（18歳未満）の推移 】



資料：住民基本台帳（各年1月1日）

③ 福生市における年齢別就学前児童数の推移

年齢別就学前児童数も減少傾向が続いており、平成 22 年は 2,861 人でしたが、平成 31 年では 2,322 人となっており、平成 22 年から 9 年間で 539 人減少しています。



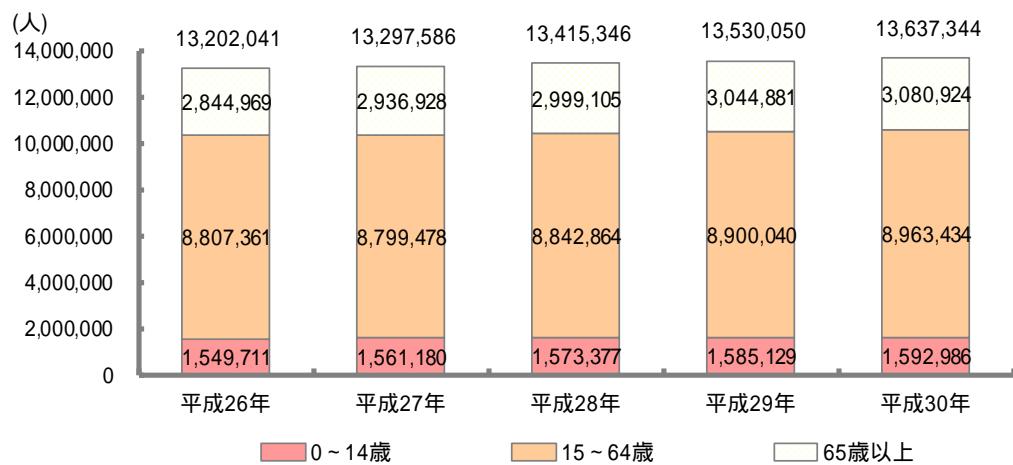
④ 東京都・国の人団の推移

東京都の人口は、年々増加しており、いずれの年代も増加傾向となっています。

国の人団は、減少傾向となっており、年齢別でみると、老人人口（65歳以上）は年々増加しています。

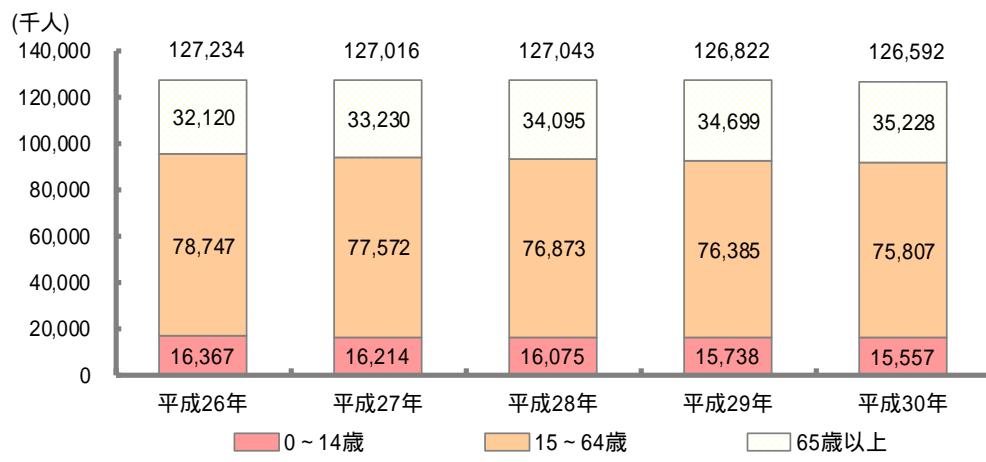
【 東京都・国の人団の推移 】

[東京都]



資料：住民基本台帳による東京都の世帯と人口（各年1月1日）

[国]



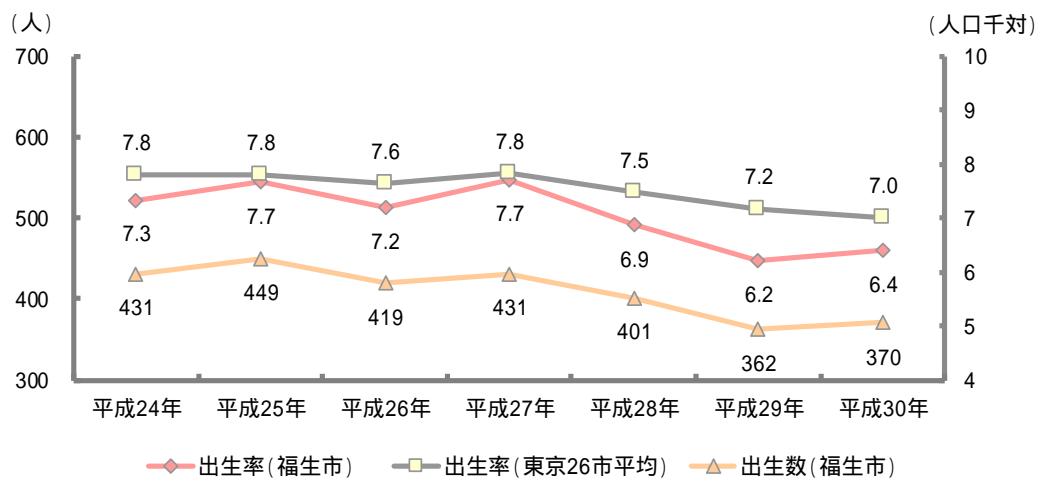
資料：総務省人口推計（1月1日の確定値）

⑤ 出生数

出生数は平成 27 年以降減少が続いています。平成 29 年には 400 人を下回り、平成 24 年からの 6 年間で 61 人減少しています。

出生率は、平成 24 年以降東京 26 市平均を下回っています。

【 出生数及び出生率（人口千対）の推移 】

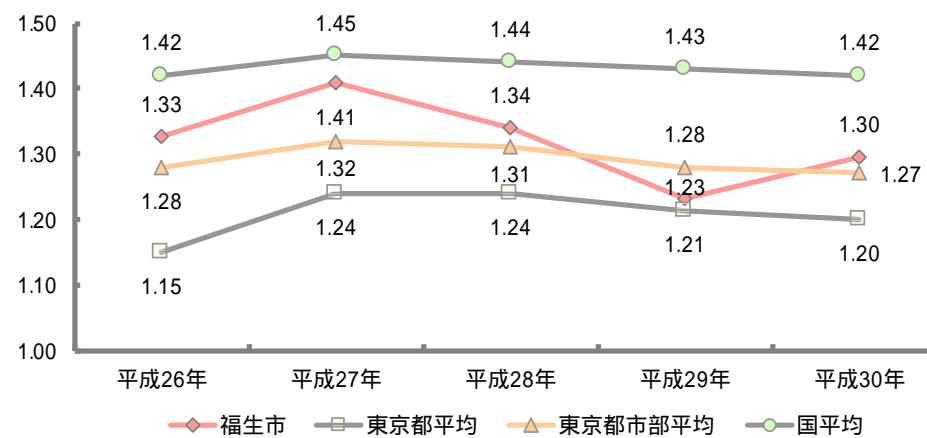


資料：東京都人口動態統計

⑥ 福生市・東京都・国における合計特殊出生率の比較

*合計特殊出生率を見ると、平成 30 年で、福生市では 1.30 となっており、東京都、東京都市部平均に比べ高くなっていますが、全国平均 1.42 に比べると低くなっています。

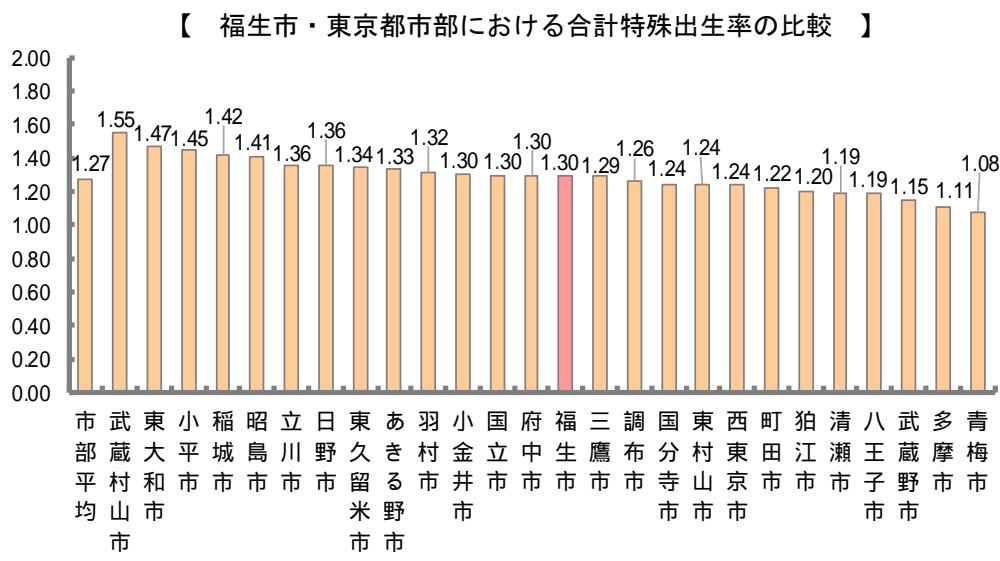
【 福生市・東京都・国における合計特殊出生率 】



資料：東京都福祉保健局年報

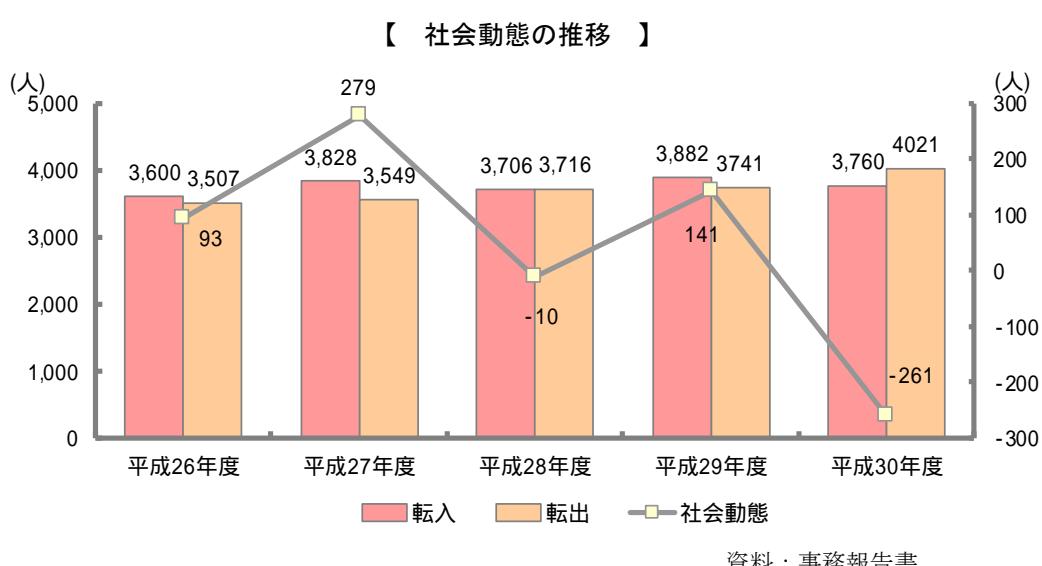
⑦ 東京都市部における合計特殊出生率の比較

平成 30 年の東京都市部における合計特殊出生率を比較すると、福生市は東京都市部（26 市）の中で高い方から 14 番目となっています。



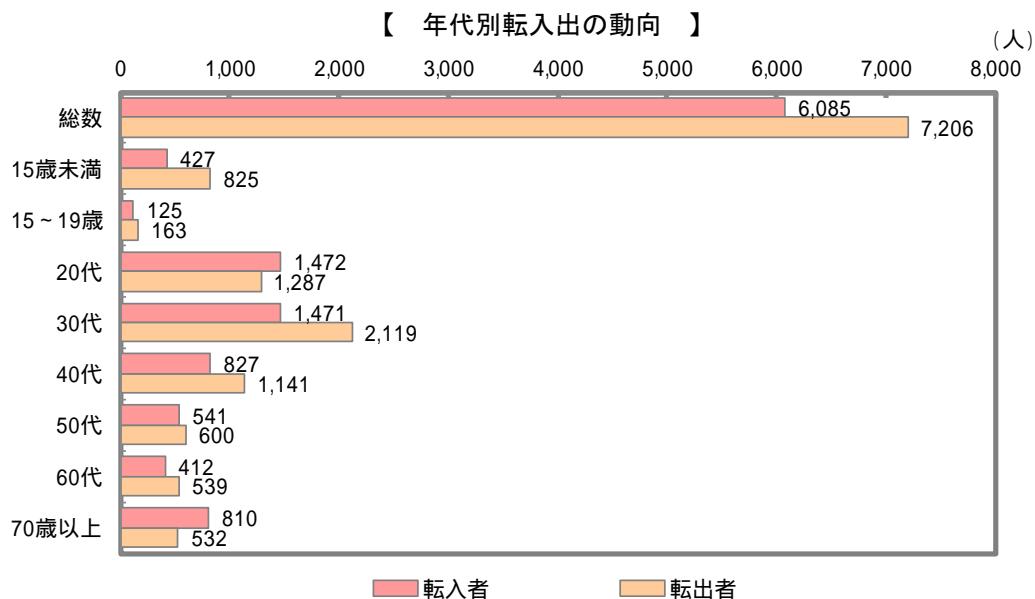
⑧ 福生市における社会動態

福生市における社会動態を見ると、社会動態は増減を繰り返しており、平成 30 年度では、減少しマイナス 261 人となっています。



⑨ 福生市における年代別転入出の動向

年代別転入出の動向を見ると、20代と70歳以上を除く年代で転出者が転入者を上回っています。転入者は20代で最も多く1,472人、転出者は30代で最も多く2,119人となっています。



資料：国勢調査（平成27年）

⑩ 福生市における出生から小学校入学までの人口の推移

出生から小学校入学までの人口の推移を見ると、毎年度の出生児が小学校入学時までに約90人減少しています。

【 出生から小学校入学時点（7歳）までの人口の推移 】

単位：人

時点	平成19年1月1日 0歳児	平成20年1月1日 0歳児	平成21年1月1日 0歳児	平成22年1月1日 0歳児
平成19年1月1日	493 (0歳)			
平成20年1月1日	484 (1歳)	494 (0歳)		
平成21年1月1日	470 (2歳)	478 (1歳)	520 (0歳)	
平成22年1月1日	452 (3歳)	448 (2歳)	490 (1歳)	483 (0歳)
平成23年1月1日	440 (4歳)	433 (3歳)	468 (2歳)	460 (1歳)
平成24年1月1日	433 (5歳)	413 (4歳)	451 (3歳)	430 (2歳)
平成25年1月1日	430 (6歳)	413 (5歳)	466 (4歳)	442 (3歳)
平成26年1月1日	415 (7歳)	401 (6歳)	452 (5歳)	426 (4歳)
平成27年1月1日	409 (8歳)	392 (7歳)	438 (6歳)	410 (5歳)
平成28年1月1日	411 (9歳)	390 (8歳)	431 (7歳)	409 (6歳)
平成29年1月1日	413 (10歳)	389 (9歳)	430 (8歳)	409 (7歳)
平成30年1月1日	422 (11歳)	393 (10歳)	432 (9歳)	415 (8歳)
小学校入学時の 人口増減	-78	-102	-89	-74

資料：住民基本台帳

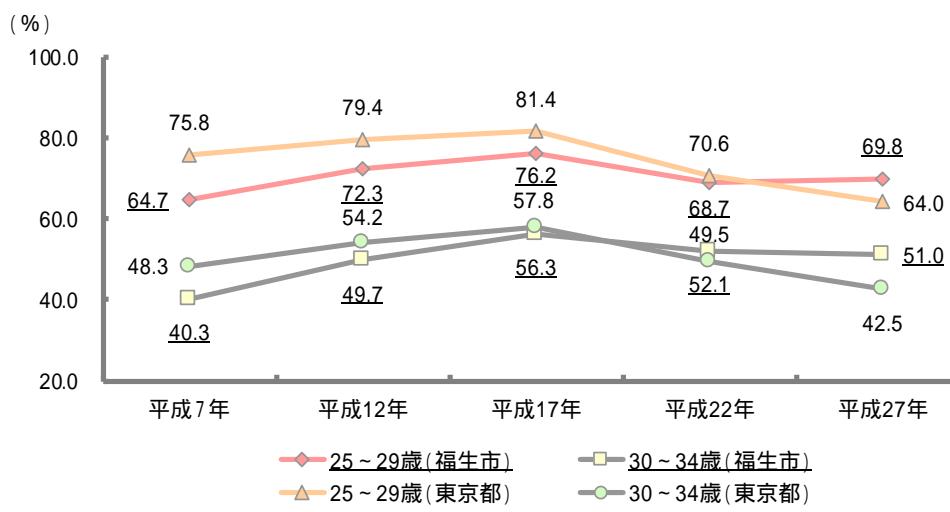
(2) 婚姻の動向

① 未婚率

未婚率は、男女とも平成17年までは増加していましたが、平成22年以降減少傾向となっており、平成27年には男性の25～29歳が69.8%、30～34歳が51.0%、女性の25～29歳が62.6%、30～34歳が37.3%となっています。

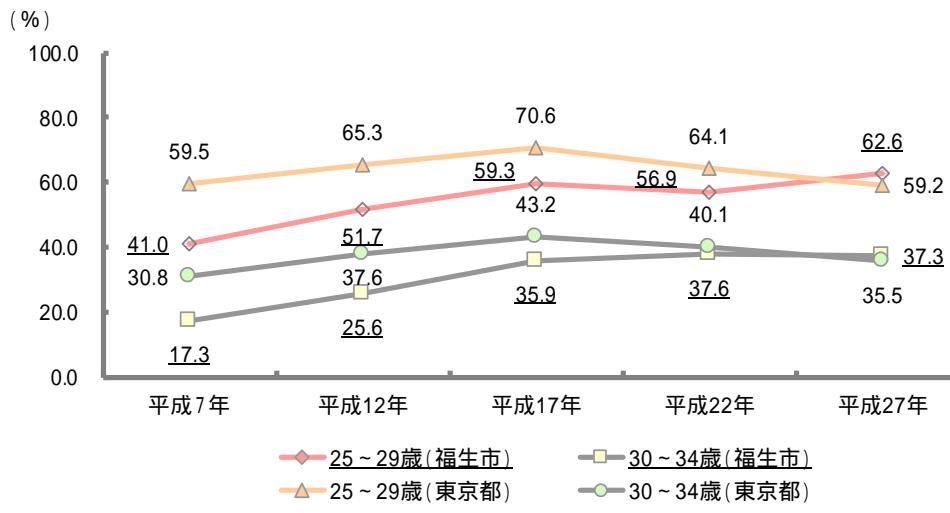
東京都平均と比べると、福生市の未婚率は東京都よりも低い数値で推移していましたが、平成27年には男女ともに25～29歳、30～34歳の未婚率が東京都の数値を上回っています。

【未婚率の推移（男性）】



資料：国勢調査

【未婚率の推移（女性）】

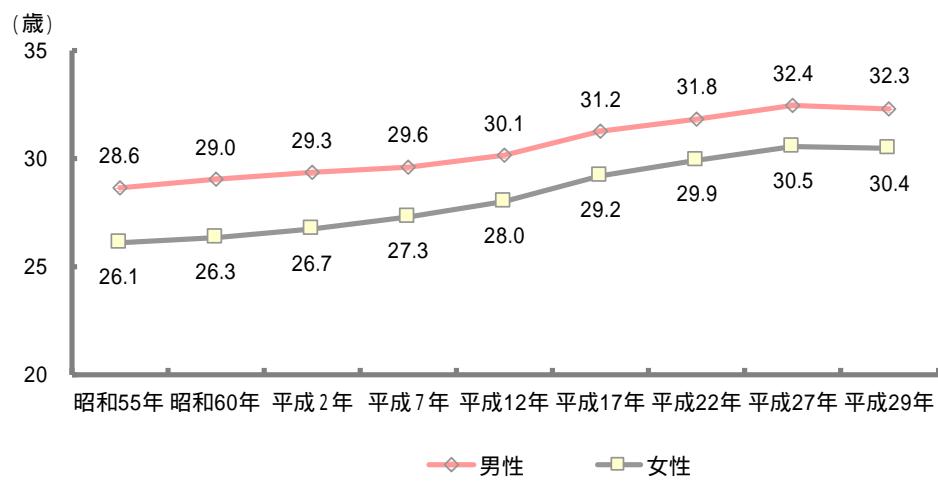


資料：国勢調査

② 平均初婚年齢

平均初婚年齢は、平成 27 年まで年々増加していましたが、平成 29 年には男女ともにやや減少し、男性が 32.3 歳、女性が 30.4 歳となっています。昭和 55 年から平成 29 年までの 37 年間で男性は 3.7 歳、女性は 4.3 歳の上昇が見られます。

【 平均初婚年齢の推移（東京都）】



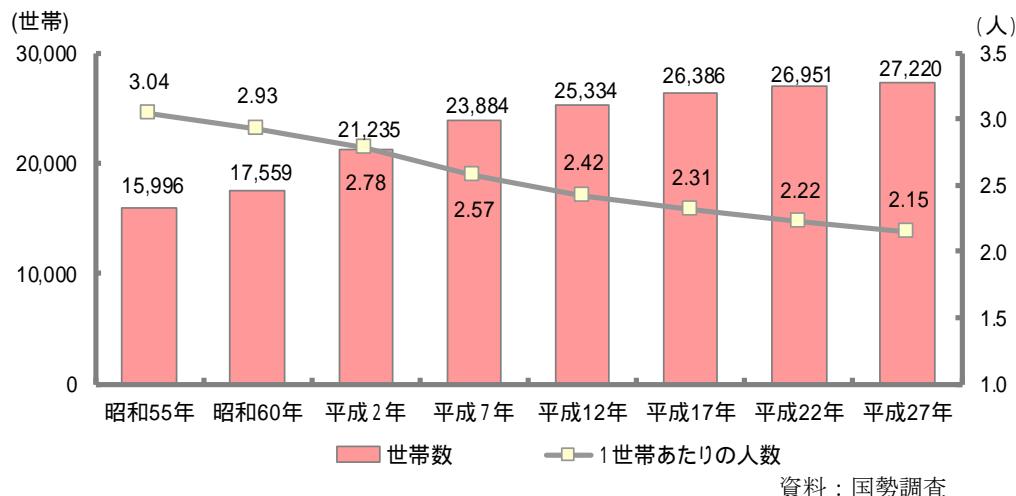
資料：東京都人口動態統計

(3) 世帯のまとめ

① 福生市における世帯数・一世帯あたりの人数

世帯数は、人口の減少傾向に反して増加しており、平成27年には27,220世帯となっています。それに伴い、一世帯あたりの人数は減少しており、平成27年には2.15人となっています。

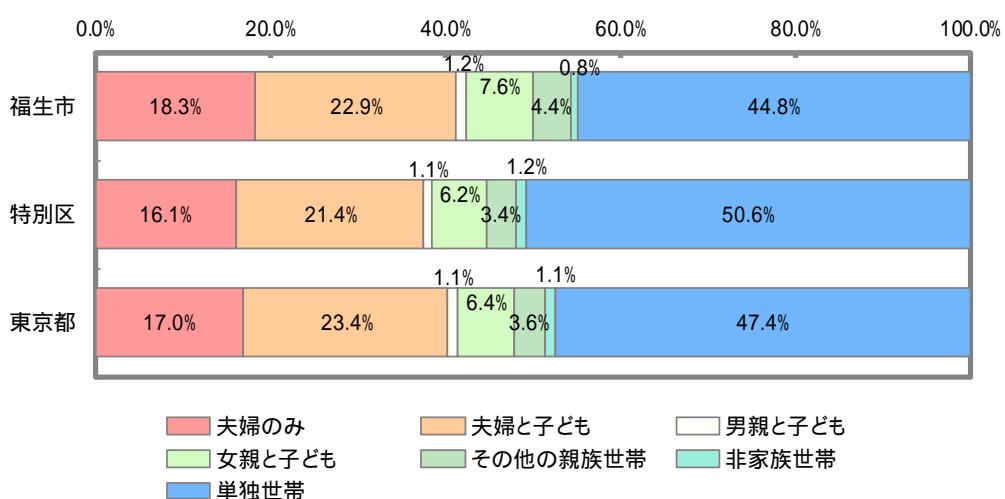
【 世帯数・一世帯あたり人数の推移 】



② 福生市における世帯構成

世帯構成は、東京都、特別区と比較して、「夫婦のみ」の割合が18.3%と高く、単独世帯の割合は44.8%と低くなっています。また、「男親と子ども」と「女親と子ども」をあわせたひとり親家庭の割合は8.8%と東京都の7.5%、特別区の7.3%と比較して高くなっています。

【 世帯構成比 】

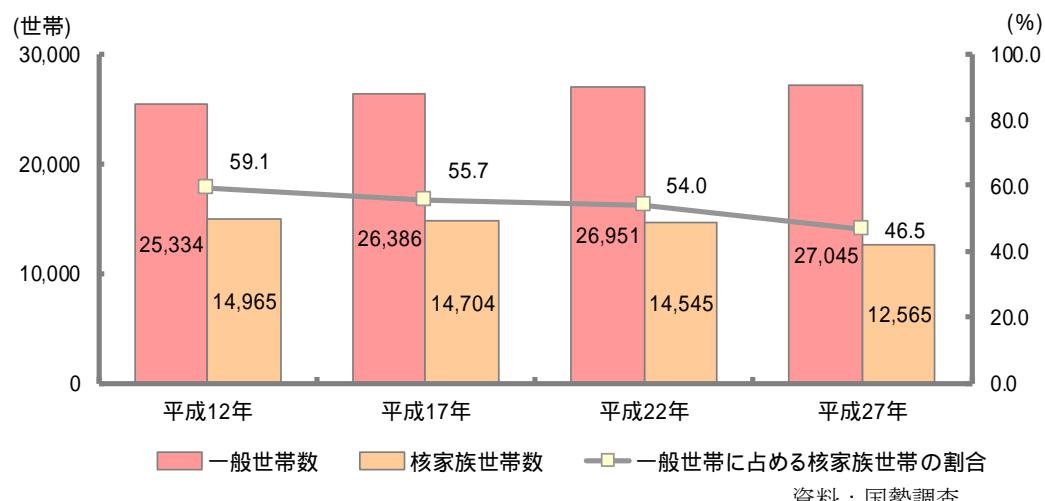


③ 福生市における核家族世帯数等の推移

一般世帯数は、平成 12 年から増加傾向にあります。核家族世帯数は平成 12 年以降減少傾向にあります。

一般世帯に占める核家族世帯の割合を見ても、平成 12 年から減少傾向にあり、平成 27 年では 46.5% と、平成 12 年に比べ 12.6 ポイント減少しています。

【 核家族世帯数の推移 】

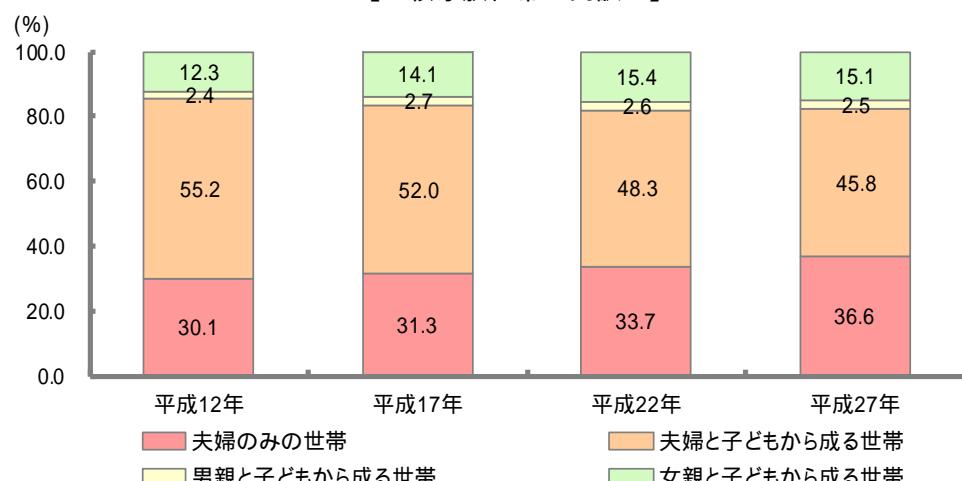


資料：国勢調査

④ 福生市における核家族世帯の内訳

核家族世帯の内訳を見ると、平成 12 年に比べ、夫婦と子どもから成る世帯の割合が減少しており、夫婦のみの世帯及び女親と子どもから成る世帯の割合がやや増加しています。

【 核家族世帯の内訳 】

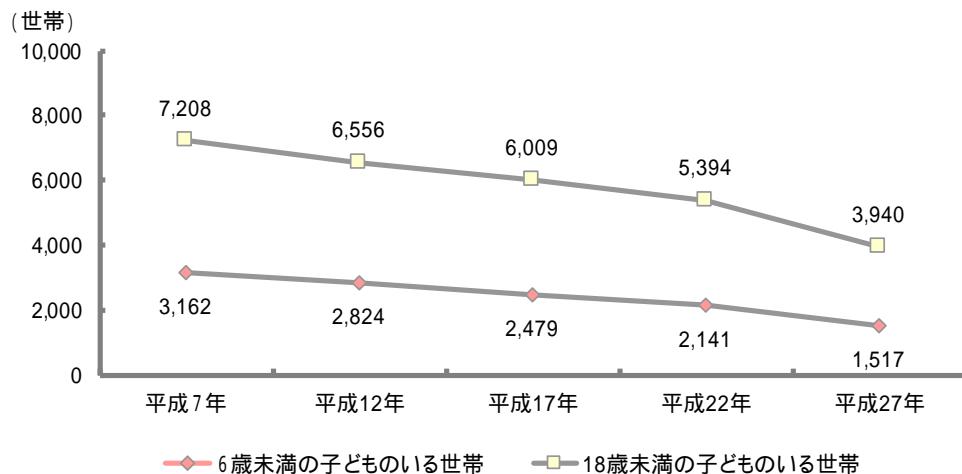


資料：国勢調査

⑤ 福生市における6歳未満、18歳未満の子どものいる一般世帯数

6歳未満、18歳未満の子どものいる一般世帯数は、6歳未満の子どものいる世帯、18歳未満の子どものいる世帯のどちらも減少しています。平成27年の数値を平成7年と比べると、6歳未満の子どものいる世帯数では約1,600世帯、18歳未満の子どものいる世帯数では約3,200世帯の減少がみられます。

【 6歳未満、18歳未満の子どものいる一般世帯数の推移 】



資料：国勢調査

(4) 就業のまとめ

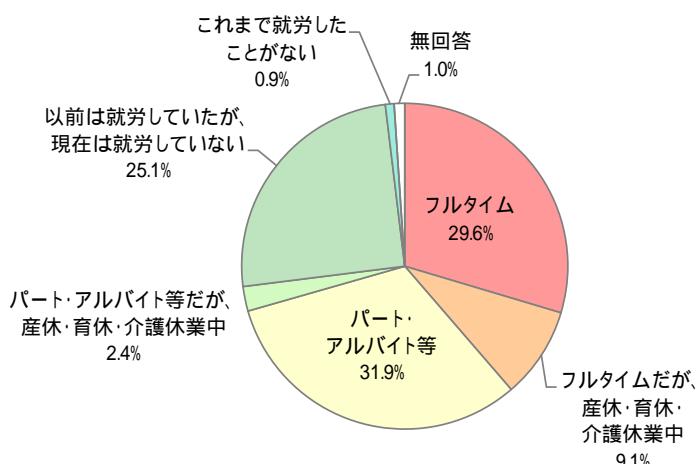
① 福生市における女性の就労

子どものいる母親の就労状況は、就学前児童の子どもを持つ母親のうち、29.6%が「フルタイム」、31.9%が「パート・アルバイト等」で働いており、約6割（61.5%）の母親が就労をしています。

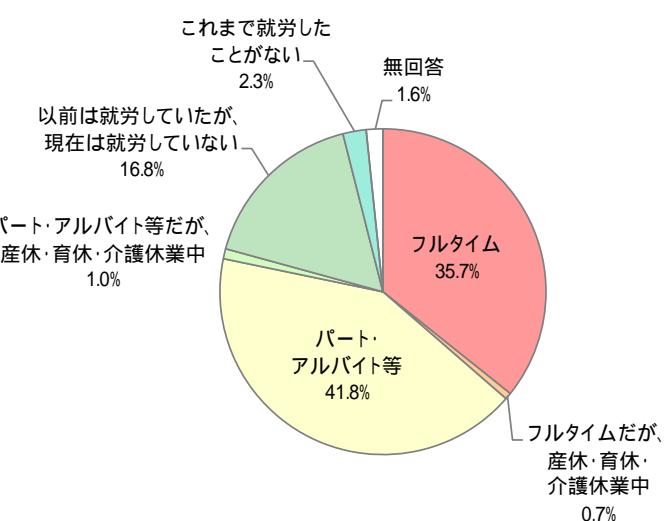
小学生の子どもを持つ母親では、35.7%が「フルタイム」、41.8%が「パート・アルバイト等」で就労しており、約8割（77.5%）の母親が就労しており、子どもの年齢が高くなるほど就労割合が高くなる傾向にあります。

【 母親の就労状況 】

【 就学前児童 】



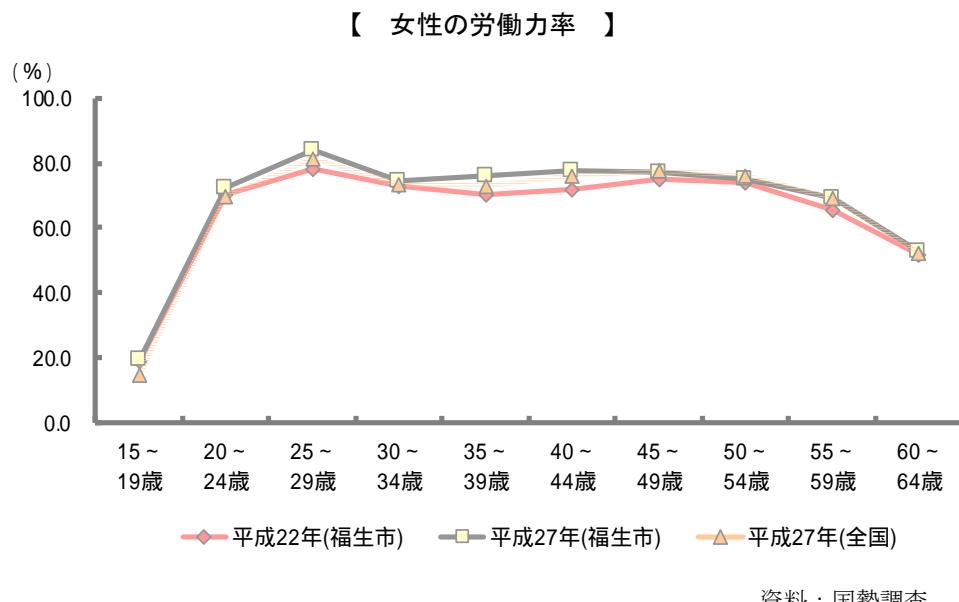
【 小学生 】



資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果報告書(平成31年3月)

② 福生市における女性の労働力率の推移

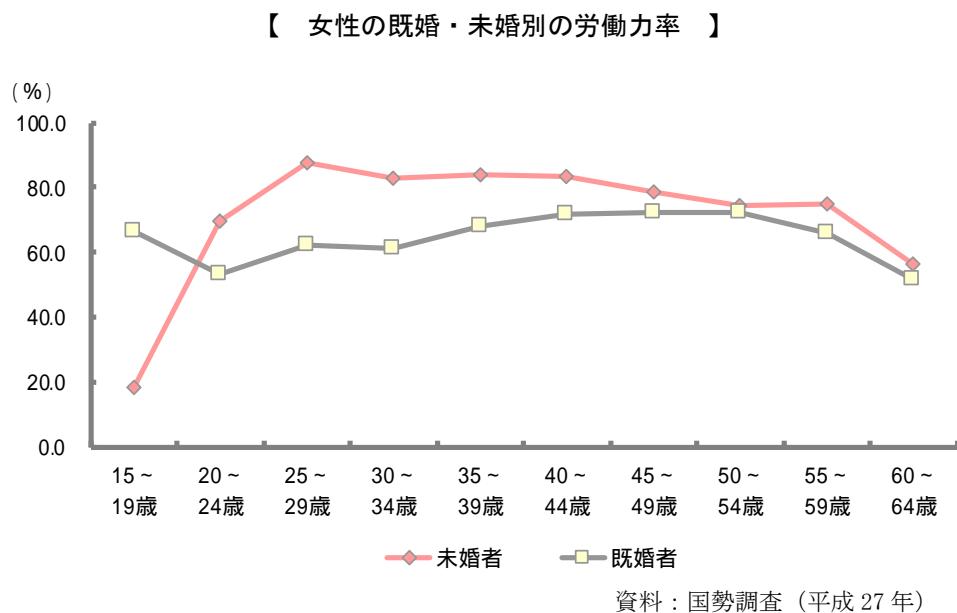
女性の労働力率を見ると、平成 22 年に比べ、特に 30 歳代において、女性の労働力率は上昇しており、30 歳代の出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブは解消されつつあります。



資料：国勢調査

③ 福生市における女性の既婚・未婚別の労働力率

未婚・既婚別女性の労働力率をみると、未婚と既婚では 20、30 歳代で、約 20 ポイントの差となっています。



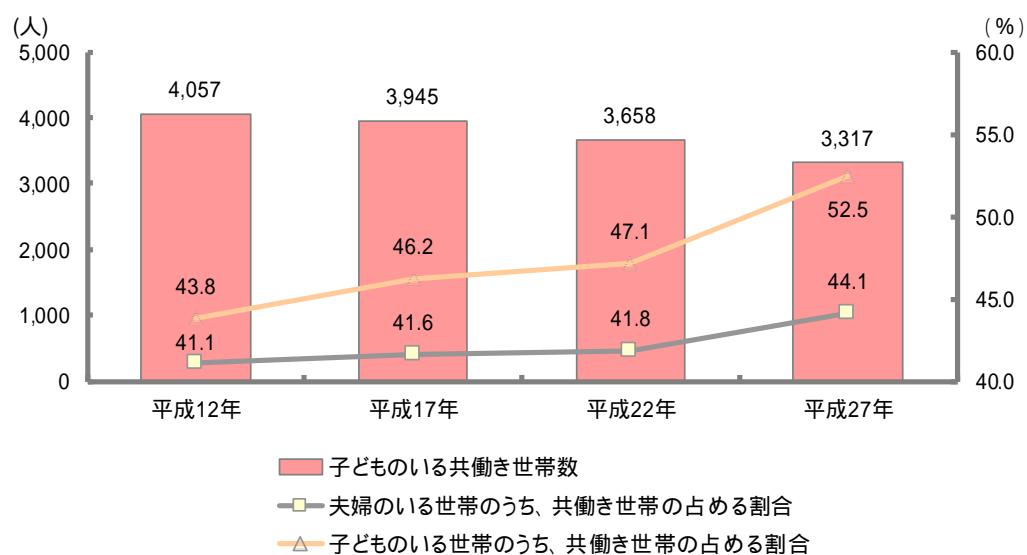
資料：国勢調査（平成 27 年）

④ 福生市における共働き世帯の状況

共働き世帯の状況を見ると、夫婦のいる世帯のうち共働き世帯が占める割合は平成12年では41.1%、平成27年には44.1%と増加しています。

子どものいる共働き世帯について見ると、平成12年は4,057世帯、平成27年には3,317世帯と減少していますが、子どものいる世帯のうち共働き世帯の占める割合は増加しており、平成27年には52.5%と半数を超えていました。このことから、子どものいる世帯の共働きの割合が増加していると見受けられます。

【 共働き世帯の状況 】



資料：国勢調査

(5) 福生市における保育サービスの現状

① 認可保育所等の状況

ア 施設数と入園児童数

認可保育所等については、令和元年度現在私立保育園が 16 園開設されています。市内の園全体の定員は 1,395 人ですが、定員の弾力的な運用により、定員以上の児童が認可保育所等を利用しています。

【 認可保育所等施設数、定員数、在籍児童数の推移（各年 4月 1日現在）】

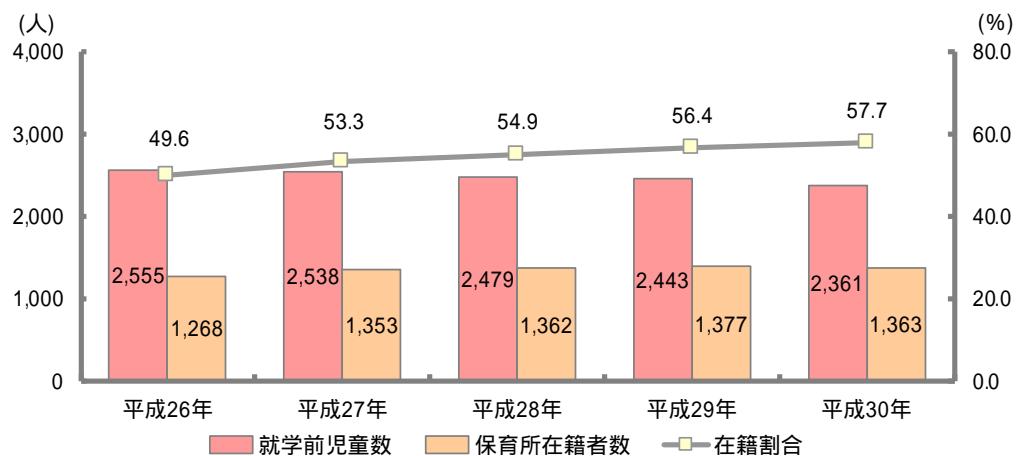
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
認可保育所等施設数	13 園	16 園	16 園	16 園	16 園
定員数（市内）	1, 280 人	1, 359 人	1, 359 人	1, 369 人	1, 385 人
市内の園の在籍児童数 ※（）は管外受託児で内数	1, 302 人 (47 人)	1, 392 人 (53 人)	1, 391 人 (45 人)	1, 400 人 (42 人)	1, 385 人 (40 人)
入所率	101. 7%	102. 4%	102. 4%	102. 3%	100. 0%
市外の園の在籍児童数	13 人	14 人	16 人	19 人	18 人
在籍児童数計	1, 268 人	1, 353 人	1, 362 人	1, 377 人	1, 363 人
待機児童数	5 人	6 人	0 人	0 人	0 人

イ 就学前児童数と保育所在籍児童数

就学前児童数は年々減少していますが、保育所（認可保育所、認証保育所、認定こども園、小規模保育園を含む。）在籍者数は増加傾向にあります。

就学前児童数に対する保育所在籍者数の割合を見ると、平成 26 年では 49.6% なのに対し、平成 30 年では 57.7% と 8.1 ポイント増加し、約 6 割が保育所に在籍しています。

【 就学前児童数と保育所在籍者数の推移 】



資料：就学前児童数：住民基本台帳（各年 4月 1日）、事務報告書
保育所在籍者数：子ども育成課（各年 4月）

ウ 年齢別保育所（園）の在籍割合

年齢別保育所（園）の在籍割合を見ると、平成 28 年度以降 2 歳児の割合は緩やかな増加傾向が見られます。

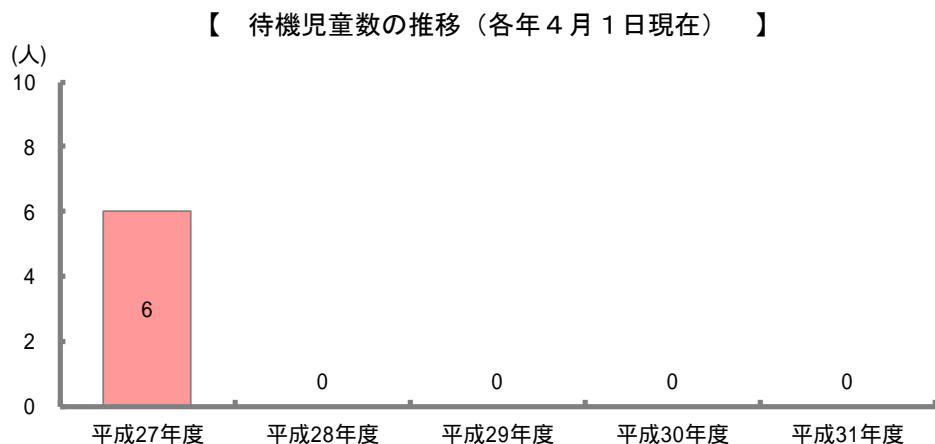
【 年齢別保育所（園）の在籍割合 】



資料：事務報告書（各年度 3月 1日）

エ 待機児童数の推移

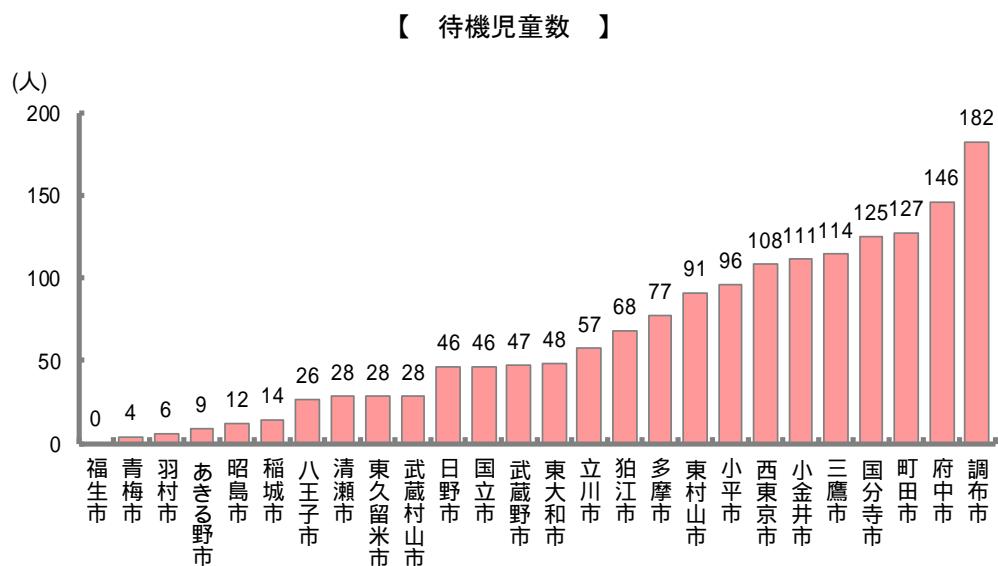
待機児童数を見ると、平成27年度は、6人の待機児童があり、平成28年度以降では、0人となりました。



資料：東京都福祉保健局少子社会対策部（各年4月1日現在）

オ 他市との比較

認可保育所等の施設整備等を積極的に行った結果、待機児童数は、平成31年4月1日現在、4年連続でゼロとなっています。



資料：東京都福祉保健局少子社会対策部（平成31年4月1日現在）

② 特別保育の実施状況

ア 延長保育

認可保育所等の保育時間は、原則午前7時から午後6時までですが、保護者の労働時間や通勤事情を考慮して、保育時間を夕方1時間延長する延長保育を全ての認可保育所等で実施しています。また、2時間延長保育を認可保育所等3園で実施しています。

【 延長保育の利用状況 】

項目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施園数	13 園	16 園	16 園	16 園	16 園
月平均利用人員	754 人	827 人	694 人	732 人	763 人

資料：子ども育成課

イ 乳児保育（0歳児）

乳児保育需要に対応するため、市内全ての認可保育所等（16園）で乳児保育が行われています。

【 乳児保育の利用状況 】

項目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施園数	13 園	16 園	16 園	16 園	16 園
月平均利用人員	99 人	130 人	134 人	131 人	128 人

資料：子ども育成課

ウ 一時預かり保育

保護者の育児疲れの解消、短時間労働、急病、冠婚葬祭など、緊急又は一時的な保育が必要となる子どもを預かる一時預かり保育は全ての認可保育所等で実施しています。

【 一時預かり保育の利用状況 】

施設	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	利用 人数	利用 日数								
認可保育所等	82 人	334 日	79 人	504 日	81 人	667 日	89 人	481 日	76 人	505 日

資料：子ども育成課

エ 休日保育・年末保育

保護者の就労などのために家庭で保育ができない子どもを預かる休日保育は、すみれ保育園、杉ノ子第二保育園で実施しています。

また、認可保育所等が休園となる12月29日から31日までの間、保護者が仕事などの理由により家庭で保育ができない子どもを預かる年末保育は、すみれ保育園で実施しています。

【 休日保育の利用状況 】

施設	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	利用 人数	利用 日数								
福生保育園	17 人	148 日	17 人	138 日	24 人	218 日	29 人	274 日	25 人	239 日
すみれ保育園	19 人	62 日	23 人	81 日	23 人	212 日	19 人	176 日	17 人	153 日
※下段は年末保育	8 人	17 日	9 人	11 日	12 人	17 日	13 人	16 日	5 人	7 日
合 計	44 人	227 日	49 人	230 日	59 人	447 日	61 人	466 日	47 人	399 日

資料：事務報告書

オ 病児保育

保護者が就労等により、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合、病気の回復期に至らない子どもを預かる病児保育については「病児保育室あんず（清水小兒科・内科クリニック併設）」で実施しています。

また、病気の回復期にある子どもを、認可保育所等での集団保育が困難な期間に預かる病後児保育は、福生保育園で実施しています。

【 病児保育の利用状況 】

施設	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	利用 人数	利用 日数								
病児保育室あんず	-	-	107 人	471 日	152 人	610 日	212 人	822 日	201 人	847 日
福生保育園	27 人	76 日	53 人	217 日	86 人	305 日	88 人	369 日	85 人	250 日
すみれ保育園	11 人	12 日	15 人	31 日	-	-	-	-	-	-
合 計	38 人	88 日	175 人	719 日	238 人	915 日	300 人	1,191 日	286 人	1,097 日

資料：事務報告書

力 障害児保育

障害児の保育需要に対応するため、市内全ての認可保育所等で障害児保育が行われています。

【 障害児の利用状況 】

項目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施園数	13 園	16 園	16 園	16 園	16 園
月平均利用人員	25 人	29 人	31 人	34 人	33 人

資料：子ども育成課

③ 認定子ども園

保育園と幼稚園の機能をあわせ持つ※認定こども園は、市内に 1 か所、保育所型の認定こども園が開設されています。

【 認定こども園一覧 】

認定こども園名	定員
牛浜こども園	66 名

資料：子ども育成課

④ 乳幼児ショートステイ

乳幼児ショートステイは、保護者の疾病や出産、冠婚葬祭等のため一時的に家庭で養育ができないとき、1回につき原則7日以内（宿泊可）で、生後57日から小学校入学前の乳幼児を預かります。

平成18年4月から、社会福祉法人東京恵明学園に委託して実施しています。

【 乳幼児ショートステイの利用状況の推移（年間延べ人数） 】

施設	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	利用 人数	利用 日数								
東京恵明学園	25 人	29 日	32 人	32 日	41 人	41 日	39 人	39 日	78 人	78 日

資料：子ども家庭支援課

※巻末の用語解説参照

⑤ ファミリー・サポート・センター

地域において育児の援助を受けたい方（依頼会員）と育児の援助ができる方（提供会員）から構成され、地域の中で助けあいながら子育てをサポートする会員組織の有償ボランティア活動です。※ファミリー・サポート・センターには相互援助活動の調整（コーディネート）をするアドバイザーがいます。

本市では、平成 25 年 10 月から事業を開始しています。

【 ファミリー・サポート・センターの利用状況 】

年度	依頼会員	提供会員	両方会員	会員合計	利用日数 (延べ回数)
平成 26 年度	98 人	45 人	3 人	146 人	940 回
平成 27 年度	121 人	57 人	3 人	181 人	1,264 回
平成 28 年度	151 人	65 人	5 人	221 人	816 回
平成 29 年度	165 人	76 人	7 人	248 人	636 回
平成 30 年度	177 人	96 人	5 人	278 人	517 回

資料：子ども家庭支援課

⑥ 幼稚園の状況

ア 施設数と在園児数

私立幼稚園は4園あり、それぞれの建学精神やその教育目標に基づき運営され、幼児の健やかな成長を支えています。

幼稚園終了後の※預かり保育は4園全てで実施されており、多様な保育ニーズへの対応を図っています。

【 令和元年度幼稚園数、在園児数の状況（5月1日現在）】

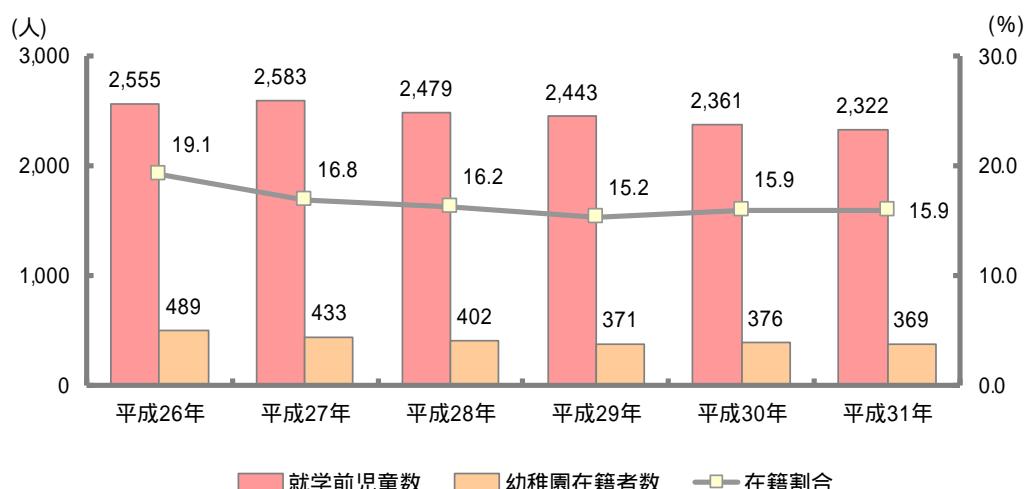
幼稚園	年齢	定員	市内在住園児数	市外在住園児数	合計園児数
私立幼稚園 4園	3歳児	278人	96人	24人	120人
	4歳児	354人	110人	20人	130人
	5歳児	357人	110人	33人	143人
	計	989人	316人	77人	393人

資料：子ども育成課

イ 就学前児童数と幼稚園在籍者数

就学前児童数は年々減少傾向にあります。就学前児童数に対する幼稚園在籍者数の割合を見ると、平成26年では19.1%なのに対し、平成31年では15.9%と3.2ポイント減少しています。

【 就学前児童数と幼稚園在籍者数の推移 】

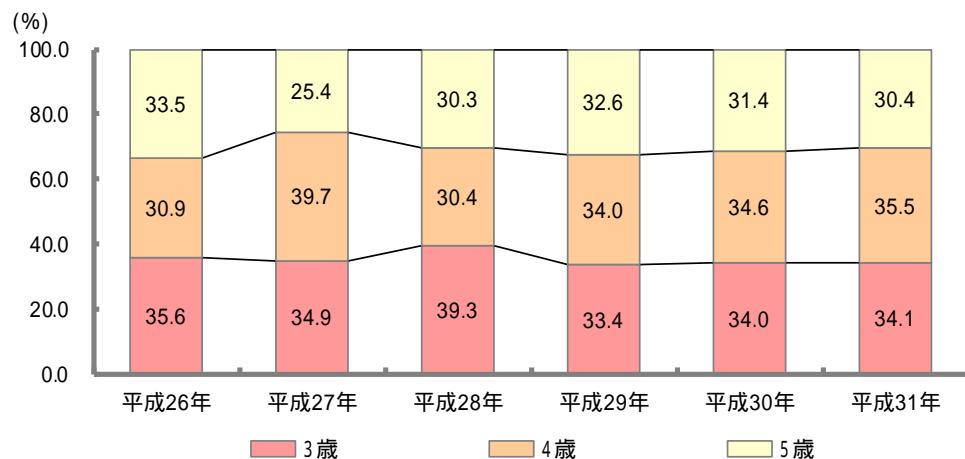


資料：就学前児童数：住民基本台帳（各年4月1日）、事務報告書
幼稚園在籍者数：子ども育成課（各年5月）

ウ 福生市における年齢別幼稚園の在籍割合

年齢別幼稚園の在籍割合を見ると、各年齢の在籍数は人口の増減等に伴う増減があるものの、ほぼ横ばいで推移しています。

【 年齢別幼稚園の在籍割合 】

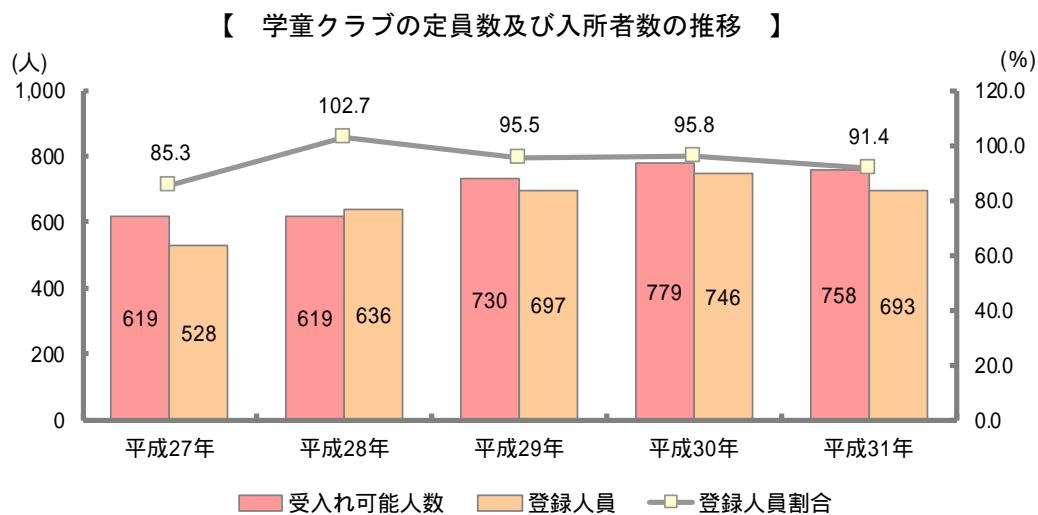


資料：子ども育成課（各年度 5月 1日）

(6) 福生市における学童クラブ・ふっさっ子の広場・児童館の状況

① 学童クラブの定員数及び入所者数

登録人員をみると、平成27年以降、平成30年まで増加していましたが、平成31年に減少し、693人となっています。



資料：子ども育成課

【 学童クラブの性別学年別入所者数、受入れ可能数及びクラブ数 】

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
1年生	男	87 人	115 人	102 人	104 人	82 人
	女	102 人	85 人	105 人	111 人	96 人
2年生	男	74 人	84 人	108 人	89 人	85 人
	女	69 人	92 人	78 人	95 人	104 人
3年生	男	48 人	64 人	69 人	92 人	76 人
	女	67 人	65 人	80 人	59 人	85 人
4～6年生	男	39 人	60 人	70 人	89 人	82 人
	女	42 人	71 人	85 人	107 人	83 人
小計	男	248 人	323 人	349 人	374 人	325 人
	女	280 人	313 人	348 人	372 人	368 人
合計		528 人	636 人	697 人	746 人	693 人
受入れ可能人数		619 人	619 人	730 人	779 人	758 人
クラブ数		12	12	12	12	13

資料：子ども育成課

② ふっさっ子の広場

*ふっさっ子の広場は、放課後に小学校内の施設や校庭を利用し、安全な見守りの中で、子どもが安心して楽しくすごせる「学び・体験・交流」の場として、平成19年10月から事業を開始しました。

現在では市内全ての小学校で実施されています。

【 ふっさっ子の広場の参加児童数と実施日数 】

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一小	参加児童数	6,326人	8,672人	8,249人	9,504人	9,596人
	実施日数	238日	240日	240日	240日	240日
二小	参加児童数	5,684人	5,268人	6,402人	7,249人	6,226人
	実施日数	238日	240日	239日	240日	240日
三小	参加児童数	8,404人	9,102人	8,641人	9,145人	9,492人
	実施日数	237日	240日	238日	240日	241日
四小	参加児童数	3,845人	6,317人	8,098人	6,758人	6,211人
	実施日数	237日	236日	238日	239日	239日
五小	参加児童数	4,208人	4,823人	4,538人	6,250人	5,860人
	実施日数	237日	239日	238日	239日	240日
六小	参加児童数	7,728人	7,893人	7,292人	7,769人	10,079人
	実施日数	240日	239日	238日	239日	240日
七小	参加児童数	5,111人	4,469人	4,827人	4,633人	4,619人
	実施日数	239日	241日	240日	241日	240日
合計	参加児童数	41,306人	46,544人	48,047人	51,308人	52,083人
	実施日数	1,666日	1,675日	1,671日	1,678日	1,680日

【 学童クラブとふっさっ子の広場の開所時間比較 】

項目	学童クラブ（延長育成時間を含む） *児童館併設学童クラブのみ午後8時まで延長可能	ふっさっ子の広場
月～金曜日（4月～9月）	下校時から午後7時まで	授業終了時から午後6時まで
月～金曜日（10月～3月）	下校時から午後7時まで	授業終了時から午後5時まで
土曜日	午前8時から午後7時まで	—
長期休業期間（夏季）	午前8時から午後7時まで	午後1時から午後6時まで
長期休業期間（冬季）	午前8時から午後7時まで	午後1時から午後5時まで

③ 児童館

田園児童館・武蔵野児童館・熊川児童館の3館が開設されており、指定管理者による管理・運営がされています。

児童館では子どもたちが遊びを通しての仲間づくりなど様々な活動を行っています。幼児の遊び場や親子事業もあり、保護者の交流の場にもなっています。また、子育てに関する情報交換や相談にも応じています。

【 児童館利用者の推移 】

年度	田園児童館	武蔵野台児童館	熊川児童館	合計
平成 26 年度	22,062 人	28,106 人	24,427 人	74,595 人
平成 27 年度	24,225 人	33,535 人	23,566 人	81,326 人
平成 28 年度	24,123 人	35,417 人	25,590 人	85,130 人
平成 29 年度	24,512 人	34,538 人	24,677 人	83,727 人
平成 30 年度	22,839 人	32,399 人	22,577 人	77,815 人

資料：子ども育成課

（7）子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センターは、子どもと家庭に関する市民の身近な相談窓口として、相談業務のほか、子育てに関する情報提供や子育てグループへの支援等を行っています。平成 17 年 7 月に開設、平成 20 年 1 月には従来型から児童虐待の未然防止や早期発見の観点が強化される先駆型に移行し、機能の充実を図っています。

【 各種相談事業の概要 】

年度	養護相談	保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他の相談	計
平成 26 年度	7,994 件	290 件	135 件	33 件	1,437 件	63 件	9,952 件
平成 27 年度	5,899 件	295 件	261 件	43 件	1,854 件	6 件	8,358 件
平成 28 年度	8,071 件	221 件	407 件	21 件	1,102 件	6 件	9,828 件
平成 29 年度	11,361 件	111 件	374 件	2 件	776 件	29 件	12,653 件
平成 30 年度	11,480 件	48 件	133 件	0 件	1,100 件	12 件	12,773 件

資料：子ども家庭支援課

(8) 子育て世代包括支援センター

*子育て世代包括支援センターは、平成 30 年 4 月に保健センター2 階に開設しました。妊娠届出から始まり、妊産婦と乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や乳幼児の保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関との連絡調整をするなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目ない支援を提供します。また、臨床心理士等が市内幼稚園、保育園の巡回相談を行い、子育てや発達等の課題についての相談にも応じています。

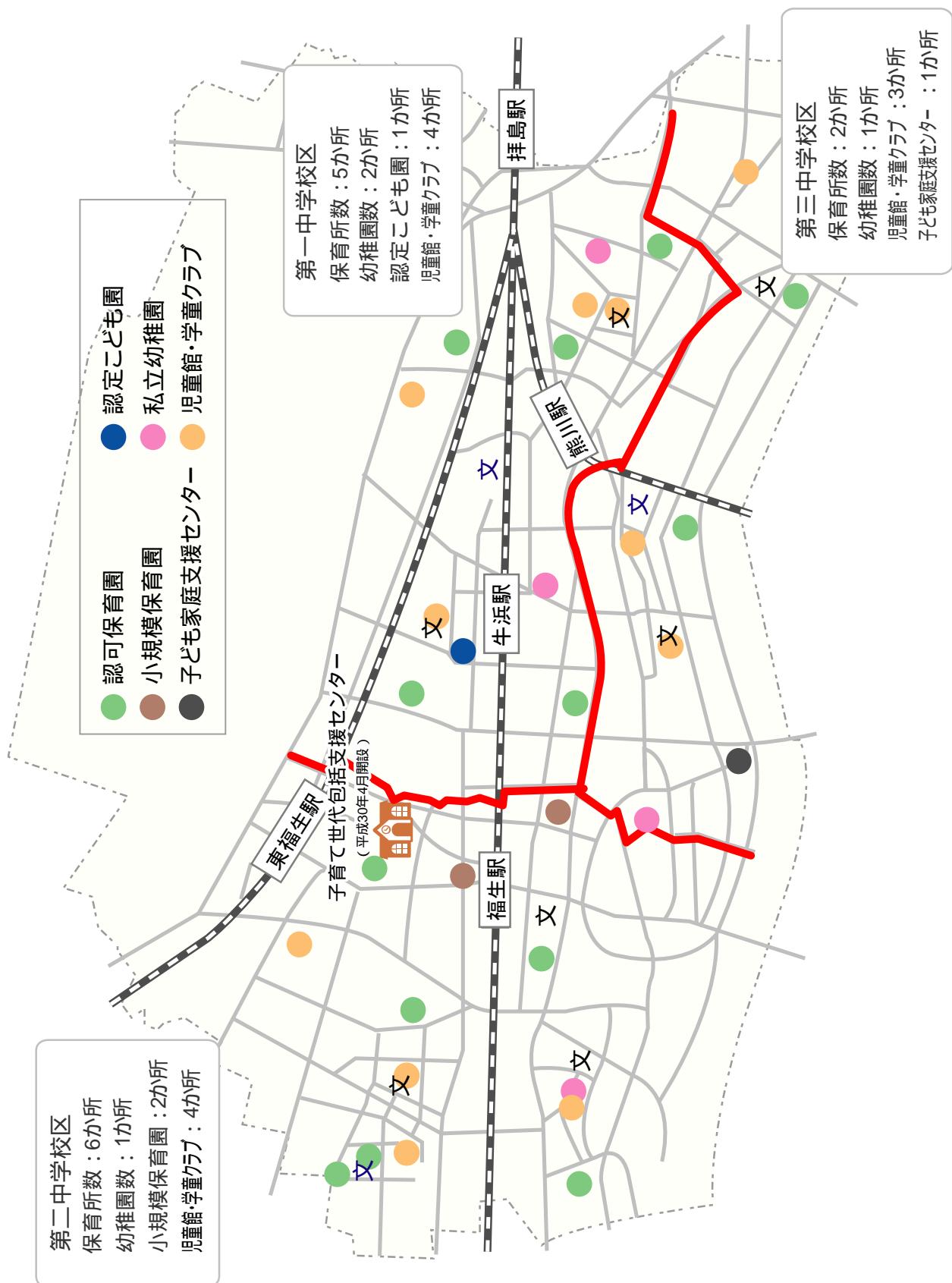
【妊娠届出及び妊婦面接者数】

項目	平成 30 年度
妊娠届出数	420 人
転入を含む妊婦面接数	454 人

【巡回相談及び心理個別相談状況】 () 内は延べ数

項目	平成 30 年度
巡回相談訪問件数（定期）	93 回
定期巡回訪問相談件数	342（801）人
心理個別相談件数	109（362）人

(9) 福生市の保育・教育施設等の配置状況



2 アンケート調査結果からみえる現状

(1) 調査の概要

① 調査対象者

- ア 就学前児童の保護者 1,200 人
(回収：576 人、回収率：48.0%)
- イ 小学生の保護者及び小学4年生～6年生本人 1,200 人
(回収：619 人、回収率：51.6%)
- ウ 中学生の保護者及び本人 600 人
(回収：300 人、回収率：50.0%)

② 調査方法

- ・就学前児童、小学生、中学生の保護者にそれぞれ異なる調査票を郵送により配布・回収
- ・小学4年生～6年生本人、中学生本人には保護者調査票と一緒に郵送により配布・回収

③ 抽出方法

平成30年10月1日現在の福生市在住0歳～14歳までのお子さんを住民基本台帳から無作為に抽出

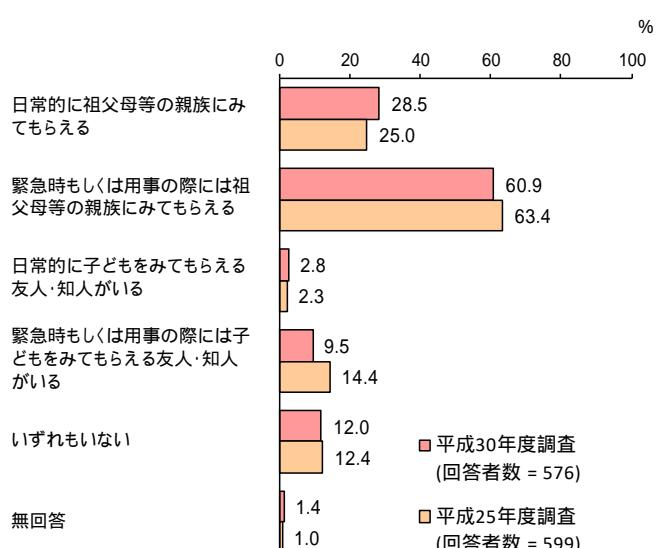
(2) 子どもと家族の状況について

日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が60.9%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が28.5%、「いずれもいない」の割合が12.0%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化は見られません。

【就学前児童調査】

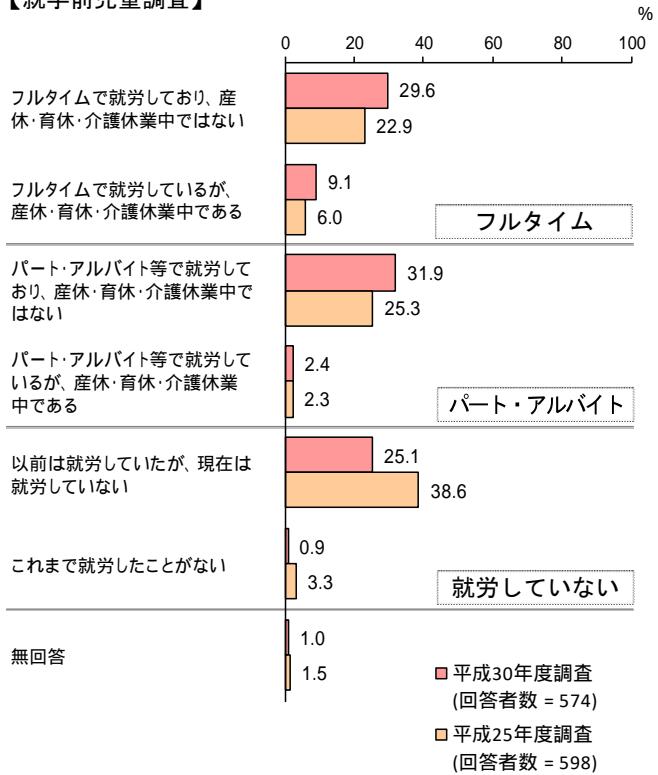


母親の就労状況

「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が31.9%と最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が29.6%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が25.1%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。

【就学前児童調査】

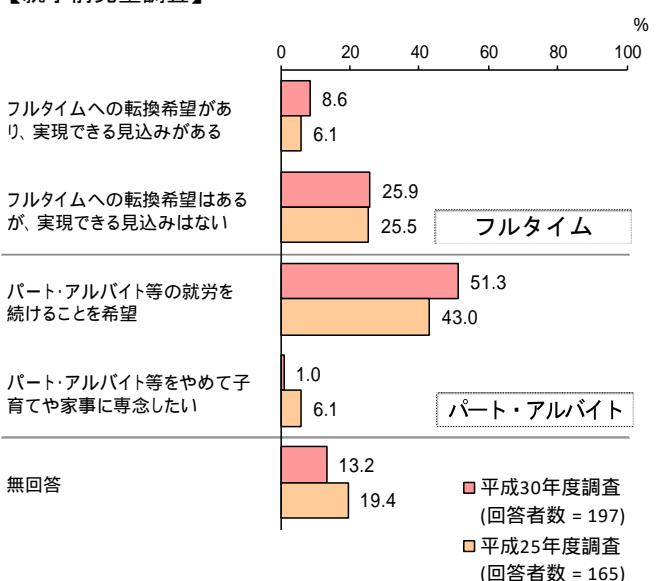


母親の就労意向（就労者の就労意向）

「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」の割合が51.3%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が25.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」の割合が増加しています。一方、「パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい」の割合が減少しています。

【就学前児童調査】

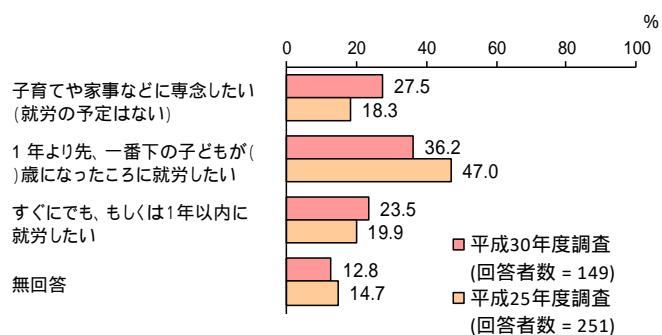


母親の就労意向（未就労者の就労意向）

「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったころに就労したい」【就学前児童調査】

歳になったころに就労したい」の割合が36.2%と最も高く、次いで「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が27.5%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が23.5%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が増加しています。一方、「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったころに就労したい」の割合が減少しています。

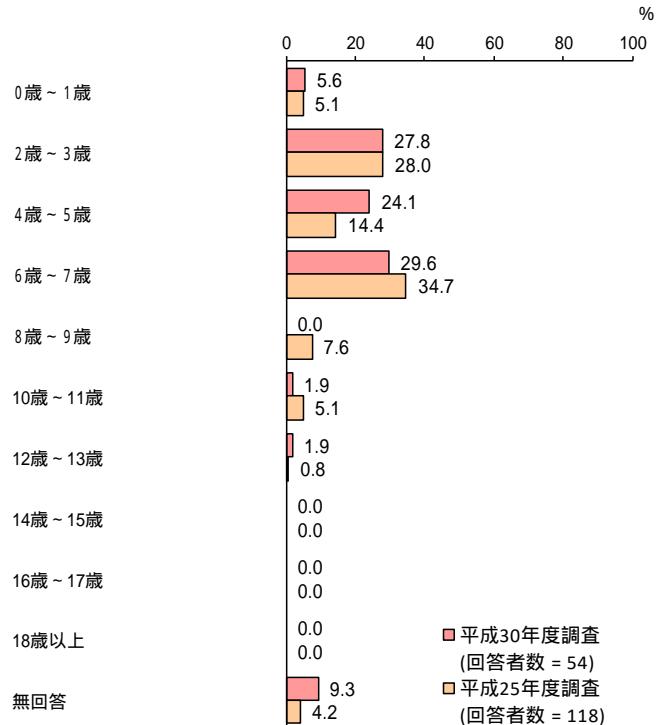


1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったころに就労したい

「6歳～7歳」の割合が29.6%と最も高く、次いで「2歳～3歳」の割合が27.8%、「4歳～5歳」の割合が24.1%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「4歳～5歳」の割合が増加しています。一方、「6歳～7歳」「8歳～9歳」の割合が減少しています。

【就学前児童調査】



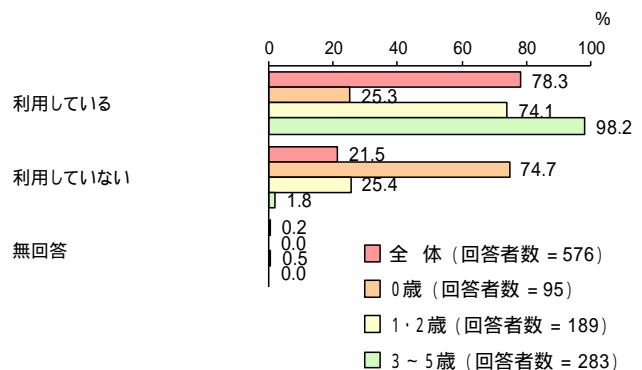
(3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」の割合が78.3%、「利用していない」の割合が21.5%となっています。

子どもの年齢別でみると、1・2歳の「利用している」の割合も74.1%となっており、3歳未満児のニーズの高さがわかります。

【就学前児童調査】

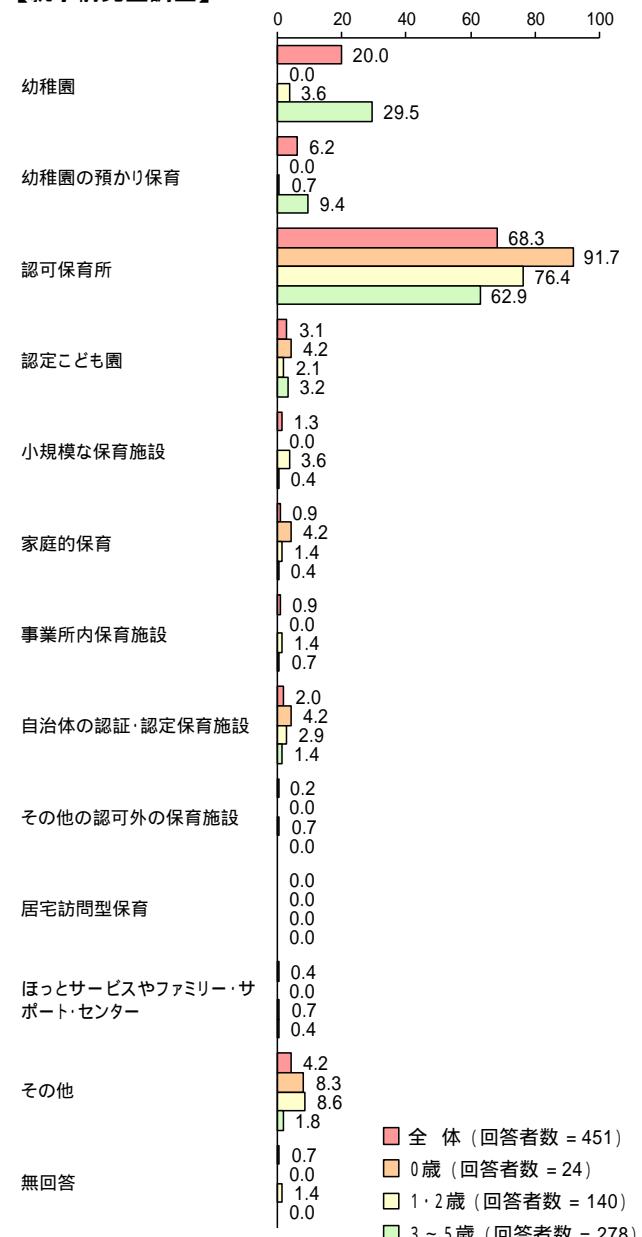


平日の定期的に利用している教育・保育事業

「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）」の割合が68.3%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が20.0%となっています。

子どもの年齢別でみると、すべての年齢で「認可保育所」が高く、0歳で91.7%、1・2歳で76.4%、3歳～5歳で62.9%となっています。

【就学前児童調査】

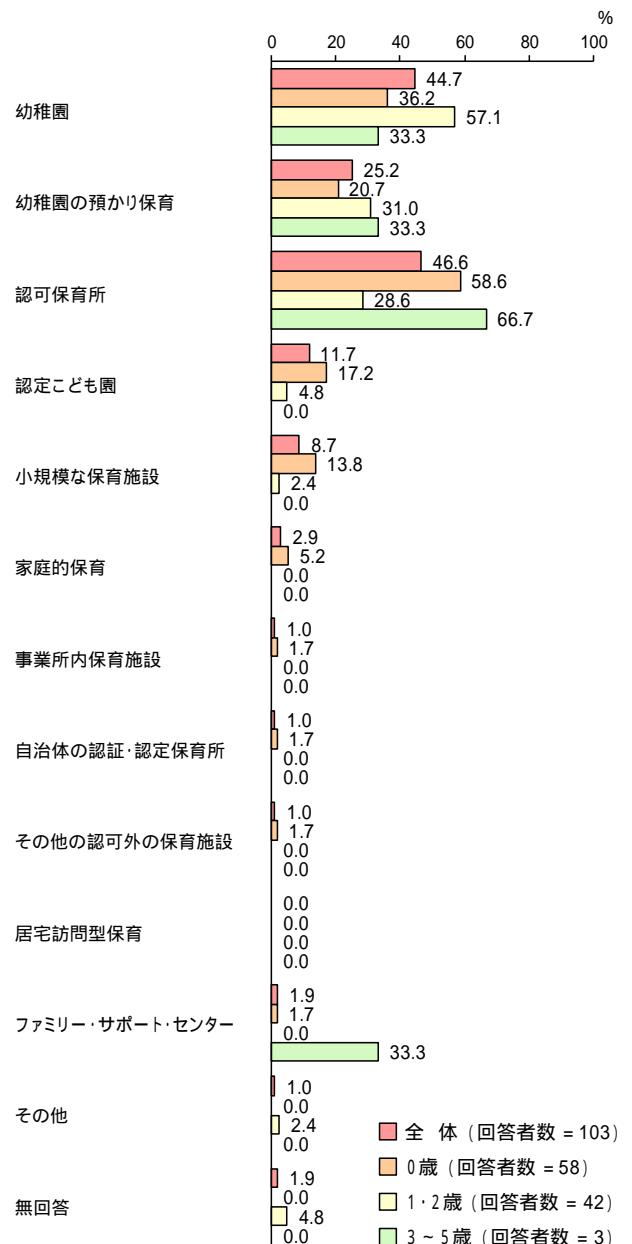


**平日、定期的に利用したい教育・保育事業
(「現在は利用していないが、新たに教育・保育施設を利用したい」と答えた方)**

「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員 20 人以上のもの）」の割合が 46.6% と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が 44.7%、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業）」の割合が 25.2% となっています。

子どもの年齢別でみると、すべての年齢で「認可保育所」と「幼稚園」の割合が高くなっています。

【就学前児童調査】



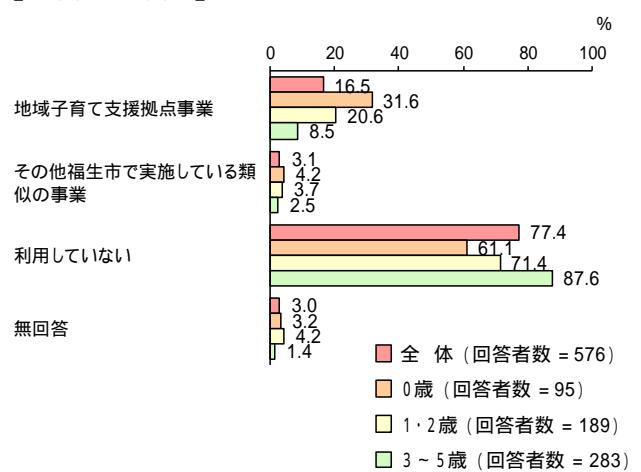
(4) 地域の子育て支援事業の利用状況について

地域子育て支援拠点事業の利用状況

「利用していない」の割合が77.4%と最も高く、次いで「*地域子育て支援拠点事業（子ども家庭支援センター、児童館の乳幼児対象事業や保育園で実施しているひろば事業、子育て相談事業）」の割合が16.5%となっています。

子どもの年齢別でみると、0歳で「地域子育て支援拠点事業」の割合が高く、3～5歳で「利用していない」の割合が高くなっていることから、子どもの年齢によってニーズに違いがあることがわかります。

【就学前児童調査】

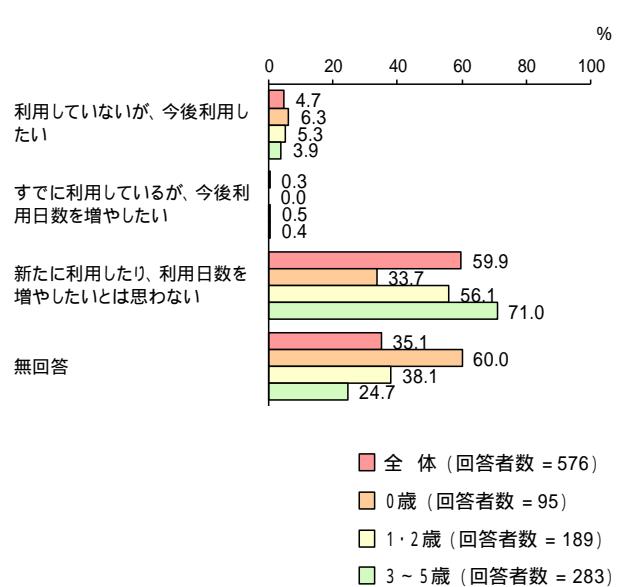


地域子育て支援拠点事業の利用希望

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が59.9%と最も高くなっています。

子どもの年齢別でみると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合について、0歳で低く、3～5歳で高くなっていることから、上記の利用状況と同様で、子どもの年齢によってニーズに違いがあることがわかります。

【就学前児童調査】



※巻末の用語解説参照

(5) 病気等の際の対応について

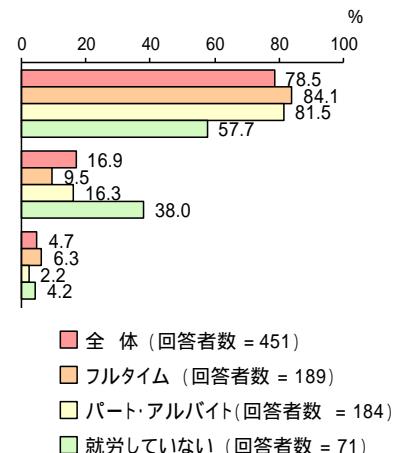
子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無

「あった」の割合が78.5%、「なかった」の割合が16.9%となっています。

就労状況別にみると、フルタイム及びパート・アルバイトで子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験が多くあることがわかります。

【就学前児童調査】

あった
なかった
無回答



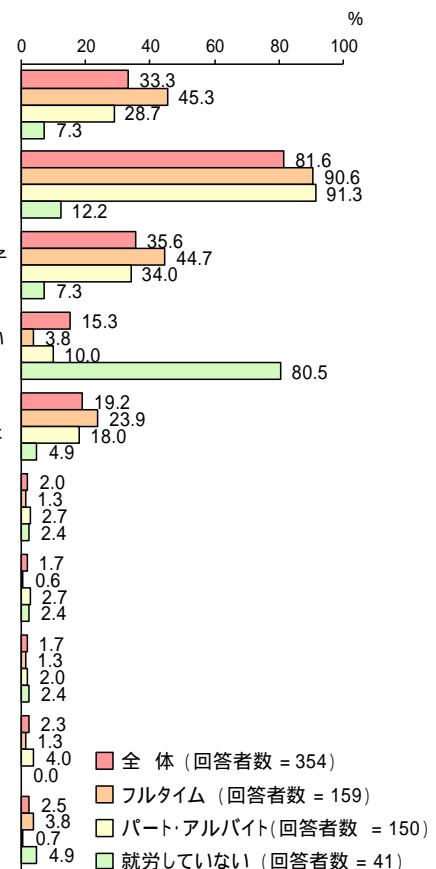
子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

「母親が休んだ」の割合が81.6%と最も高く、次いで「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が35.6%、「父親が休んだ」の割合が33.3%となっています。

就労状況別にみると、フルタイム及びパート・アルバイトで「母親が休んだ」の割合が9割超えており、就労形態に関わらず母親が休んで対応していることがわかります。

【就学前児童調査】

父親が休んだ
母親が休んだ
(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった
父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた
病児・病後児の保育を利用した
ベビーシッターを利用した
ほっとサービスやファミリー・サポート・センターを利用した
仕方なく子どもだけで留守番をさせた
その他
無回答



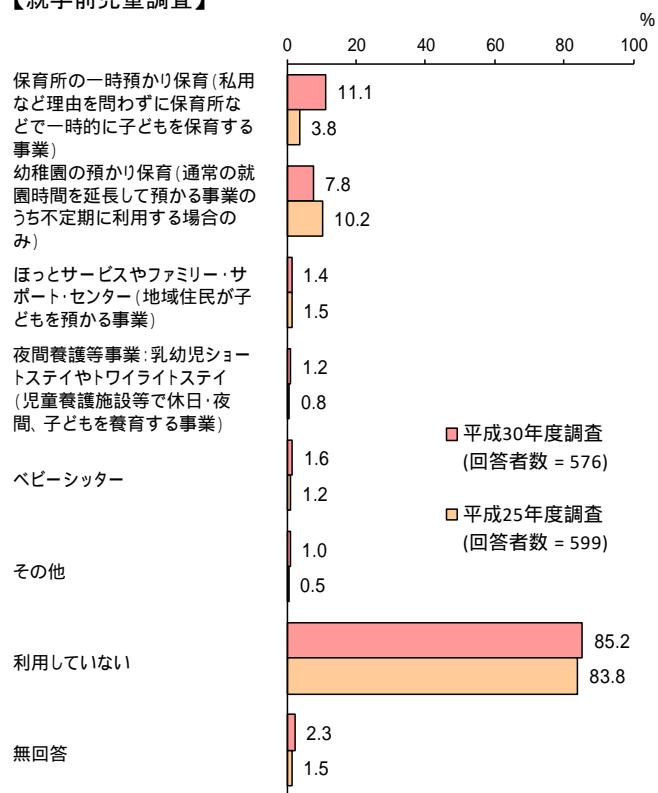
(6) 一時預かり等の利用状況について

不定期の教育・保育の利用状況

「利用していない」の割合が85.2%と最も高く、次いで「保育所の一時預かり保育（私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを保育する事業）」の割合が11.1%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「保育所の一時預かり保育（私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを保育する事業）」の割合が増加しています。

【就学前児童調査】



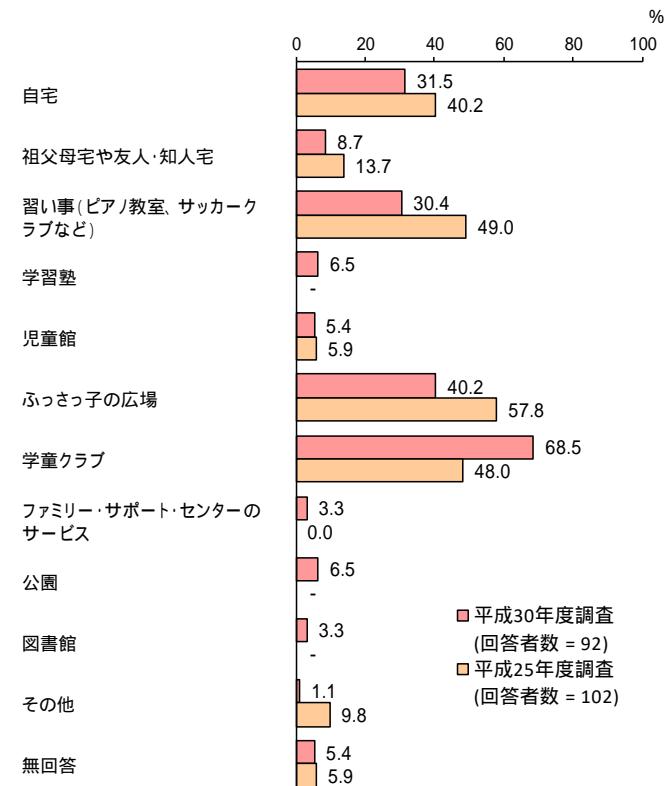
(7) 小学校就学後の過ごさせ方について

就学前児童保護者の小学校就学後（低・中学年）の放課後に過ごさせたい場所

「学童クラブ」の割合が68.5%と最も高く、次いで「ふっさっ子の広場」の割合が40.2%、「自宅」の割合が31.5%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「学童クラブ」の割合が増加しています。一方、「ふっさっ子の広場」の割合が減少しています。

【就学前児童調査】

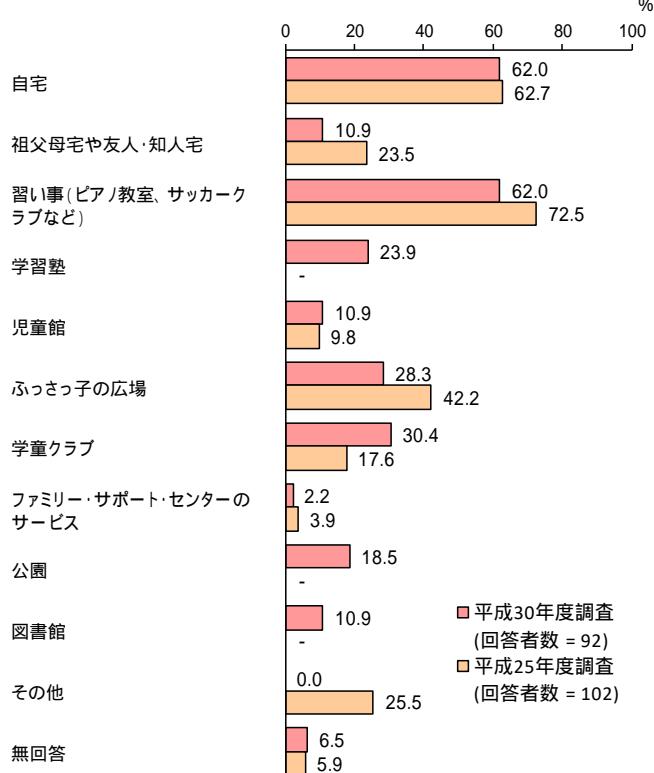


就学前児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブなど)」の割合が62.0%と最も高く、次いで「学童クラブ」の割合が30.4%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「学童クラブ」の割合が増加しています。一方、「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事(ピアノ教室、サッカークラブなど)」「ふっさっ子の広場」の割合が減少しています。

【就学前児童調査】

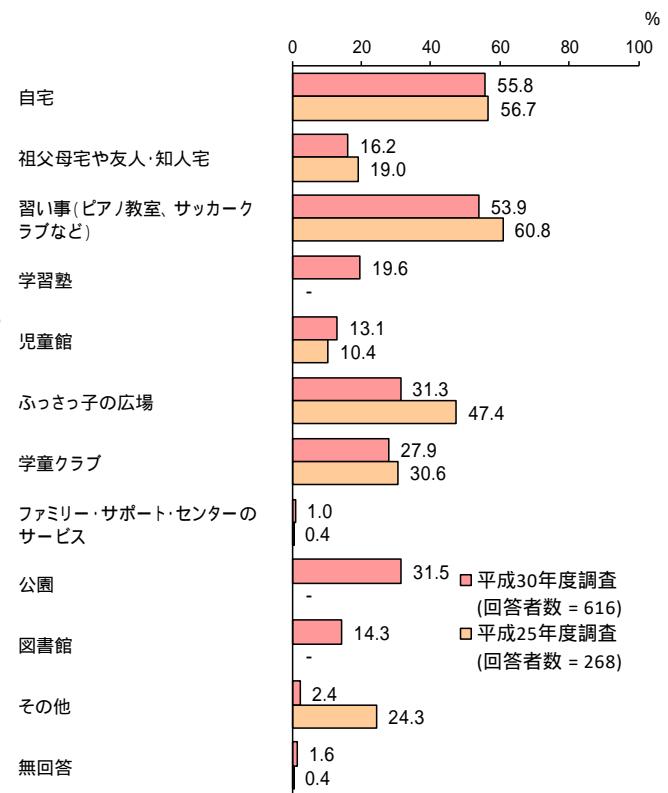


小学生保護者の小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が 55.8%と最も高く、【小学生調査】

次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブなど）」の割合が 53.9%、「公園」の割合が 31.5%となっています。

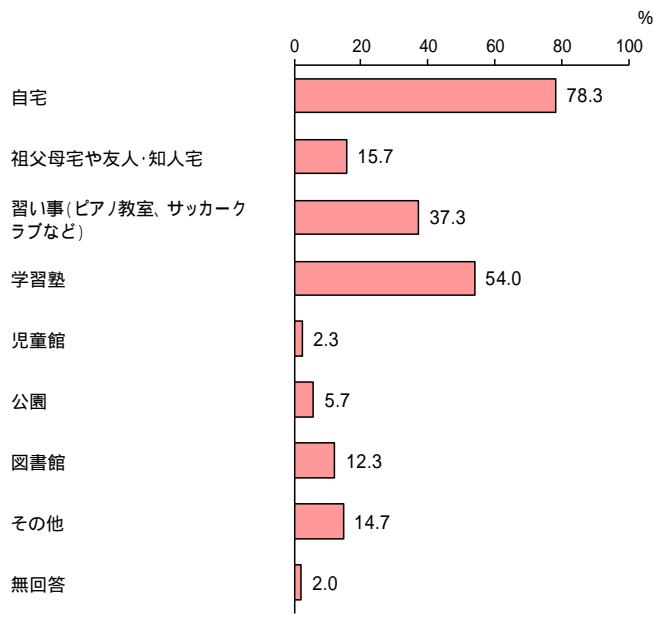
平成 25 年度調査と比較すると、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブなど）」「ふっさっ子の広場」の割合が減少しています。



中学生保護者の小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が 78.3%と最も高く、【中学生調査】

次いで「学習塾」の割合が 54.0%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブなど）」の割合が 37.3%となっています。

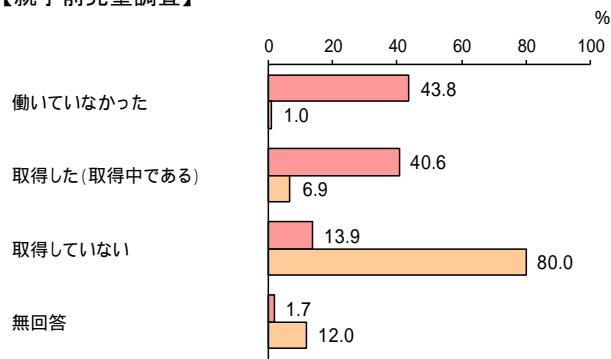


(8) *育児休業制度の利用状況について

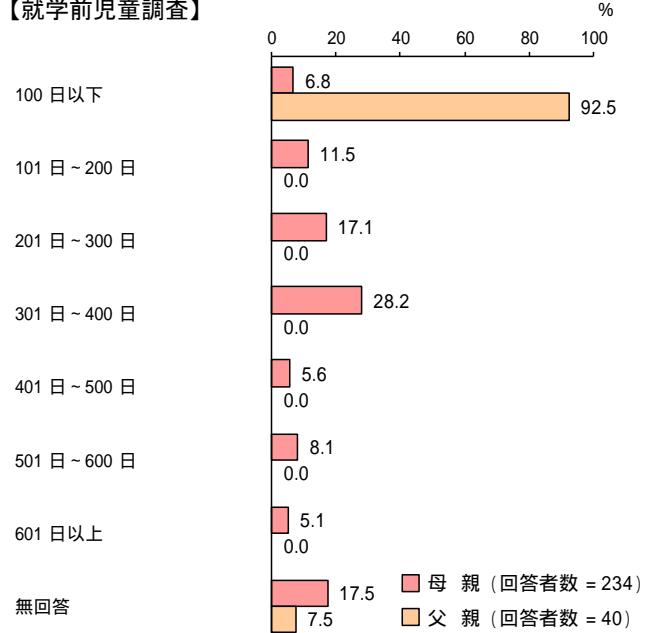
育児休業の取得状況と、育児休業の取得日数

育児休業を「取得した（取得中である）」が母親では40.6%、父親は6.9%となっています。また、母親の取得日数では「301日～400日」が28.2%となっています。

【就学前児童調査】



【就学前児童調査】



育児休業を取得していない理由

母親では、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が32.5%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が17.5%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」の割合が11.3%となっています。

父親では、「仕事が忙しかった」の割合が38.0%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が33.2%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が32.8%となっています。

【就学前児童調査】

単位：%

	件数	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	仕事が忙しかった	(産休後に)仕事に早く復帰したかった	仕事に戻のが難しそうだった	昇給・昇格などが遅れそうだった	収入減となり、経済的に苦しくなる	保育所(園)などに預けることができた	配偶者が育児休業制度を利用した	配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する 必要がなかった	子育てや家事に専念するため退職した	職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）	有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった	育児休業を取得できることを知らなかつた	産前産後の休暇を取得できることを知らず、退職した	その他	無回答
母親	80	11.3	5.0	2.5	10.0	-	3.8	2.5	-	2.5	32.5	17.5	11.3	2.5	3.8	25.0	10.0
父親	461	33.2	38.0	0.9	4.3	5.9	32.8	2.0	27.8	30.6	1.1	14.1	0.9	2.4	-	6.9	5.9

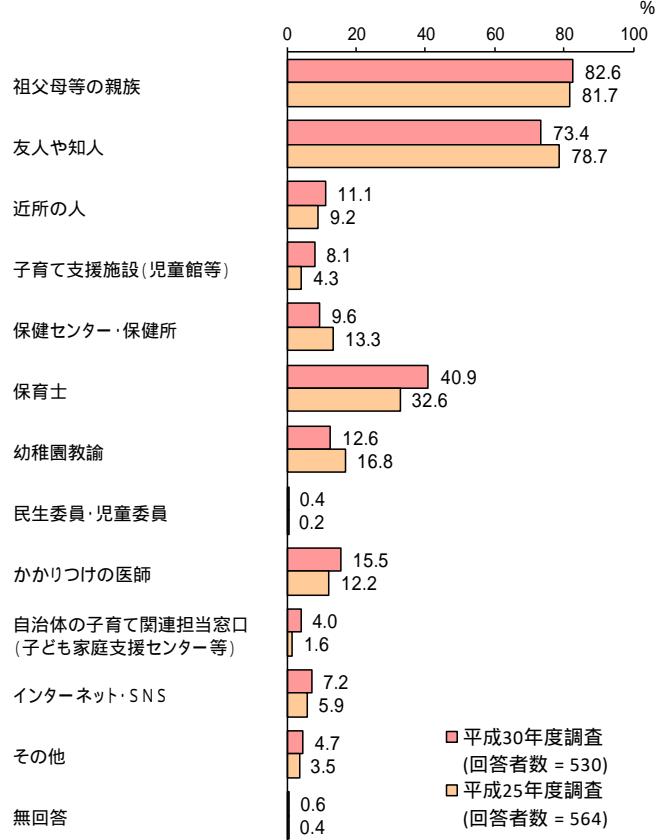
(9) 子育て全般について

就学前児童の保護者の気軽に相談できる相談先

「祖父母等の親族」の割合が82.6%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が73.4%、「保育士」の割合が40.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「保育士」の割合が増加しています。一方、「友人や知人」の割合が減少しています。

【就学前児童調査】



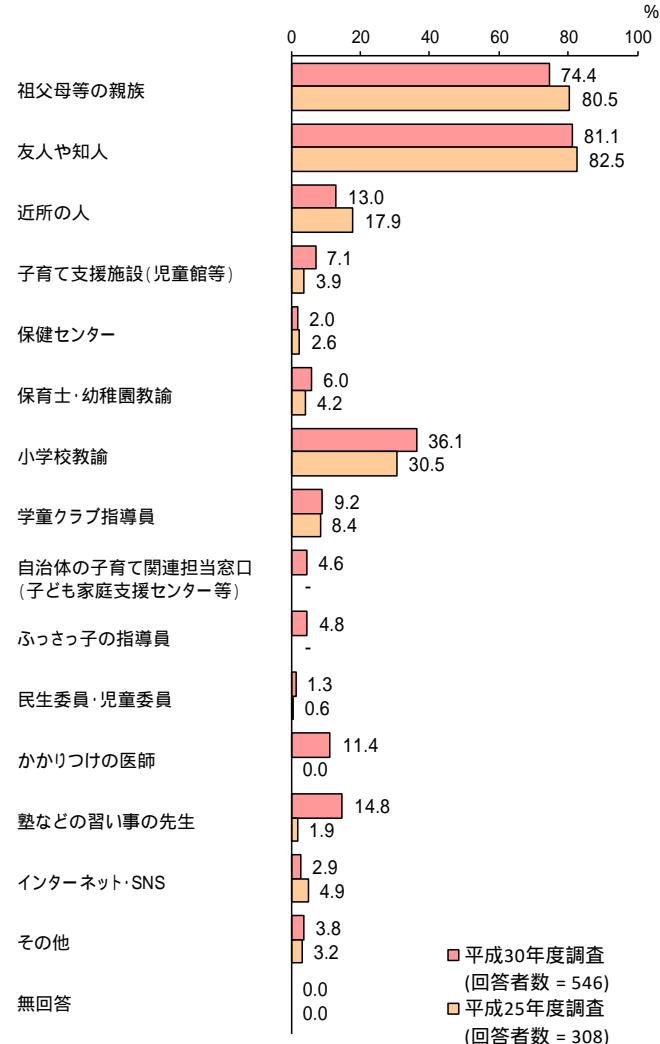
小学生保護者の気軽に相談できる相談先

「友人や知人」の割合が81.1%と最も

高く、次いで「祖父母等の親族」の割合が
74.4%、「小学校教諭」の割合が36.1%
となっています。

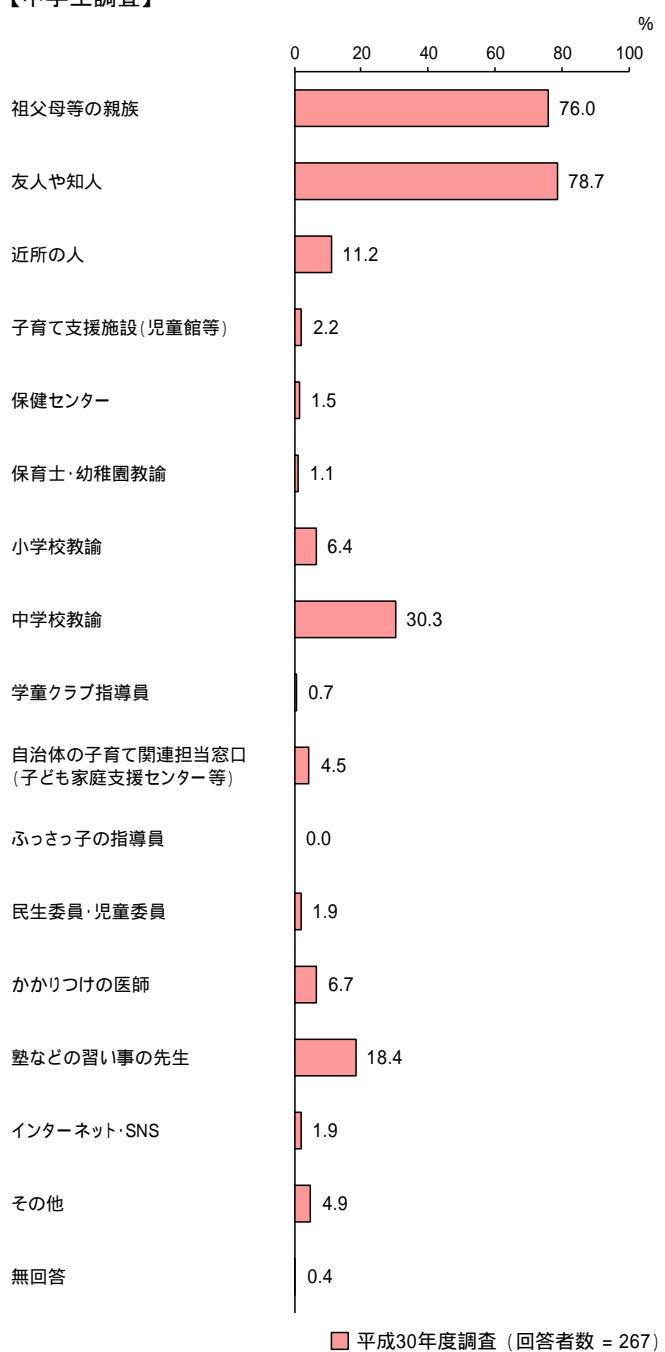
平成25年度調査と比較すると、「小学校教諭」「塾などの習い事の先生」の割合が
増加しています。一方、「祖父母等の親族」
の割合が減少しています。

【小学生調査】



中学生保護者の気軽に相談できる相談先

「友人や知人」の割合が78.7%と最も【中学生調査】
高く、次いで「祖父母等の親族」の割合が
76.0%、「中学校教諭」の割合が30.3%
となっています。



子育てで不安や負担と感じること

就学前児童調査では、「子どものしつけに不安がある」が最も高く、小学生調査及び中学生調査では、「子育てにかかる経済的な負担が大きい」が最も高くなっています。

【就学前児童調査・小学生調査・中学生調査】

	件数	子どもの健康に不安がある	子どもの発育・発達に不安がある	子どもの食事や栄養に不安がある	子どもの教育に不安がある	学校での教育内容が変わってきてることに不安がある	子どものしつけに不安がある	子どもの将来の進路について不安がある	配偶者の協力が少ない	配偶者と子育ての意見が合わない	子育てにかかる経済的な負担が大きい	子育ての大変さを身近な人が理解してくれない	配偶者以外に子育てを手伝ってくれる人がいない	地域の子育て支援サービスの内容や利用・申込方法がよくわからない	住宅が狭い	相談相手がない	その他	不安や負担などは感じない	無回答	
就学前児童	576	14.6	20.0	25.5	32.6	12.0	44.4	28.1	22.0	14.1	6.9	34.9	4.5	11.5	6.6	14.1	0.7	5.0	6.3	2.6
小学生	616	9.3	17.5	13.3	34.4	12.0	29.2	35.6	33.1	10.2	5.8	36.0	2.4	5.8	1.9	10.1	1.6	4.4	9.9	2.8
中学生	300	11.3	13.0	11.3	35.7	13.0	22.3	23.0	52.7	11.0	10.3	53.7	4.3	5.0	3.7	11.3	2.7	6.0	6.3	3.7

子育てで必要な支援・対策

就学前児童調査では、「保育サービスの充実」が最も高く、小学生調査及び中学生調査では、「子どもの教育環境」が最も高くなっています。

【就学前児童調査・小学生調査・中学生調査】

	件数	充実	地域における子育て支援の充実	保育サービスの充実	づくり	地域における子どもの活動拠点の充実	子育て支援のネットワーク	妊娠・出産に対する支援	乳児の育児に対する支援	子どもの教育環境	仕事と家庭生活の両立	犯罪・事故の軽減	子どもを対象にしたための療育施設の設置	児童への支援	特別な支援を要する児童のための療育施設の設置	不妊治療費等の助成	その他	無回答
就学前児童	576	22.6	28.5	6.6	11.1	12.0	5.7	21.4	16.1	31.1	17.7	3.6	3.0	6.9	3.3	26.2		
小学生	616	28.2	14.6	8.3	21.8	4.7	1.1	43.0	26.8	34.9	29.5	11.2	5.7	4.1	2.1	9.1		
中学生	300	26.0	12.3	5.0	14.3	6.0	3.0	39.3	28.7	35.0	23.3	14.7	8.0	4.0	4.7	10.3		

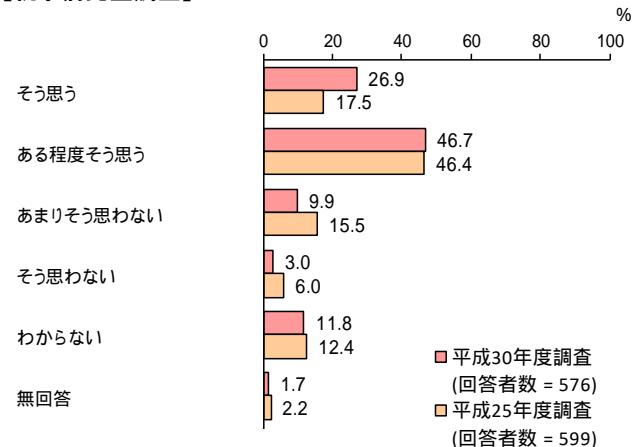
就学前児童保護者における地域に対する子育て環境がしやすいか否かの考え方

「ある程度そう思う」の割合が46.7%と最も高く、次いで「そう思う」の割合が26.9%、「わからない」の割合が11.8%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「そう思う」の割合が増加しています。一方、「あまりそう思わない」の割合が減少しています。

子育てしやすいという理由として、子育て支援が盛んであるという意見がある一方で、子育てしやすいとは思わない理由として、医療費や都市整備についての意見がありました。

【就学前児童調査】



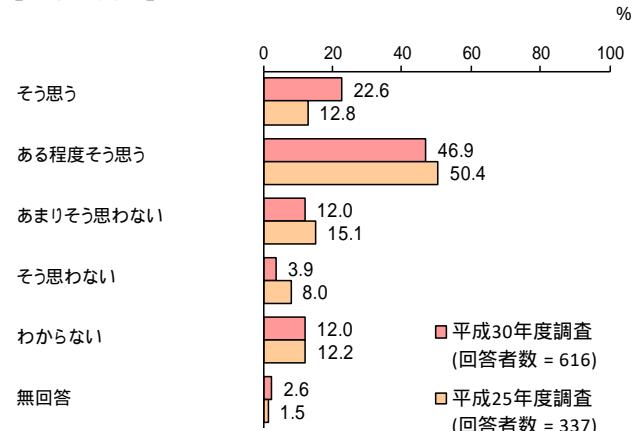
小学生保護者における地域に対する子育て環境がしやすいか否かの考え方

「ある程度そう思う」の割合が46.9%と最も高く、次いで「そう思う」の割合が22.6%、「あまりそう思わない」、「わからない」の割合が12.0%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「そう思う」の割合が増加しています。

子育てしやすいという理由として、保育サービスや児童館、ふっさっ子の広場など、子育て支援が盛んであるという意見がある一方で、子育てしやすいとは思わない理由として、不審者情報や都市整備についての意見がありました。

【小学生調査】

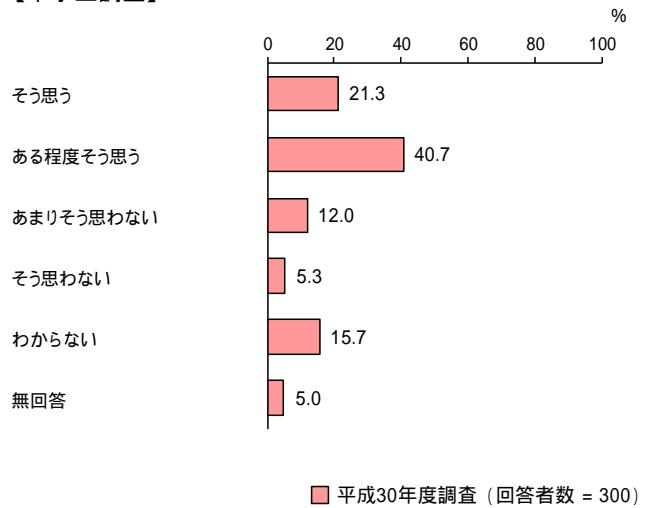


中学生保護者における地域に対する子育て環境がしやすいか否かの考え方

「ある程度そう思う」の割合が 40.7% と最も高く、次いで「そう思う」の割合が 21.3%、「わからない」の割合が 15.7% となっています。

子育てしやすいという理由として、保育サービスやふっさっ子の広場など、子育て支援が盛んであり、地域活動がしっかりしているという意見がある一方で、子育てしやすいとは思わない理由として、障害に対する支援、学力についての意見がありました。

【中学生調査】



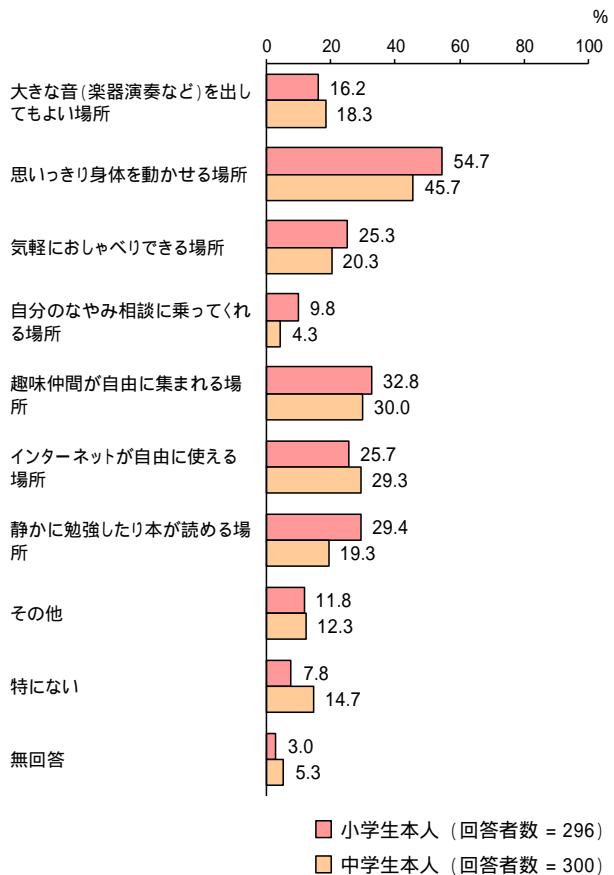
(10) 子ども本人調査について

若者向けに福生市に必要な場所

若者向けにどんな場所がもっと福生市【小学生本人調査・中学生本人調査】

にあればよいと思うかについて、小学生本人調査では、「思いっきり身体を動かせる場所」の割合が54.7%と最も高く、次いで「趣味仲間が自由に集まれる場所」の割合が32.8%、「静かに勉強したり本が読める場所」の割合が29.4%となっています。

中学生本人調査では、「思いっきり身体を動かせる場所」の割合が45.7%と最も高く、次いで「趣味仲間が自由に集まれる場所」の割合が30.0%、「インターネットが自由に使える場所」の割合が29.3%となっています。



3 第1期計画の評価

計画の適切な進行管理を進めるため、庁内関係各課を中心に年度ごとに事業目標の設定、実施状況の確認、対策の実施を行いました。「福生市子ども・子育て審議会」では、施策の実施状況について点検・評価を行いました。また、結果については公表しました。

【第1期計画の評価】、【計画期間中の主な取組】は、平成27年度から平成30年度の事業目標の実施状況を総括し、基本目標単位で取りまとめました。

各事業の進捗評価（A評価：実施率90%以上　B評価：実施率50～90%未満　C評価：実施率50%未満　D評価：実施なし）については、直近となる平成30年度の評価を掲載しています。

（1）「基本目標1　家庭・地域における子育ての支援」について -----

【第1期計画の評価】

共働き家庭だけでなく在宅で子育てをする家庭やひとり親家庭、障害児を養育している家庭など、全ての子育て家庭への支援を求められていることから、子育ての孤立を防ぎ、負担の軽減、児童虐待の早期発見と適切な対応などの体制の整備を地域社会全体で支援してきました。

平成30年度において、目標全体では85事業のうち、平成30年度のA評価は75事業、達成率は88%（75事業/85事業）であり、おおむね高い達成率となっています。また、B評価は12%（10事業/85事業）、C評価はありませんでした。

【計画期間中の主な取組】

子ども家庭支援センターにおいて、「ふっさ子育てなんでも相談」など、身近な相談機関として、子どもと家庭から総合的な相談に応じて支援を行っています。更に、利用者支援事業として保育サービスに関する情報の集約と提供を行うとともに相談に応じるなど相談体制の充実を図りました。また、子ども家庭支援センター、児童館、保育園において、子育てひろば事業を実施し、孤立しがちな子育て家庭を対象に、子育て相談や子育てサークルの支援を行っています。また、児童虐待については早期発見や適切な対応を図るため、要保護児童等に対する支援体制を強化しています。

平成30年4月からは、新たな事業として、安心して子育てできる環境の充実を図るため、保健センターを一部改修し、「子育て世代包括支援センター」を開設しました。母子保健事業に関する専門知識を有する保健師や、臨床心理士等が常駐し、一人ひとりの状況に応じた、妊娠期から子育て期（主に未就学児）にわたる切れ目のないサポートを行っています。

ほかに、市内事業者とともに子育て家庭に経済的な支援を行う「子育て支援カード」を発行することで、子育て家庭を地域で応援しています。更に、自由参加型の放課後子ども教室である「ふっさっ子の広場」は、市内全7小学校で実施され、小学生の居場所となっています。

新たな事業として、医療的ケアが必要な児童に対し、適切な支援を実施するための保育園への看護師派遣や、テレビ電話の活用による多言語通訳サービスの実施、生活困窮世帯の子どもや被保護世帯の子どもに対する週1回の学習支援及び居場所の提供を実施しています。

【第2期計画に向けた課題】

未就学児調査・小学生調査において、身近に協力者がいない保護者の割合は1割前後となっています。また、未就学児調査では、子育てに関して気軽に相談できる先として、配偶者、祖父母等親族、友人や知人が上位となっていますが、5年前に比べ、保育士の割合が高くなっています。

世帯所得によって、子育て情報の提供への課題や、経済的な支援を強く求めるニーズも見られました。

今後は、家庭環境等の変化により多様化する相談に応えられるよう、情報提供及び相談業務の充実を図るとともに、関係機関との更なる連携を深め、安心して子育て・子育ちができるよう地域ぐるみで子どもを見守る体制を整えていく必要があります。

更に、支援を必要とする子どもや、困難を抱えた家庭の子どもが健やかに成長するために、一人ひとりの個性と能力に応じた配慮や、子どものライフステージに合わせた、行政の各分野（保健、保育、教育、福祉等）が総合的に支援する仕組みが重要です。

また、放課後の居場所に対するニーズが更に高まることが予測される中、地域の人材や地域資源を活用した段階的な子どもの居場所づくりが求められます。また、子どもの成長を支えるために、子どもの遊び・学び・食事を通じて、心身ともに健やかに育ち、望ましい未来をつくるために必要な力を培う環境づくりを進めていくことが重要です。

(2) 「基本目標2 母と子の健康を守り増進する」について ━━

【第1期計画の評価】

母子の健康を確保するため保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図り、母子保健施策等を充実するとともに、*食育や思春期保健対策を推進してきました。

平成30年度において、目標全体では41事業のうち、平成30年度のA評価は38事業、達成率は93%（38事業/41事業）であり、おむね高い達成率となっています。B評価は5%（2事業/41事業）、C評価はありませんでしたが、D評価は2%（1事業「心の健康に関する専門医の配置」/41事業）でした。

【計画期間中の主な取組】

保健センターにおいて、パパママクラスやくすくベビークラス等の親子同士が交流でき、子育てについて悩みを話し合える場を更に充実して、多くの親子の参加を促進するとともに、子どもの発達段階に応じた正しい情報提供と相談体制を充実してきました。

平成31年4月から、産後に家族等の援助が受けられない産婦や乳児に対し、母親の身体的回復と心理的な安定等を促す「産後ケア事業」を開始しました。

更に、特別な配慮が必要な子どもについては、早期対応・早期療育につなげるため、乳幼児家庭全戸訪問事業等を通じ、保健・医療機関等関係機関と連携し、適切な対応が実施できるよう支援体制を強化しました。

また、児童・生徒を取り巻く不登校などの様々な問題について、教育相談室、学校適応支援室、スクール*ソーシャルワーカー、アドバイザリースタッフを活用することにより、総合的・専門的な支援を行い、児童・生徒の精神的健康の増進を図りました。

【第2期計画に向けた課題】

未就学児調査では、子育て世代包括支援センターの相談事業及び巡回相談事業について、認知度が低くなっているものの、事業が開始して年数がたっていないことも影響しているものと思われます。

地域の子ども・子育て支援事業の実施に当たり、妊娠・出産期からの切れ目ない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携確保が必要です。このため、妊婦に対する健康診査をはじめ、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導その他母子保健関連施策等を推進することが必要となります。

また、子どもの健やかな育ちのために、現在実施している妊娠から出産、乳幼児期と連続した支援に加え、悩みを気軽に相談できる機会と場所の提供の強化や思春期保健事業の推進など、切れ目のない支援の充実を図り、個々の状況に寄り添いながら支援していくことが必要です。そのためにも既存事業について多様な媒体を通じた周知啓発が必要です。

(3) 「基本目標3 子どもの健やかな育ちを支援するまちづくり」について ——

【第1期計画の評価】

保育所、幼稚園との連携を保ちながら子どもの将来を見据えた子育て支援が求められており、家庭、地域の教育力を高め、学校教育の充実を図ってきました。また、豊かな人間性や社会性を培い、確実な学力を身に付けることが大切であるため、各学校は特色ある教育課程を編成・実施し、開かれた学校づくりに取り組んできました。

平成30年度において、目標全体では47事業のうち、平成30年度のA評価は42事業で、達成率は89%（42事業/47事業）となっています。また、B評価は9%（4事業/47事業）、C評価はありませんでしたが、D評価は2%（1事業「心の健康に関わる専門医の配置（再掲）」/47事業）でした。

【計画期間中の主な取組】

多様な保育サービスとして、市内認可保育所と小規模保育事業所における低年齢児保育の充実や、待機児童対策として一定期間継続的に児童を預かる定期利用保育を実施しました。また、平成28年度から平成30年度にかけて、4つの認可保育所を建て替え・改修し、定員を増やしました。こうした取組により、福生市では平成28年度から平成31年度まで4年連続で、4月入所における「待機児童数ゼロ」を達成しています。

更に、平成27年度には市内で病児保育を開設、その後も対象年齢を拡大するなどの充実を図り、令和元年度からは、待機児童となった0歳児から2歳児を対象に、保育園が決まるまでの間ベビーシッターを利用できる「ベビーシッター利用支援事業」を始めるなど、子育て中の保護者をサポートしていく取組を実施しています。

学齢期の子どもへの支援としては、保育所・幼稚園から小学校における教育へ円滑に移行できるよう連携を図るとともに、臨床心理士による保育所・幼稚園、小学校への巡回相談等を実施しています。巡回相談については、平成28年度より子ども家庭支援センター、平成30年度より子育て世代包括支援センターが加わり、複数の部署が合同で行うことにより、相談体制の更なる充実を図っています。

放課後対策としては、児童館内の学童クラブにおいて、夜8時までの延長育成を行っています。また、夏休みなどの長期休暇期間中は、午前7時30分からの延長育成を行っています。

【第2期計画に向けた課題】

未就学児調査では、5年前と比べ、母親のフルタイム就労が増加し、未就学児童をもつ母親の7割はなんらかの就労をしています。また、母親のパートタイム就労している1割はフルタイムへの転換見込みがあると回答しています。

更に、幼稚園・保育所・認定こども園等の無償化が実施された場合、「現在利用している教育・保育施設を継続して利用したい」が7割と高いものの、「現在は利用していないが、新たに教育・保育施設を利用したい」が2割弱となっています。

また、小学生調査・中学生調査ともに、若者向けにどんな場所がもっと福生市にあればよいと思うかについて、「思いっきり身体を動かせる場所」の割合が最も高く、次いで「趣味仲間が自由に集まれる場所」となっています。

今後は、こうした状況を踏まえ、保育サービスや学童クラブの充実を図るとともに、放課後の居場所づくりに取り組んでいく必要があります。

子どもが生活の大半を過ごす家庭の環境は、子どもの成長に大きく影響します。そのため、これから親になる世代や子育て中の親が、子どものしつけや生活習慣の見直し、家庭内での教育力を高めるための家庭教育に関する学習を支援する必要があります。

その一方、子どもの成長にとってより良い環境づくりを進めるためには、家庭のみならず、地域全体で子どもを育てていくという意識を醸成し、地域での教育力も高めていくことが重要です。

(4) 「基本目標4 子育てと仕事を両立できるまちづくり」について -----

【第1期計画の評価】

育児休業制度の普及等により、年度途中の保育所への入所希望は増える傾向にあるため、認可保育所の定員の増や認定こども園の新設を行い、保護者がスムーズに社会へ復帰できるよう子育て環境の充実を図り、子育てと仕事の両立が可能となる保育サービスの提供ができるよう努めてきました。

平成30年度において、目標全体では7事業のうち、平成30年度のA評価は6事業、達成率は86%（6事業/7事業）となっています。また、B評価は14%（1事業/7事業）、C評価はありませんでした。

【計画期間中の主な取組】

産休・育休明けの0歳児から2歳児までの保育需要に対応するため、低年齢児保育の充実に取り組んでいます。平成28年度から平成30年度にかけて、4つの認可保育所を建て替え・改修し、低年齢児の定員を増やしました。こうした取組により、福生市では平成28年度から平成31年度まで4年連続で、4月入所における「待機児童数ゼロ」を達成しています。

【第2期計画に向けた課題】

未就学児調査では、子育てをする中で、どのような支援・対策が有効と感じているかについて、「仕事と家庭生活の両立」が最も高く、小学生調査でも、上位となっています。

未就学児調査では、5年前に比べると、母親の育児休業を取得した割合は大きく増加しているものの、父親は変化なしという状況となっています。また、未就学児調査では、「育児休業制度が整っていれば、今後1年以上は在宅で子育てしたい」が3割弱と高くなっています。

引き続き、働きながら安心して子どもを生み育てることができるように、企業を含めた仕事と子育ての両立支援の環境を確立するため、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方を更に浸透させていくことが重要です。

(5) 「基本目標5 子どもにやさしいまちづくり」について ━━

【第1期計画の評価】

災害や犯罪から生命と財産を守るため、災害対策や防犯体制を整備し、行政、地域、警察等が連携してパトロール活動や防犯講習会を行い、災害対策のための基礎知識を身に付けるための講演などを通して、安全安心なまちづくりを推進してきました。また、生活道路や通学路の安全を確保し、暗い通りには街路灯を付けるなど、歩行者も自転車も安全に移動できる環境の整備に取り組んできました。

平成30年度において、目標全体では17事業のうち、平成30年度のA評価は16事業、達成率は94%（16事業/17事業）であり、おおむね高い達成率となっています。また、B評価は6%（1事業/17事業）、C評価はありませんでした。

【計画期間中の主な取組】

通学路見守り員の配置や防犯カメラによる見守りを実施するとともに、市内の道路照明等のLED化などに取り組んでいます。また、平成30年には市内全小学校の通学路について、小学校・学童クラブ等から点検の要望があった箇所について点検を行い、国や都、警察署等の関係機関に改善を要望しました。

【第2期計画に向けた課題】

子育てしやすいまちだと思うかについて、5年前に比べ、「そう思う」の割合が、未就学児調査・小学生調査ともに高くなっています。

小学生調査では、子どもたちの安全・安心な学校での生活の充実のために、どのような防犯上の取組が必要だと思うかについて、「登下校の見守り」が6割弱と最も高くなっています。

未就学児調査では、他市町村への引っ越し予定がある回答が一定数あることから、定住化対策の観点からも、子育て支援策を検討していく必要があります。

今後、人口構造や情報化社会の進展など社会環境が大きく変化している中で、福生市の特性や今ある地域の資産の活用や、家庭・学校・地域・行政等との連携など、社会全体で子どもにやさしいまちづくりを推進することが求められます。

1 基本理念

「子どもの育ちと子育ての喜びが実感できるまち」

子どもは社会の希望、未来を創る力です。子どもの健やかな成長と子育てを支え、見守ることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、地域の様々な世代の方々にも元気や安心をもたらしてくれます。



また、次代を担う子どもたちの存在は、まちの活性化や社会の発展に欠かすことができません。そのためにも、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもとともに、親も親として喜びを感じながら成長していくことが大切です。

人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちを築いていくことから、子どもは地域やまちの成長の根幹であり、財産であると言えます。次代を担う子どもの健全育成は、保護者之力だけでなく、地域の人たち・社会全体の力を合わせながら図られるべきです。

福生らしい個性と魅力、強みを生かしながら、生まれる前から乳幼児期、学齢期、そして青年期と、切れ目のない子育て支援を推進することにより、子どもたちが元気でにぎわいと活気のあるまちを生み出し、全ての市民が心から「住んでよかった」、「住み続けたい」と思えるように、「子どもの育ちと子育ての喜びが実感できるまち」を基本理念として、子どもを安心して生み育てられ、次代を担う全ての子どもたちが、健やかに成長できる社会の形成を目指します。

2 基本的な視点

計画の推進に当たっては、国の示す「子ども・子育て支援法に基づく基本方針」及びこれまで推進してきた「福生市次世代育成支援行動計画（後期計画）」「第1期福生市子ども・子育て支援事業計画」を踏まえ、次の4つを基本的な視点とし、子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現されるまちづくりを目指します。

（1）全ての子どもの支援

子どもは、社会の希望であり、未来を創る力です。全ての子どもが幸せに、そして健やかに成長できる社会の実現に向けて、一人一人の子どもの人権を尊重し、その権利が十分保障されるよう、子ども・子育て支援を推進します。

（2）親としての育ちの視点

子どもが健やかに育つためには、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることが必要です。そのために、親が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、親としての自覚と責任を高め、豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、親の主体性とニーズを尊重しつつ子育て力を高めます。

（3）地域社会全体で子育ての視点

「全ての子どもと家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野における全ての市民が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、それぞれの役割を果たしながら、協働していくことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支え合うことができるような仕組みづくりに取り組むとともに、「ワーク・ライフ・バランス」を推進し、多様化するライフスタイルや働き方に応じて、子どもを安心して生み育てることのできる社会の実現を目指します。

(4) 福生らしい個性と魅力を生かした子育て支援の視点

福生市は、自然、歴史、文化、産業など、掛け替えのない財産が豊富に存在する中、多くの人たちの努力により発展を続けてきました。子育て支援においても、ふっさっ子の広場サポーター、学校支援サポーターなど、多くの地域住民との連携により、未来を担う子どもたちを地域ぐるみで健やかに育んできました。

これらの資源の活用を図り、福生らしい個性と魅力を子どもたちに伝えていくことで、“ふっさっ子”が心から「住んでよかった」、「住み続けたい」と思える、夢と希望のある営みへつながっていく事業を推進します。

「子どもの権利条約」の子どもの4つの権利

生きる権利

全ての子どもの命が守られること

育つ権利

もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援などを受け、友達と遊んだりすること

守られる権利

暴力や搾取、有害な労働などから守られること

参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

「子どもの権利条約」の一般原則

生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

全ての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。

子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

差別の禁止（差別のないこと）

全ての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定める全ての権利が保障されます。

ユニセフ「子どもの権利条約」より

3 基本目標

基本目標 1 生まれる前から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実

安全で快適な妊娠、出産環境を確保するとともに、子どもの健やかな発育、発達を支えるための保健医療体制の充実を目指します。

また、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させが必要であり、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていきます。

保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援を充実させます。

基本目標 2 乳幼児期から学齢期までの継続した育ちの支援

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。そのことを踏まえ、発達に応じた教育・保育を通じ、子どもの健やかな発達を保障するとともに、学齢期となる小学校生活へスムーズに移行ができるよう関係機関等の連携が深まる取組を進めます。

基本目標 3 学齢期から青年期までの継続した育ちの支援

子どもたちが心身ともに健やかに成長できるように、全ての子どもの基本的人権が尊重される環境づくりを整備します。また、家庭、学校、地域が一体となって、子ども自らの力を培い、伸ばし、支えていく教育環境づくりを推進するとともに、次代を担う若者が子どもを生み育てる喜びや楽しさを理解できるような取組を推進します。

基本目標 4 特別な配慮が必要な子ども・若者や家庭への支援

子どもの最善の利益を尊重し、全ての子どもと家庭を対象とした相談・支援について充実を図るとともに、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を未然に防ぐほか、虐待の早期発見、早期対応に努め、関係機関等との連携を行い、支援の充実を図ります。

基本目標5 子育て世帯への経済的支援とワーク・ライフ・バランスの推進

福生市では、福生市男女共同参画行動計画に基づき、全ての市民が、性別にかかわりなく、個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、市民、事業者、各種団体と連携し、協働して取り組んでいます。

特に、「ワーク・ライフ・バランス」の実現には、誰もが働きやすい仕組みを作ることが必要です。

また、働きながら安心して子どもを生み育てることができるよう、子育て世帯への経済的支援とともに、多様なニーズに柔軟に対応できる子育てをめぐる環境づくりを推進し、子育てと仕事とのバランスが取れる働き方を支援する取組を推進します。

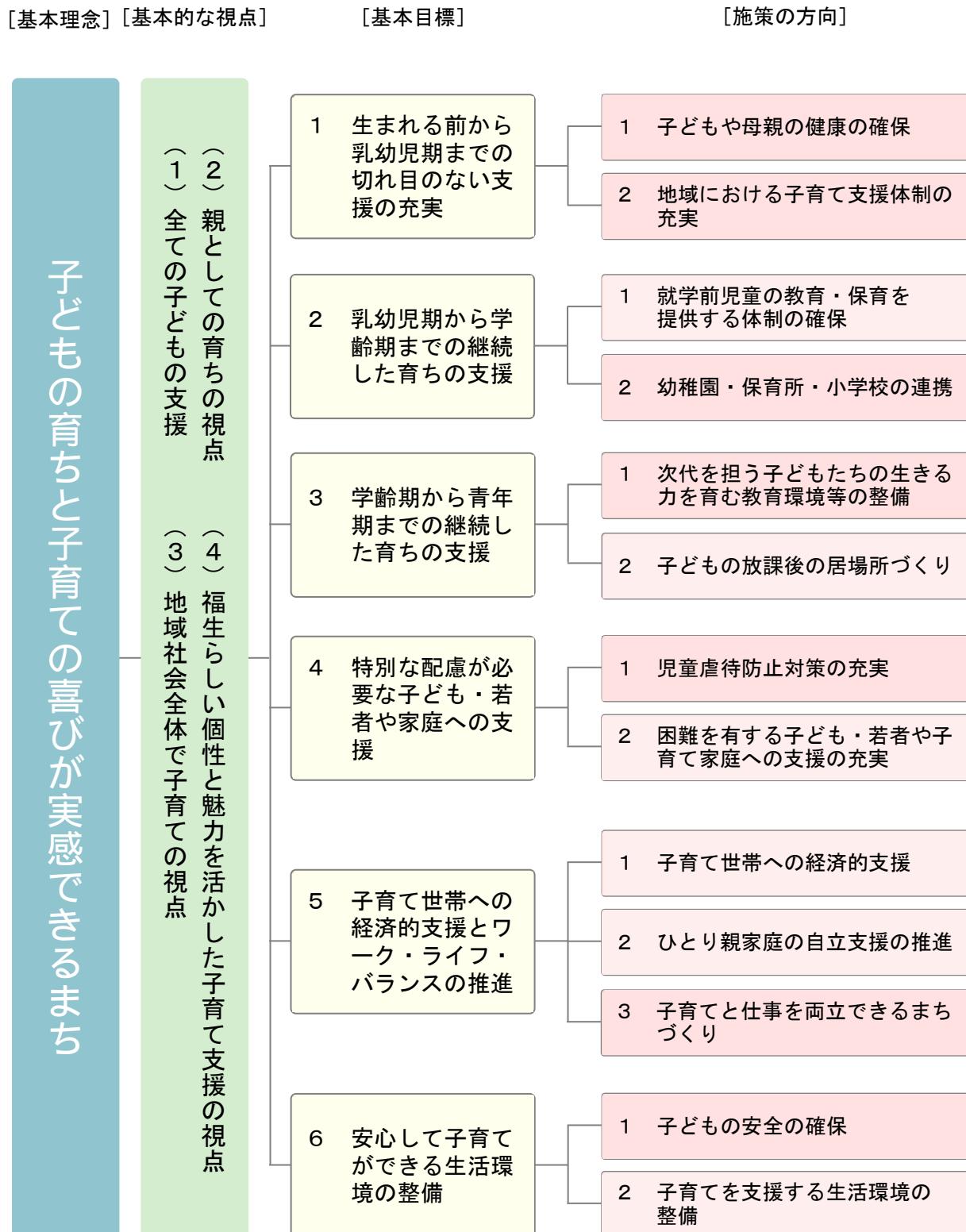
基本目標6 安心して子育てができる生活環境の整備

子どもや子ども連れでの行動に心理的な負担感や不安感を持つことなく、伸び伸びと自由に行動できるように、親子が安全に安心して暮らせる生活環境の整備を推進します。



4 施策の体系

(1) 体系図



[基本施策]

- - 基本施策 1 妊娠・出産・育児に対する不安の解消
 - 基本施策 2 子どもや母親の健康づくり
 - 基本施策 3 食育の推進
 - 基本施策 4 小児医療の充実
- - 基本施策 1 地域における子育て支援サービスの充実
 - 基本施策 2 子育て支援のネットワークづくり
 - 基本施策 3 子育て情報の提供
 - 基本施策 4 相談機能の充実
- - 基本施策 1 自立と協同の態度を育む教育・保育の推進
- - 基本施策 1 幼稚園・保育所・小学校の連携
- - 基本施策 1 学力の向上、豊かな心や健やかな体の育成
 - 基本施策 2 思春期保健事業の推進
 - 基本施策 3 地域ぐるみで子どもを育てる学校づくり
 - 基本施策 4 地域の教育力の向上
 - 基本施策 5 環境の浄化
- - 基本施策 1 子どもの居場所づくり
- - 基本施策 1 児童虐待防止策の充実
- - 基本施策 1 障害児施策の充実
 - 基本施策 2 外国人家庭に対する対応
 - 基本施策 3 特に配慮が必要な子ども・若者への支援
- - 基本施策 1 経済的負担の軽減
- - 基本施策 1 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- - 基本施策 1 広報・啓発活動の推進
 - 基本施策 2 男性の子育て参加の推進
 - 基本施策 3 産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備
- - 基本施策 1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
 - 基本施策 2 子どもを災害や犯罪の被害から守るための活動の推進
 - 基本施策 3 被害に遭った子どもの保護の推進
- - 基本施策 1 子育てを担う若い世代を中心に広くゆとりある住宅の確保
 - 基本施策 2 安全な道路交通環境の整備



施策の展開

基本目標 1

生まれる前から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実

施策の方向（1）子どもや母親の健康の確保



乳幼児期は、生涯にわたる生活習慣と人格の基礎を形成する最も大切な時期であり、この時期に良好な親子関係を築くことが大切です。また核家族化やひとり親家庭の増加などの影響により、母親の孤立から育児不安に陥ることが懸念されます。

子どもの成長発達段階での健康診査や相談を通して、疾病の早期発見と親子の健康維持、早期治療・療育につなげる取組を進めるとともに、妊娠期からの健康教育を通じて、育児不安の軽減を図ります。健診未受診の乳幼児や妊産婦については、状況把握を行い、支援が必要な場合は、適切な支援につなげます。

また、生涯を通して健康な生活を送るために、他機関と連携しながら、望ましい食習慣を形成するための情報や学習の機会を提供し、食育の推進を図ります。更に、適切な歯磨きの仕方やよくかむことなど、歯と口くうの健康づくりの情報を周知し、むし歯予防対策等を進めていくとともに、母子が必要なときに適切な治療を受けることができるよう、小児医療の体制強化を図ります。

■成果指標

No	指標	指標の説明	現状	方向
1	乳児家庭全戸訪問事業の実施率	訪問実施率	91.1%	増加
2	乳幼児健康診査の受診率	各種乳幼児健康診査の受診率	3か月児96.0% 6か月児83.0% 9か月児78.9% 1歳6か月児93.7% 3歳児93.2%	増加

基本施策 1 妊娠・出産・育児に対する不安の解消

【主な取組】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	母子健康手帳交付	母子健康手帳交付時は、保健師が面接し、相談指導を実施します。また、母子健康手帳は、妊娠婦健康診査、乳幼児健康診査の結果及び予防接種の記録等を記載し、後の保健指導等の参考とします。	継続	健康課
2	里帰り出産等の妊婦健診費用助成	里帰り等で、妊婦健康診査受診票が使用できない医療機関（助産所を含む。）で妊婦健康診査を受診した方に妊婦健康診査費助成金を交付します。	継続	健康課
3	パパママクラス	妊婦及び配偶者等を対象に出産や育児に関する正しい知識の啓発と普及を図ります。	継続	健康課
4	産前・産後支援ヘルパー事業	育児、家事等の支援を必要とする妊産婦のいる世帯に対して、家事等の援助を行うヘルパーの派遣を行います。	継続	子ども家庭支援課
5	妊産婦・新生児訪問指導	妊産婦の心や身体の相談及び子どもの発育や育児等について、助産師や保健師が家庭を訪問し相談に応じます。	継続	健康課
6	Welcome Baby ファイルキットの配布	子育て世代包括支援センターで母子手帳を交付する際、出生届のコピーを挟み込めるファイルキットを配布します。	継続	総合窓口課
7	乳児家庭全戸訪問事業	乳児のいる全ての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談を行います。	継続	健康課
8	低出生体重児の届出・未熟児訪問指導	未熟児の家庭を訪問し、発育、発達、育児に関する適切な指導・助言を行います。	継続	健康課
9	育児ギフト配布委託事業	妊娠届出をした妊婦及び転入した妊婦に対し、保健師が面接を実施して、出産・子育てに関する不安等を軽減するとともに、妊婦が出産した後の赤ちゃん訪問時に育児ギフトを贈呈します。	継続	健康課
10	産後ケア事業	出産後、家族等から家事、育児等の援助が受けられず、育児支援を必要とする母親と赤ちゃんに対し、宿泊型、デイサービス型及び※アウトリーチ型の産後ケア事業を実施し、産婦の心身のケア並びに育児のサポートを行います。	継続	健康課

※巻末の用語解説参照

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
11	すくすくベビークラス	子どもの保護者を対象にすくすくベビークラスを開催し、知識の啓発と普及を図るとともに相談指導を行います。	継続	健康課
12	育児相談	乳幼児の保護者を対象に助産師、保健師、栄養士による育児相談を実施します。	継続	健康課
13	心理相談	1歳6か月・3歳児健康診査時等に臨床心理士による子どもも相談を実施します。	継続	健康課
14	3歳児経過観察 健康診査（子どももグループ）	幼児の発達を促すためにグループ活動の機会を設け、成長を観察しながら、適切な指導を行います。	継続	健康課
15	子育てモバイルサービス	予防接種、乳幼児健診などの子育て情報を提供します。生年月日などを登録すると予防接種スケジュールが自動作成され、接種日が近づくとメールでお知らせします。	継続	健康課
16	赤ちゃん・ふらつと事業	市内公共施設内に、授乳やおむつ替えのために気軽に立ち寄れるスペースを提供します。屋外イベント開催時には、簡易おむつ交換台などの備品を貸し出します。	継続	子ども育成課
17	特定不妊治療費助成金	特定不妊治療の経済的な負担軽減を図るため、東京都が実施している特定不妊治療費助成制度の対象者に治療費の一部を助成します。	継続	健康課

基本施策2 子どもや母親の健康づくり

【主な取組】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	母子保健連絡協議会	母子保健連絡協議会において、母子保健に関する基本的事項を協議し、母子保健施策の効果的な推進を図ります。	継続	健康課
2	母子健康手帳交付（再掲）	母子健康手帳交付時は、保健師が面接し、相談指導を実施します。また、母子健康手帳は、妊娠婦健康診査、乳幼児健康診査の結果及び予防接種の記録等を記載し、後の保健指導等の参考とします。	継続	健康課
3	妊娠婦健康診査	母子健康手帳交付時に受診を勧奨し、妊娠の疾病等の早期発見、早期治療を目的に実施します。	継続	健康課
4	妊娠婦歯科健康診査	母親学級の開催に併せて、妊娠歯科健康診査を実施します。	継続	健康課
5	妊娠婦・新生児訪問指導（再掲）	妊娠婦の心や身体の相談及び子どもの発育や育児等について、助産師や保健師が家庭を訪問し相談に応じます。	継続	健康課
6	新生児等聴覚検査委託事業・新生児等聴覚検査費助成事業	新生児等が都内の指定医療機関で聴覚検査を実施した場合は検査費用の一部を市が負担し、里帰り出産等で、都外で実施した場合は検査費用の一部を助成します。	継続	健康課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
7	産婦健康診査	産婦の疾病等の早期発見、早期治療を目的に3か月児健康診査と同時に実施します。	継続	健康課
8	乳幼児健康診査	乳幼児を対象に身体測定、診察、栄養相談、発達の状況などを総合的に行い疾病等の早期発見に努め、適切な指導を行います。	継続	健康課
9	乳幼児経過観察健康診査	乳幼児健康診査等で要経過観察となった乳幼児を対象に健康診査を実施し、疾病等の早期発見に努め、適切な指導を行います。	継続	健康課
10	乳幼児発達健康診査	乳幼児健康診査等で、発達に課題があると思われる乳幼児を対象に健康診査を実施し、疾病等の早期発見に努め、適切な指導を行います。	継続	健康課
11	乳幼児歯科健康診査	乳幼児を対象に歯科健康診査を実施し、歯科健康教育、保健指導、予防処置を行い、虫歯のり患率を下げていきます。	継続	健康課
12	体育館託児付き事業	託児付きの事業を開催し、保護者のストレス解消及び健康増進を図ります。	継続	スポーツ推進課
13	幼児体操教室	幼児の健康増進、保護者の交流を図るため、マット、フープ（輪）、鉄棒、跳び箱等を使用し、体操教室を開催します。	継続	スポーツ推進課

基本施策3 食育の推進

【主な取組】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	食に関する相談・指導	妊娠婦、乳幼児の保護者を対象に乳幼児の年齢に応じたバランスの取れた食事の作り方、栄養指導を行い、乳幼児期からの良い食習慣づくりや楽しく食事のできる環境づくりなど食に関する学習の推進を図っていきます。パパママクラス、育児相談、乳幼児健康診査時に集団及び個別指導（アレルギーなど）を実施します。	継続	健康課
2	離乳食教室	離乳食教室（前期・中期食：4か月～6か月、中期・後期食：7か月～1歳未満）を開催し、適切な離乳食の作り方、離乳の進め方を指導します。	継続	健康課

基本施策 4 小児医療の充実

【 主な取組 】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	未熟児養育医療給付事業	未熟児で出生し、入院養育が必要と認められた方に対し、指定医療機関において医療の給付を行います。	継続	健康課
2	乳幼児医療費助成制度	義務教育就学前（6歳に到達した年度末まで）の子どもを養育している方に、健康保険診療の自己負担額を助成します。（所得制限なし）	継続	子ども育成課
3	小児医療の充実	乳幼児に対する医療の充実を図るため、小児科医の確保を関係機関へ要請していきます。	継続	健康課

施策の方向（2）地域における子育て支援体制の充実

少子高齢化・核家族化の進行や地域社会の変化に伴い、身近な地域に相談できる相手がないなど、子育てへの不安や負担が増大していると言われています。子育ての不安を軽減し、楽しみや喜びを感じられる子育てへの支援、子育てに関する相談や適切な情報提供が重要となります。

そのため、地域に密着したきめ細かな子育て支援活動が展開されるよう、子ども家庭支援センター事業やファミリー・サポート・センター等の活動内容の充実に向けた取組をはじめ、地域への啓発活動や人材育成、関係機関等との連携を図りながら地域における総合的な子育て支援体制の充実に努めます。

また、子どもや子育てに関するあらゆる相談を迅速・適切に対処できる体制づくりに努めるとともに、相談内容の多様化、複雑化に対応できるよう各相談員の人員・資質両面での強化を図ります。その中で、子育て世代包括支援センター事業においては、妊娠初期から子育て期にわたり、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関による切れ目のない支援の充実を図ります。

■成果指標

No	指標	指標の説明	現状	方向
1	ファミリー・サポート・センターの会員数	依頼会員・提供会員・両方会員	依頼会員 177人 提供会員 96人 両方会員 5人	増加
2	地域子育て拠点事業利用者数	地域子育て拠点事業利用者数	13,727人	増加

基本施策1 地域における子育て支援サービスの充実

【主な取組】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	子育てサロン「はとぽっぽ」	福生市民生委員・児童委員協議会が行う取組を支援し、子育て中の保護者や妊婦の悩みや不安を解消し、保護者同士がつながりを持つようなサロンとなるよう、活動の充実・推進を図ります。	継続	社会福祉課
2	子育て支援カード発行事業	市と市内の事業者（協賛店）が連携し、協賛店利用時にカードを提示することで、特典が受けられる事業で、妊婦又は中学生以下の子どものいる世帯の支援並びに地域活性化を図ります。	継続	子ども育成課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
3	赤ちゃんはじめての絵本事業	生後3か月の乳児健診時に、絵本を贈呈するとともにボランティアによる読み聞かせを実施している事業です。	継続	子ども育成課
4	子ども家庭支援センター事業	子どもと家庭に関する総合相談、ショートステイ等のサービス提供の調整、子育てサークル等への支援、見守りサポート事業、児童虐待防止に関する事業など、児童を養育する家庭の総合的な支援を行います。また、子育て中の親子のセンター利用の促進や子育て支援の情報提供の充実に努めます。	継続	子ども家庭支援課
5	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい方（依頼会員）と育児の援助ができる方（提供会員）が会員となり、地域で助け合いながら育児の相互援助活動を行う会員組織（有償ボランティア）です。より多くのニーズに応えるため、会員数のバランス均衡化を図り、相互援助活動の充実に努めます。	継続	子ども家庭支援課
6	地域子育て支援事業	児童館等身近な場所で、子育てに関する相談や乳幼児と保護者を対象とした講座を実施します。	継続	子ども育成課 子ども家庭支援課
7	地域子育て支援拠点事業の実施	認可保育所や公共施設等を活用して、孤立しがちな子育て家庭を対象に、子育て相談や子育てサークルの支援を行います。	継続	子ども育成課 子ども家庭支援課
8	保育室併設講座の実施	育児中の女性のための講座と、集団保育を通して幼児の成長発達を支える保育室事業を併せて実施します。	継続	公民館
9	託児保育付講座の実施	公民館事業に参加する機会を増やすために託児保育を付けた講座を実施します。	継続	公民館
10	子ども読書活動推進事業の実施	学校、地域、家庭と連携し、子ども読書活動推進事業を実施します。	継続	図書館
11	福祉センター機能の充実	児童及び子育て中の保護者の生活相談、健康の増進、サービス提供の充実に努めるとともに、福祉活動団体の育成、地域住民等の施設利用を促進します。	継続	介護福祉課

基本施策2 子育て支援のネットワークづくり

【主な取組】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	地域組織化事業	教育機関、保育機関、民生委員・児童委員、ボランティア、その他福祉関係者等と行政が一体となって、地域子育て支援ネットワークを構築します。	継続	子ども家庭支援課

基本施策3 子育て情報の提供

【主な取組】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	子育て支援情報の発信	子育て支援情報の収集を行うとともに、ホームページや広報紙等の活用、パンフレットの作製などにより、情報発信の充実を図ります。	継続	関係各課
2	子育てハンドブックの配布	子育て中の保護者が、子育てサービスの利用選択が十分にできるように、子育て支援情報の提供を行います。	継続	子ども家庭支援課

基本施策4 相談機能の充実

【主な取組】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	各種相談事業の充実	保健福祉に関する様々な相談が身近なところで気軽にできるよう、窓口の充実に努めるとともに、相談体制のネットワーク化を図ります。	継続	福祉保健部 子ども家庭部
2	子育てなんでも相談	市民が利用しやすい場所において、育児、発達、教育・保育等の子育てに関する様々な悩みや困りごとについての相談を受け、必要に応じて関係機関につなげる体制を整えます。	継続	子ども家庭支援課
3	子育て世代包括支援センター事業（利用者支援事業 母子保健型）	妊娠婦及び乳幼児の実情把握に努め、母子保健と子育て施策との一体的な支援を通じて、妊娠婦、乳幼児及びその保護者の健康の保持増進に関する包括的な支援を行います。	継続	健康課
4	利用者支援事業（特定型）	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の保育サービスに関する情報の集約と提供を行うとともに、未就園児や保護者が教育・保育施設や事業を円滑に利用できるよう窓口や電話で相談に応じるなどの支援を実施します。	継続	子ども育成課

基本目標 2 乳幼児期から学齢期までの継続した育ちの支援

施策の方向（1）就学前児童の教育・保育を提供する体制の確保

近年、少子高齢化に伴う核家族化の進行、女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及などにより、子育て家庭においても共働きが増えています。また、変則的な勤務に応じた保育や、急な用事やリフレッシュなどを目的とした保育など、ニーズも多様化しており、それらに柔軟に対応した保育サービスの提供が求められています。

福生市においても、こうした保育ニーズを適切に見込みながら対応していく必要があり、認可保育所等や幼稚園、また、低年齢児保育、一時預かり保育、延長保育、障害児保育、病児・病後児保育等に係るサービスを充実するなど、多様な教育・保育サービスの向上に向けた取組を推進します。

■成果指標

No	指標	指標の説明	現状	方向
1	待機児童数	各年4月1日における待機児童数	0人	継続

基本施策 1 自立と協同の態度を育む教育・保育の推進

【主な取組】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	認可保育所等による通常保育の実施	保護者の就労又は疾病等の理由により、児童の保育が必要な場合、保護者の申込みにより保育を実施します。	継続	子ども育成課
2	低年齢児保育の充実	認可保育所等において1歳未満児に対して保育を実施します。	継続	子ども育成課
3	一時預かり事業	認可保育所等において空き定員や専用室を利用して、週3日以内、7時から18時までの間で8時間以内の保育を実施します。	継続	子ども育成課
4	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、19時（1時間延長）までの延長保育を実施します。また、一部の保育所では20時（2時間延長）まで実施します。	継続	子ども育成課
5	休日保育事業	保護者が、休日での就労等により児童を家庭で監護できない場合に対応するため、休日保育を実施します。	継続	子ども育成課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
6	病児保育	子どもが病気であるために保育所などに預けられないときに、病院等で保育をします。	継続	子ども育成課
7	病後児保育	保育所などに通所している病気の回復期の児童を対象に、保育所等で一時的に保育を実施します。現在、福生保育園及びすみれ保育園の2か所で実施しています。	継続	子ども育成課
8	保育園の園庭・園舎開放	子どもたちが交流できるように、日時等を指定し園庭・園舎を開放しています。	継続	子ども育成課
9	認証保育所事業	多様な保育ニーズに応えるため、認証保育所（東京都独自の基準を満たす保育事業所）を保育施設として活用し、保育を実施します。	継続	子ども育成課
10	認証保育所利用助成	認証保育所を利用されている方に、認可保育所等の保育料と公平にするため、その差額を運営費の委託料に含み助成します。	継続	子ども育成課
11	認定こども園	幼稚園と保育所が相互に連携して、子どもたちが一体的に教育・保育を受けられる施設への移行及び設置を、ニーズ量に応じて支援します。	継続	子ども育成課
12	家庭福祉員制度（保育ママ）	おおむね3歳未満の児童を保育者（保育ママ）の居宅において保育するとともに、就労その他の理由により家庭において保育されることに支障がある方を対象とする事業を検討します。	検討	子ども育成課
13	プレ幼稚園事業	幼稚園教育課程外の2歳児を対象とした保育です。子どもの成長に合わせて、無理なく次の段階（幼稚園教育課程）へ進むための保育を行います。	継続	子ども育成課
14	私立幼稚園	市内の私立幼稚園4園で、幼児の発達を促す適切な教育環境の下、それぞれの時期にふさわしい充実した生活を営み、発達に必要な活動を自然に受けられる計画的な教育を推進します。	継続	子ども育成課
15	幼稚園における預かり保育の充実	幼稚園における在園児を対象とした預かり保育の充実を図ります。	継続	子ども育成課
16	幼稚園における園庭・園舎の開放	地域との交流などを目的に園庭・園舎を開放します。	継続	子ども育成課
17	幼稚園における相談情報提供等事業	養育に関する問題について、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。	継続	子ども育成課
18	幼稚園における一時預かり事業	保護者が傷病・リフレッシュ等により、児童を家庭で監護できない場合、教育時間前後に一時的に幼稚園で保育ができるようにします。	継続	子ども育成課
19	乳幼児ショートステイの実施	保護者が疾病等により、児童を家庭で養育できない場合、施設等で短期間（7日以内）児童を預かります。	継続	子ども家庭支援課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
20	トワイライトストライの実施	保護者が夜間まで帰宅できない場合など、子どもの監護が困難な場合、施設等で平日の夜間（10時まで）や休日に一時的に児童を預かる事業を検討します。	検討	子ども育成課
21	障害児保育の充実	軽度の障害児を健常児とともに集団保育を実施することにより、健全な社会性の成長発達を促進していきます。	継続	子ども育成課

施策の方向（2）幼稚園・保育所・小学校の連携

保育所・幼稚園・小学校は、子どもの豊かな人間性や生きる力の基礎を培い、発達や学びの連続性を踏まえ、保育所や幼稚園等と小学校が相互に教育内容を理解したり、子ども同士の交流を図ったり、指導方法の工夫改善を図ったりすることなどが求められています。

「小1の壁」等の課題を踏まえ、学校段階等間の接続や臨床心理士等の巡回相談などにより、幼稚園、保育所と小学校との連携を一層強化し、子どもの学びの連続性を確保します。

■成果指標

No	指標	指標の説明	現状	方向
1	幼稚園・保育園と小学校の交流回数	1園当たりの平均交流回数	3回	継続

基本施策1 幼稚園・保育所・小学校の連携

【主な取組】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	保育所・幼稚園と小学校との連携	保育所・幼稚園から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、連携を図る体制を構築します。	充実	子ども育成課 教育指導課
2	学校段階等間の接続	低学年における教育全体について、教科間の関連を積極的に図り、就学前教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう、指導等の工夫や指導計画の作成を行います。	充実	教育指導課
3	臨床心理士等の巡回相談	臨床心理士等が保育園・幼稚園・学童クラブ等を巡回訪問し、子どもの発達等に関する問題について、保護者、職員から直接相談を受け、個別支援から就学支援に向けた取組を行います。	継続	健康課 子ども育成課 子ども家庭支援課 教育支援課

基本目標3 学齢期から青年期までの継続した育ちの支援

施策の方向（1）次代を担う子どもたちの生きる力を育む教育環境等の整備

子どもたちが、生活の場である家庭、学校、地域社会の中で様々な体験を通じて、生きていくための資質や能力を身に付けていけるよう、幼稚園、保育所、学校、地域社会、各種団体などが連携し、情報交換や相談体制、交流の場の整備を進め、子どもの健全な育成を目指します。学ぶ意欲や自己肯定感を高める取組を推進し、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育む学校教育を含めた教育環境を整備するとともに、市の特徴を生かした教育を推進します。

アレルギー疾患の増加や運動不足による体力の低下など、子どもの健康に関する課題も生じていることから、「食」や「健康」に関する意識向上を図ることにより、子どもの健やかな成長を支援します。

特に思春期になると、成長過程の中で心と体がアンバランスになりやすく、心身の悩みや不安などを抱えることもあります。また、近年ではスマートフォンやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などの普及に伴い、子どもを取り巻く情報は複雑化、多様化しています。こうした中、学校、地域、家庭等が連携して、喫煙、飲酒、また薬物乱用の防止等に努めるとともに、相談体制の充実や、関係機関との連携を図ります。

また、不登校対策については、児童・生徒の実態に応じた個別支援の充実を図り、未然防止、早期支援等に取組みます。

■成果指標

No	指標	指標の説明	現状	方向
1	「学校に行くのは楽しいと思いますか」の問に対する肯定的回 答の割合	「学校に行くのは楽しいと思いますか」の問に対する肯定的回 答の割合	79.1%	増加

基本施策 1 学力の向上、豊かな心や健やかな体の育成

【主な取組】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	*ICT推進委員会の設置	これから予測が困難な時代において、児童生徒が情報を主体的に捉えながら、見いだした情報を活用しながら、他者と協働し、新たな価値の創造ができるよう、ICTを活用した授業を推進します。	新規	教育指導課
2	学校給食事業	更なる食育の推進や学校給食の目的の達成を目指し、安全・安心で、栄養バランスの取れたおいしい学校給食を提供します。	継続	教育支援課
3	食物アレルギー対応事業	食物アレルギーを持つ児童生徒に対し、安全を第一に考慮した代替食等の対応を実施します。	継続	教育支援課
4	食育事業	児童生徒に「食」に関する適切な知識や健やかな食生活習慣を身に付けてもらうため、学校給食等において地場産物を積極的に使用します。 また、防災食育センター（新学校給食センター）の食育展示見学ホール（給食を調理している様子を2階から見学できるホール）や研修室等を活用して食育を推進します。	継続	教育支援課
5	健康への理解	小学校に出向き、骨量を増やすことができる年代への骨粗しょう症予防意識づくりを行う「骨貯金教室」を実施し、将来、骨折や寝たきりを防ぐことにつなげていきます。また、夏休みには学童クラブに出向き、「出張健康教室」を実施します。	充実	健康課
6	ふっさっ子グローバルヴィレッジ	小学5・6年生及び中学生を対象に、異文化理解を深め、グローバル人材としての資質を高める事業を行います。	継続	生涯学習推進課
7	郷土資料室の小学生対象事業	小学生が福生市の自然、歴史、文化について学ぶ機会として、体験学習や自然観察会、小学校との連携事業を行います。	継続	生涯学習推進課
8	心理相談員の配置	教育相談室に臨床心理士である心理相談員を7人配置し、心理的要因等に関する相談及び就学・転学等教育支援に関する相談についての充実を図ります。	継続	教育支援課
9	心の健康に関する専門医の配置	精神医療に従事する専門医を配置して小・中学校を巡回し、児童・生徒の精神的健康の増進を図ります。	継続	教育支援課
10	アドバイザリースタッフの配置	不登校児童・生徒へのアプローチとして、学生等のアドバイザリースタッフを配置し、教育相談補助として活用します。	継続	教育支援課
11	学校適応支援室の活用	学校適応支援室において、不登校児童・生徒の学校復帰を図るとともに自立を支援します。	継続	教育支援課
12	不登校対策事業	「福生市立学校の不登校総合対策」に基づき、児童・生徒の実態に応じた個別支援を充実させ、不登校の未然防止、早期支援、長期化への対応に取組みます。	新規	教育指導課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
13	スクールソーシャルワーカーの配置	不登校の状況になった児童・生徒や問題行動等のある児童・生徒に対する支援を総合的・専門的に行うため、スクールソーシャルワーカーを配置します。	継続	教育支援課

基本施策2 思春期保健事業の推進

【主な取組】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	児童館での相談機能の充実	子どもたちが抱える悩みを気軽に相談できるよう、日頃から子どもたちに関わっている職員が相談に応じます。	継続	子ども育成課
2	思春期に関する取組	思春期の子どもやその保護者に対して講演会等を行います。	継続	健康課
		小中学校では、「保健」の授業の中で取り扱います。	継続	教育指導課
3	アルコール防止教育	小学校へ出向き、飲酒が体に与える影響を啓発し、飲酒の防止に努めます。	継続	健康課
4	喫煙防止教育	小学校へ出向き、喫煙が体に与える影響を啓発し、喫煙の防止に努めます。	継続	健康課
		中学校では「保健」の授業の中で取り扱います。	継続	教育指導課
5	薬物乱用防止啓発運動	ふっさ健康まつりなどにおいて薬物の危険性を周知し、薬物乱用防止に努めます。	継続	健康課
		学校における「保健」の授業の中で薬物乱用防止について学習します。	継続	教育指導課
6	心の健康に関する専門医の配置(再掲)	精神医療に従事する専門医を配置して小・中学校を巡回し、児童・生徒の精神的健康の増進を図ります。	継続	教育支援課
7	教育相談室の臨床心理士等による学校の巡回	教育相談室の臨床心理士等が小・中学校を巡回し、教職員への助言や、保護者、本人との相談、必要によって関係機関との連携を図ります。	継続	教育支援課
8	アドバイザリースタッフの配置(再掲)	不登校児童・生徒へのアプローチとして、学生等のアドバイザリースタッフを配置し、教育相談補助として活用します。	継続	教育支援課
9	学校適応支援室の活用(再掲)	学校適応支援室において、不登校児童・生徒の学校復帰を図るとともに自立を支援します。	継続	教育支援課
10	スクールソーシャルワーカーの配置(再掲)	不登校や問題行動等、学校への不適応状態にある児童・生徒に対する支援を総合的・専門的に行うため、スクールソーシャルワーカーを配置します。	継続	教育支援課

基本施策3 地域ぐるみで子どもを育てる学校づくり

【主な取組】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	学校と家庭の連携推進事業	いじめ、不登校、暴力行為など生活指導上の課題に対して、家庭や地域全体で取り組む教育活動及び地域や学校の実態に即した効果的な取組を行います。	継続	教育指導課
2	学校支援地域組織事業	各小・中学校に学校支援コーディネーターを配置し、学校の教育的ニーズと地域の力をよりつなぎ合わせることで、子どもの健やかな成長を地域ぐるみで育み、地域全体で学校教育を支援していきます。 また、児童・生徒の豊かな学校生活の実現を目指す「*コミュニティ・スクール」を支援していきます。	継続	生涯学習 推進課

基本施策4 地域の教育力の向上

【主な取組】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	保護者（親子）対象子育て支援事業	地域子育て支援拠点で児童の保護者同士に交流の機会を提供し、啓発事業を通じて子育てに必要な知識の向上、悩みごとやストレスの解消等を図ります。	継続	子ども 育成課
2	青少年問題協議会事業	青少年の健全育成の施策について審議するとともに、指導・育成等に関する関係機関の連絡調整を図ります。	継続	子ども 育成課
3	善行少年表彰事業	青少年の健全育成を図るため、その行為が他の模範となると認められるものを表彰します。	継続	子ども 育成課
4	青少年の意見発表大会	中高生に日頃感じていることを自由に発表する場を提供することにより、市民の中高生の意識や行動に対する意識を深め、青少年健全育成の充実を図ります。	継続	子ども 育成課
5	「家庭の日」图画作文コンクール	「家庭の日」（毎月第3日曜日）に対する関心を高め、家庭の大切さを広く訴えることにより、青少年の健全育成を図ります。	継続	子ども 育成課
6	ふっさ輝きフェスティバル	青少年の健全育成を図るため、青少年育成地区委員長会を中心に広く異なる年齢層が集い、遊びや体験などができるスポーツ・レクリエーション活動を開催します。	継続	生涯学習 推進課
7	軽スポーツ&とん汁会	青少年の健全育成を図るため、青少年育成地区委員長会を中心に広く異なる年齢層が集い、遊びや体験などができるスポーツ・レクリエーション活動を開催します。	継続	生涯学習 推進課

※巻末の用語解説参照

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
8	青少年育成地区委員会事業	青少年地区委員会が青少年の健全育成活動を行うため、その活動を支援していきます。	継続	生涯学習推進課
9	子ども議会	子どもが地域や学校に対する意見、提案を発言できる機会を提供し、議会や行政の仕組みや役割を学ぶことにより、市政や地域への興味、関心を高めるために実施します。	継続	生涯学習推進課

基本施策5 環境の浄化

【 主な取組 】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	不健全図書等の隔離の推進	青少年育成地区委員長会が中心となり、自動販売機、コンビニエンスストア等の不健全図書の隔離設置の徹底を目指します。	継続	生涯学習推進課
2	夜間一斉パトロール事業	青少年育成地区委員長会が中心となり、警察署の指導を得て、青少年のための夜間一斉パトロールを実施します。	継続	生涯学習推進課

施策の方向（2）子どもの放課後の居場所づくり

放課後等の子どもの居場所として、学校施設の活用、図書館事業など実施するとともに、児童館・公民館においても地域の住民と連携して、子どもの居場所としての機能拡充を図り、野外での遊びの場と機会を提供するなど、近所で利用できる野外事業等の継続・充実を図ります。

■成果指標

No	指標	指標の説明	現状	方向
1	学童クラブの入所児童数	入所児童数	746人	増加
2	ふっさっ子の広場のサポーターの参加人数	サポーターの参加人数	778人	増加

基本施策1 子どもの居場所づくり

【主な取組】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	ふっさっ子の広場事業	市内全小学校の学校施設を活用し、安全な見守りの下、多くの友だちや異学年との関わりの中で、集団ルール等の社会性や自主性、協調性などを身に付け、子どもたち一人一人を健やかに育てていきます。また、学童クラブ事業との連携を図ります。	充実	生涯学習 推進課
2	学童クラブ事業	小学生を対象に市内12クラブで放課後対策として、学童クラブを実施します。軽度の障害児の受入れを充実します。また、ふっさっ子の広場事業との連携を図るとともに公共施設の活用について検討します。	充実	子ども 育成課
3	学童クラブの延長育成事業	市内全12クラブで実施します。	継続	子ども 育成課
4	一体型放課後対策事業	「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、学童クラブとふっさっ子の広場とが、日常的に交流し、合同事業を行う一体型放課後対策事業を実施します。	新規	子ども 育成課 生涯学習 推進課
5	子どもの学習支援事業	生活困窮世帯、被保護世帯の子どもに対して、学習支援やその他の教育支援、生活支援を実施し、貧困の連鎖を防止します。	継続	社会福祉課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
6	福生水辺の楽校	子どもたちの居場所でもある「川の志民館」を活動拠点とし、水辺の体験学習や環境学習を通じて、子どもたちが自然と環境の大切さを体感することができる機会の充実を図るとともに、豊かな人間性を育むために「福生水辺の楽校事業」を推進します。	継続	環境課
7	「※子ども食堂」のあり方の検討	子どもたちへの食事や交流の場を提供する「子ども食堂」のあり方や、市内で活動している団体等との連携、支援等について検討します。	検討	子ども育成課
8	プレイパークの支援	子どもが創造力を活かして遊びを創り出す場や機会を提供するため、プレイパークを実施する活動団体への支援を行うとともに、その在り方や実施方法等について検討します。	充実	子ども育成課
9	公園・児童遊園の適正管理	維持管理方針を作成し、公園・児童遊園について適正な維持管理に努めます。	継続	施設公園課
10	児童館事業の充実	児童館の事業を充実し、子ども、特に中学生、高校生を対象とした居場所づくりを進めます。	充実	子ども育成課
11	公民館事業の充実	公民館で実施する事業などを通して、子どもの居場所づくりを進めます。	継続	公民館
12	体育館事業の充実	体育館の事業等を通して、子どもの居場所づくりを進めます。	継続	スポーツ推進課
13	図書館事業の充実	おはなし会、乳幼児タイム、人形劇などの子ども向けサービスを通して子どもの居場所づくりを図ります。また、図書館ホームページ等を利用した児童・生徒への図書館情報の発信を行います。	継続	図書館

基本目標4 特別な配慮が必要な子ども・若者や家庭への支援

施策の方向（1）児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもへの身体的な影響だけでなく、心の発達や人格の形成に深刻な影響を与えます。子どもを虐待から守り、子どもが安心して生活できるよう、地域や関係機関等が連携して未然防止をはじめ、早期発見・早期対応に取組みます。

相談対応の充実や児童虐待防止の取組を更に進めるため、支援を必要とする子どもとその家庭に対し総合的な相談を行い、育児不安・児童虐待などの問題について、児童相談所をはじめとした関係機関等との連携を一層強化し、必要な情報の交換や、支援内容の協議を行います。更には、市民を対象として、児童虐待の理解を深めてもらう取組も行っています。

■成果指標

No	指標	指標の説明	現状	方向
1	子ども家庭支援センター（子どもと家庭の相談窓口）の認知度	市民アンケート調査で、子ども家庭支援センターを知っていると回答した割合	70.5%	増加

基本施策1 児童虐待防止対策の充実

【主な取組】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	子育て世代包括支援センター事業（利用者支援事業 母子保健型）（再掲）	妊娠婦及び乳幼児の実情把握に努め、母子保健と子育て施策との一体的な支援を通じて、妊娠婦、乳幼児及びその保護者の健康の保持増進に関する包括的な支援を行います。	継続	健康課
2	乳児家庭全戸訪問事業（再掲）	乳児のいる全ての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談を行います。	継続	健康課
3	子ども家庭支援センター事業（再掲）	子どもと家庭に関する総合相談、ショートステイ等のサービス提供の調整、子育てサークル等への支援、見守りサポート事業、児童虐待防止に関する事業など、児童を養育する家庭の総合的な支援を行います。また、子育て中の親子のセンター利用の促進や子育て支援の情報提供の充実に努めます。	継続	子ども家庭支援課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
4	児童虐待防止のネットワークづくり	*要保護児童対策地域協議会を活用して、児童虐待の未然防止、早期発見と早期対応の取組を目指し、関係機関との連携による児童虐待防止のネットワークづくりを進めます。	継続	子ども家庭支援課
5	児童虐待防止マニュアル等の活用	児童虐待への対応マニュアルを活用し、またポスター等を配布・掲示することで虐待防止に努めます。また、市民向けの児童虐待等防止のためのリーフレットを用いて児童虐待の未然防止、早期発見に努めます。	継続	子ども家庭支援課
6	育児支援家庭訪問事業	児童の養育を行うために支援が必要でありながら、何らかの理由により子育てに係るサービスが利用できない家庭に対し、職員が訪問し、養育に関する専門的な相談指導・助言を行います。また、家事等の援助についてはヘルパーを派遣し、見守りが必要な妊婦や家庭に対する支援の充実を図っていきます。	継続	子ども家庭支援課

施策の方向（2）困難を有する子ども・若者や子育て家庭への支援の充実

心身に障害のある子どもが地域で安心して暮らせるように、各児の状況に応じたサービスの充実を図り、子どもがそれぞれの可能性を伸ばしながら成長できるよう、適切な支援を行います。

また、外国籍の家族を持つ家庭については、言葉や文化の違いやコミュニケーション不足などによる様々な課題がみられ、子どもやその家族に対して支援をすることが必要です。日常生活において不安が生じないよう、多言語によるパンフレットの作成や通訳サービスの実施などの支援を行います。

子どもの貧困問題では、将来の自立した生活を確保するため、家庭の状況に左右されることなく、子どもが健やかに育成される環境の整備を図るとともに、全ての子どもの学びが保障されるよう、支援の充実を図ります。

ニートやひきこもり等で悩む本人や家族に対しては、それぞれの状況に応じ専門相談を実施し、自立に向けた支援や若年者向けの就労支援を行います。

■成果指標

No	指標	指標の説明	現状	方向
1	教育・保育施設での障害児の受入れ率	受入数／希望者数	100.0%	継続

基本施策1 障害児施策の充実

【主な取組】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	障害児相談支援	障害児通所支援の利用に際して、障害児支援利用計画の作成やモニタリングを行い、市やサービス事業者との連絡調整等をします。	新規	障害福祉課
2	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	継続	障害福祉課
3	*放課後等デイサービス	学校に通学している障害児に対して、放課後、休日、夏休み等の長期休暇中に生活力向上のために必要な訓練、社会性を養う支援を行います。	継続	障害福祉課
4	保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障害児に対して、利用する保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	継続	障害福祉課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
5	短期入所サービス	障害者（児）が保護者又は家族の疾病等の事由により、家庭における介護を受けることが困難になった場合に、施設等に短期入所することができます。	継続	障害福祉課
6	補装具費の支給	身体機能を補完又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される義肢、装具、車椅子等を給付又は貸与し、日常生活を支援します。	継続	障害福祉課
7	日常生活用具給付事業	在宅の障害者（児）に特殊寝台等の日常生活用具を給付又は貸与し、日常生活を支援します。また、視覚障害者に点字図書、デイジー図書、大活字図書を給付することにより、情報入手を容易にします。	継続	障害福祉課
8	住宅設備改善費給付事業	重度身体障害者（児）に対して、住宅の設備改善に要する経費を給付し、自立した在宅生活が送れるよう支援します。	継続	障害福祉課
9	日中一時支援事業	介護者が緊急、その他やむを得ない理由により介護ができないとき、日中における活動の場の確保及び一時的な介護の支援を行います。	継続	障害福祉課
10	重度身体障害者（児）訪問入浴サービス事業	自宅の浴室等で入浴することが困難な在宅の重度身体障害者（児）の身体の清潔の保持と心身機能の維持等を図るため、自宅等に入浴車を派遣し、訪問入浴サービスを提供します。	継続	障害福祉課
11	身体障害児入浴サービス事業	自宅の浴室等で入浴困難な在宅の重度身体障害児に、福祉センターの特殊浴槽を活用した入浴サービスを提供し、身体の清潔を保つとともに、家族の負担軽減を図ります。	継続	障害福祉課
12	中等度難聴児補聴器購入費助成事業	両耳の聴力レベルが30dB以上であり、身体障害者手帳交付の対象となる聴力ではないが、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できる児童に対し、購入費の一部を助成します。	継続	障害福祉課
13	おむつ等助成事業	常時が床の状態又はこれに準ずる状態の障害者（児）におむつ等を助成します。	継続	障害福祉課
14	タクシー費用及び自動車ガソリン費用助成事業	障害者（児）が日常生活の利便及び拡大を図るために利用するタクシー又は自動車について、それらに係る費用の一部を助成します。	継続	障害福祉課
15	小児精神病医療費助成	精神科の入院治療を必要とする18歳未満の者に対し入院医療費を助成します。	継続	障害福祉課
16	小児慢性特定疾病医療費支給	小児慢性特定疾病に罹患している18歳未満の者に対し医療費の一部を支給します。	継続	障害福祉課
17	テレビ電話手話通訳サービス	聴覚障害がある方に対し、タブレット端末を利用した同時通訳が可能なテレビ電話手話通訳サービスを行います。	新規	障害福祉課
18	障害児相談事業	障害児に関する知識と経験を持つ専門職員を地域子育て支援事業を実施する施設等に配置し、障害児が社会で自立できるよう継続的な相談や支援をします。	継続	子ども育成課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
19	臨床心理士等の巡回相談（再掲）	臨床心理士等が保育園・幼稚園・学童クラブ等を巡回訪問し、子どもの発達等に関する問題について、保護者、職員から直接相談を受け、個別支援から就学支援に向けた取組を行います。	継続	健康課 子ども育成課 子ども家庭支援課 教育支援課
20	特別支援教育の充実	特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対し、小・中学校における特別支援教育の一層の充実を図ります。	継続	教育支援課
21	教育・保育施設での障害児の受け入れ	幼稚園、認定こども園、保育所では、集団生活が可能な障害児を受け入れ、健常児とともに幼児教育、集団保育を実施することにより、健全な社会性の成長発達を促進します。また、障害児を抱える保護者の就労を支援します。	継続	子ども育成課
22	学童クラブの障害児受け入れ	全ての学童クラブにおいて、集団生活が可能で、かつ通所することができる障害児を受け入れます。	継続	子ども育成課
23	児童館における障害児対象事業	障害児に集団で遊ぶ機会を与え、その遊びを通して社会性の基礎を養うとともに、孤立しがちな保護者同士の交流を図り、親子がともに成長できる機会を提供します。	継続	子ども育成課
24	講演会（発達障害）	発達障害に関する特性や行動を理解し、対応する方法を学ぶ講演会を開催し、発達障害への理解を進めます。	継続	健康課
25	医療的ケア児支援事業（保育園）	特別な支援を必要とする児童に対し、必要な支援を実施し、十分な保育を受けられる環境を整備します。	継続	子ども育成課
26	医療的ケア児支援事業（学童クラブ）	特別な支援を必要とする児童に対し、必要な支援を実施し、十分な育成を受けられる環境を整備します。	継続	子ども育成課

基本施策2 外国人家庭に対する対応

【主な取組】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	多言語によるパンフレットの作成	外国人家庭に対して、市が発行する各種パンフレットの外国語版（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語等）を作成します。	継続	全課
2	テレビ電話多言語通訳サービス	日本語を話すことができない外国の方に対して、タブレット端末を利用した同時通訳が可能なテレビ電話多言語通訳サービスを行います。	継続	全課
3	外国籍保護者のための日本語通訳事業	日本語能力の不十分な外国籍保護者に対して、通訳者を配置し、母国語で相談・支援を実施します。	継続	健康課 子ども家庭支援課 教育支援課
4	日本語適応指導事業	日本語指導が必要な児童・生徒に対して、日本語適応支援員を配置する等して、ニーズに応じた支援を行います。	継続	教育指導課

基本施策3 特に配慮が必要な子ども・若者への支援

【主な取組】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	児童育成手当（育成手当）	18歳に到達した年度末までの子どもを養育しているひとり親家庭の父又は母（父又は母に一定の心身障害がある場合を含む）又は養育者に支給します。（所得制限あり）	継続	子ども育成課
2	児童育成手当（障害手当）	20歳未満の、心身に一定の障害のある子どもを養育している方に支給します。（所得制限あり）	継続	子ども育成課
3	児童扶養手当	18歳に到達した年度末までの子ども（一定の心身障害を有する場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の父又は母（父又は母に一定の心身障害がある場合も含む）又は養育者に支給します。（所得制限あり）	継続	子ども育成課
4	ひとり親家庭等医療費助成制度	18歳に到達した年度末までの子ども（一定の障害を有する場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭等（父又は母に一定の心身障害がある場合も含む。）に対し、健康保険診療の自己負担額の全部又は一部を助成します。（所得制限あり）	継続	子ども育成課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
5	ひとり親家庭相談	ひとり親家庭を対象に経済上の問題、児童の養育・就学問題、就職の問題、その他生活上の悩みごとなどの相談に応じます。	継続	子ども家庭支援課
6	母子及び父子福祉資金貸付事業	20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母又は父に、事業開始、就学支度、修学、転宅等に必要な資金の貸付けをします。	継続	子ども家庭支援課
7	母子家庭等高等職業訓練促進給付金	母子家庭の母又は父子家庭の父が就業を容易にするために必要な資格を取得することを目的に、1年以上の養成機関で修業をする場合、一定期間の促進給付金を支給して経済的支援を行います。	継続	子ども家庭支援課
8	母子家庭等自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援するために、就業を目的とした教育訓練に関する講座を受講し、修了した場合受講料の一部を支給します。	継続	子ども家庭支援課
9	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金	ひとり親家庭の自立や生活の安定を図るため、ひとり親の親等の学び直しを支援し、よりよい条件で就職や転職できるよう高等学校卒業程度認定試験合格のための対策講座受講費用の一部を支給します。	継続	子ども家庭支援課
10	通学援助費支給事業	固定学級、通級指導学級、日本語学級、学校適応支援室入級者に対し通学援助費を支給します。	継続	教育支援課
11	修学旅行等補助金交付事業	小・中学校の移動教室及び修学旅行等の費用の一部を補助します。	継続	教育支援課
12	不登校対策（再掲）	「福生市立学校の不登校総合対策」に基づき、児童・生徒の実態に応じた個別支援を充実させ、不登校の未然防止、早期支援、長期化への対応に取り組みます。	新規	教育指導課
13	ひきこもり支援	東京都の「ひきこもりサポートネット」の周知及び訪問相談の受付を行います。	継続	健康課
14	若者の就労支援	働くことに悩みを抱えている若者を対象に、関係機関と連携して、就労に向けた支援を行います。	新規	社会福祉課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
15	自殺対策	令和元年度に策定した福生市自殺対策計画に基づき、自殺総合対策の基本理念である「誰もが自殺に追い込まれることがない社会の実現」を目指します。	新規	健康課
16	子どもの貧困対策			
	(1) 「子ども食堂」のあり方の検討（再掲）	子どもたちへの食事や交流の場を提供する「子ども食堂」のあり方や、市内で活動している団体等との連携、支援等について検討します。	検討	子ども育成課
	(2) 子どもの学習支援事業（再掲）	生活困窮世帯、被保護世帯の子どもに対して、学習支援やその他の教育支援、生活支援を実施し、貧困の連鎖を防止します。	継続	社会福祉課
	(3) 受験生チャレンジ支援貸付	学習塾や高校、大学等の受験費用の捻出が困難な、一定所得以下の世帯に必要な資金の貸付を行い、子どもたちの進学を支援します。	継続	社会福祉課
	(4) 入学資金融資制度	大学、高等学校、専修学校等に入学しようとする方の保護者に対し、入学時に必要な資金について特定金融機関に融資をあっ旋します。	継続	教育総務課
	(5) 就学援助費・特別支援教育就学奨励費支給事業	小・中学校、児童・生徒の学用品等扶助として、学用品・給食費・修学旅行等の費用を扶助します。	継続	教育支援課

基本目標5 子育て世帯への経済的支援とワーク・ライフ・バランスの推進

施策の方向（1）子育て世帯への経済的支援

経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、地域、市民に大きな影響を及ぼし、子育てに係る経済的負担が増大していると言えます。

貧困による格差の広がりは、教育や進学の機会を狭めるだけでなく、子どもが健やかに育つための環境にも大きな影響を及ぼします。全ての子どもが生まれ育った環境によって左右されることなく、心身ともに健やかに育成され、一人一人が夢や希望が持てるよう子どもとその家庭を支援することが必要です。

今後も、引き続き各種手当等の経済的支援を行うとともに、保護者や子どもの生活支援、保護者の就労支援など、経済的な困窮家庭に対する側面的な支援を充実します。

■成果指標

No	指標	指標の説明	現状	方向
1	子育てに係る経済的な負担が大きいと感じる割合	保護者が、子育てに係る経済的な負担が大きいと感じる割合	就学前児童34.9% 小学生36.0%	減少

基本施策1 経済的負担の軽減

【主な取組】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	特定不妊治療費助成金（再掲）	特定不妊治療の経済的な負担軽減を図るために、東京都が実施している特定不妊治療費助成制度の対象者に治療費の一部を助成します。	継続	健康課
2	子育て支援カード発行事業（再掲）	市と市内の事業者（協賛店）が連携し、協賛店利用時にカードを提示することで、特典が受けられる事業で、妊娠又は中学生以下の子どものいる世帯の支援並びに地域活性化を図ります。	継続	子ども育成課
3	未熟児養育医療給付事業（再掲）	未熟児で出生し、入院養育が必要と認められた方に対し、指定医療機関において医療の給付を行います。	継続	健康課
4	児童手当	中学校修了前（15歳に到達した年度末まで）の子どもを養育している方に支給します。	継続	子ども育成課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
5	児童育成手当（育成手当）（再掲）	18歳に到達した年度末までの子どもを養育しているひとり親家庭の父又は母（父又は母に一定の心身障害がある場合を含む。）又は養育者に支給します。（所得制限あり）	継続	子ども育成課
6	児童育成手当（障害手当）（再掲）	20歳未満の、心身に一定の障害のある子どもを養育している方に支給します。（所得制限あり）	継続	子ども育成課
7	児童扶養手当（再掲）	18歳に到達した年度末までの子ども（一定の心身障害を有する場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の父又は母（父又は母に一定の心身障害がある場合も含む。）又は養育者に支給します。（所得制限あり）	継続	子ども育成課
8	特別児童扶養手当	20歳未満で、心身の障害や疾病により、日常生活に著しい制限を受ける子どもを養育している父母又は養育者に支給します。（所得制限あり）	継続	子ども育成課
9	乳幼児医療費助成制度	義務教育就学前（6歳に到達した年度末まで）の子どもを養育している方に、健康保険診療の自己負担額を助成します。（所得制限なし）	継続	子ども育成課
10	義務教育就学児医療費助成制度	小学1年生から中学3年生（6歳に到達した年度始めから15歳に到達した年度末）までの子どもを養育している方に、健康保険診療の自己負担額を助成します。ただし、通院の場合、健康保険診療の自己負担額のうち1回200円（上限額）は本人の負担となります。（所得制限なし）	継続	子ども育成課
11	幼児教育・保育の無償化	幼稚園、保育所等における、3～5歳児クラスの保育料を無償化します（0～2歳児クラスは非課税世帯のみ無償化。）。また、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設の利用も無償化の対象となります（上限あり）。さらに、障害児の発達支援については、幼稚園、保育所等の保育料と併せて無償となります。	新規	子ども育成課 障害福祉課
12	育成医療費助成制度	18歳未満の児童で、一定の機能障害があり手術等により障害の改善が見込まれる方に対し、健康保険診療の自己負担分を助成します。ただし、1割分は本人負担となります。（所得に応じた自己負担上限額、及び所得制限あり）	継続	子ども育成課
13	私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金	私立幼稚園に通園する園児の保護者負担軽減事業で、所得に応じて補助金を交付します。	継続	子ども育成課
14	認証保育所利用者補助	認証保育所を利用されている方に、認可保育所等の保育料と公平にするため、その差額を運営費の委託料に含み補助します。	継続	子ども育成課
15	就学援助費・特別支援教育就学奨励費支給事業（再掲）	小・中学校、児童・生徒の学用品等扶助として、学用品・給食費・修学旅行等の費用を扶助します。	継続	教育支援課
16	通学援助費支給事業（再掲）	固定学級、通級指導学級、日本語学級、学校適応支援室入級者に対し通学援助費を支給します。	継続	教育支援課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
17	修学旅行等補助金交付事業（再掲）	小・中学校の移動教室及び修学旅行等の費用の一部を補助します。	継続	教育支援課
18	子どもの学習支援事業（再掲）	生活困窮世帯、被保護世帯の子どもに対して、学習支援やその他の教育支援、生活支援を実施し、貧困の連鎖を防止します。	継続	社会福祉課
19	受験生チャレンジ支援貸付（再掲）	学習塾や高校、大学等の受験費用の捻出が困難な、一定所得以下の世帯に必要な資金の貸付を行い、子どもたちの進学を支援します。	継続	社会福祉課

施策の方向（2）ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や都と連携しながら、就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立させることができるように、相談体制や経済的支援の充実に努めます。

■成果指標

No	指標	指標の説明	現状	方向
1	ひとり親家庭就労支援事業実施状況	ひとり親家庭の母又は父の職業能力の開発及び向上に資するための経済的支援や就労支援を行い、資格を生かした職に結び付け、自立を支援する事業の実施状況	8件	増加

基本施策1 ひとり親家庭等の自立支援の推進

【主な取組】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	児童育成手当（育成手当）（再掲）	18歳に到達した年度末までの子どもを養育しているひとり親家庭の父又は母（父又は母に一定の心身障害がある場合を含む）又は養育者に支給します。（所得制限あり）	継続	子ども育成課
2	児童育成手当（障害手当）（再掲）	20歳未満の、心身に一定の障害のある子どもを養育している方に支給します。（所得制限あり）	継続	子ども育成課
3	児童扶養手当（再掲）	18歳に到達した年度末までの子ども（一定の心身障害を有する場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の父又は母（父又は母に一定の心身障害がある場合も含む。）又は養育者に支給します。（所得制限あり）	継続	子ども育成課
4	ひとり親家庭等医療費助成制度（再掲）	18歳に到達した年度末までの子ども（一定の障害を有する場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭等（父又は母に一定の心身障害がある場合も含む。）に対し、健康保険診療の自己負担額の全部又は一部を助成します。（所得制限あり）	継続	子ども育成課
5	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	ひとり親家庭であって、家事又は育児等の日常生活に支障を来している家庭にホームヘルパーを派遣します。	継続	子ども育成課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
6	ひとり親家庭相談（再掲）	ひとり親家庭を対象に経済上の問題、児童の養育・就学問題、就職の問題、その他生活上の悩みごとなどの相談に応じます。	継続	子ども家庭支援課
7	母子及び父子福祉資金貸付事業（再掲）	20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母又は父に、事業開始、就学支度、修学、転宅等に必要な資金の貸付けをします。	継続	子ども家庭支援課
8	母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業（再掲）	母子家庭の母又は父子家庭の父が就業を容易にするために必要な資格を取得することを目的に、1年以上の養成機関で修業をする場合、一定期間の促進給付金を支給して経済的支援を行います。	継続	子ども家庭支援課
9	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業（再掲）	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援するために、就業を目的とした教育訓練に関する講座を受講し、修了した場合受講料の一部を支給します。	継続	子ども家庭支援課
10	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業（再掲）	ひとり親家庭の自立や生活の安定を図るため、ひとり親の親等の学び直しを支援し、よりよい条件で就職や転職できるよう高等学校卒業程度認定試験合格のための対策講座受講費用の一部を支給します。	継続	子ども家庭支援課
11	母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭等の福祉の増進を目的に、自立及び就労を支援するためのプログラムを策定し、ひとり親家庭等の支援を行います。	継続	子ども家庭支援課

施策の方向（3）子育てと仕事を両立できるまちづくり

仕事と生活の調和の実現については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ国民が積極的に取り組むこと、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

こうしたことを踏まえ、労働者が有給休暇、育児・介護休業などを取得しやすい職場環境づくりに向けた普及啓発など、働き方の見直しに向けた様々な取組を推進します。

また、男女がともに協力して家庭内での役割を担っていくことができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に努めるとともに、男性が家事・育児をするための意識づくりや、男性が家事・育児に参画するための学習の場やきっかけづくりに取り組みます。

■成果指標

No	指標	指標の説明	現状	方向
1	育児休業取得率	市民アンケートにおける父親、母親の育児休業取得率	父親6.9% 母親40.6%	増加
2	0歳、1歳児保育の定員数	保育所の0歳、1歳児保育の定員数	326人	拡充

基本施策1 広報・啓発活動の推進

【主な取組】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の情報提供と啓発活動の充実	ワーク・ライフ・バランスについての情報を収集し、企業や市民に情報提供するとともに、講座等を実施し啓発を行います。	継続	協働推進課
2	子育て支援、男女共同参画促進のための事業の実施	子育て支援、男女共同参画促進のための学習講座、子育てや女性の悩みなど、現状における問題解決に向けた事業の充実を図ります。	継続	公民館

基本施策2 男性の子育て参加の推進

【主な取組】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	パパママクラス (再掲)	妊婦及び配偶者等を対象に相談指導を実施し、母子保健に関する正しい知識の啓発と普及を図ります。	継続	健康課
2	父親参加型事業 の実施	父親の子育て参加の推進を目的にし、児童館等で父親参加型の事業を実施します。	継続	子ども育成課

基本施策3 産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備

【主な取組】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	低年齢児保育の充実 (再掲)	認可保育所等において1歳未満児に対して保育を実施します。	継続	子ども育成課
2	低年齢児保育の拡大	産休・育休明けの0歳児から2歳児までの保育需要に対応するため、小規模保育事業を開設することにより、定員増を目指します。	継続	子ども育成課

基本目標 6 安心して子育てができる生活環境の整備

施策の方向（1）子どもの安全の確保

子どもや親にとって身近な生活圏である地域は、日常的に子どもや親と接し、交通安全や防災・防犯、見守り、親の相談や子どもの健全育成などにおいて、大きな役割を果たしています。今後も、行政、地域及び関係機関が連携し、子どもたちの安全確保に取り組んでいくことが重要です。

安全で安心して子育てができるまちづくりに向け、就学前の児童や学校の生徒等に対する交通安全学習を推進するとともに、地域住民による見守りやパトロール等の支援体制を強化していきます。

また、災害や犯罪の被害から子どもたちを守るため、災害対策の取組や、防災・防犯の意識啓発を行うとともに、地域社会全体で子どもを見守り育てる環境整備を推進します。

■成果指標

No	指標	指標の説明	現状	方向
1	子どもが関与する交通事故の件数	市内で発生した子どもが関与する交通事故の件数	7件	減少

基本施策 1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

【主な取組】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	交通安全教育の推進	地域や団体、事業所等における交通安全思想の普及・徹底を図り、学校・保育所等での交通安全教育を推進します。また、中学校において、スタンスマンが事故現場を再現する交通安全教室を実施します。	継続	安全安心まちづくり課
2	交通安全指導の充実	東京都教育委員会「安全教育プログラム」を活用し、各学校における交通安全指導の充実を図り、交通安全に関わる実践的態度の改善を図ります。	継続	教育指導課
3	通学路の見守り体制の推進	児童等の登下校中の安全確保のため、通学路における見守りを、ボランティアの取組とともにシルバー人材センターに委託して実施します。また、見守り活動を補完する防犯カメラを適切に管理します。	継続	教育総務課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
4	通学路点検の実施	学校、保護者及び警察と関係する部署により、通学路の安全点検を行い、危険箇所の改善に努めます。	継続	安全安心 まちづくり課 道路 下水道課 教育総務課

基本施策2 子どもを災害や犯罪の被害から守るための活動の推進

【 主な取組 】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	子どもたちへの災害対応	市内の小・中学校、保育園等において、災害時には児童・生徒・園児等の安全を確保し、保護及び引き渡しを適切に行います。また、被災後は、安否確認や施設の確保を行い、速やかに教育活動及び保育活動の再開を図ります。	継続	子ども 育成課 教育指導課 生涯学習 推進課
2	震災対策啓発の推進	市内小学生を対象に、震災対策の啓発を行うことにより、子どもたちの防災意識の向上を図ります。	継続	安全安心 まちづくり課
3	防災マップ、多摩川洪水・内水ハザードマップの配布	防災情報をまとめた防災マップと、多摩川の氾濫を想定した多摩川洪水・内水ハザードマップを作成し、市内の全家庭へ配布します。	継続	安全安心 まちづくり課
4	通学路等の防犯活動の推進	子どもたちが犯罪に遭わないように、市内で発生した犯罪や不審者についての情報を地域や学校に提供します。また、防犯カメラを適切に管理するなどして、防犯対策の強化に取り組みます。	継続	安全安心 まちづくり課
		子どもたちが犯罪に遭わないように、市内で発生した犯罪や不審者についての情報を地域や学校に提供します。また、登下校時に見守り員を配置して通学路を巡回するほか、防犯カメラを適切に管理するなどして、防犯活動を推進します。	継続	教育総務課 教育指導課
5	安全啓発活動の推進	東京都教育委員会「安全教育プログラム」を活用した、安全教育を充実します。	継続	教育指導課
6	不審者情報等の提供	携帯電話を利用した自治体情報やファクシミリを通じて学校等子どもに関係する各公共施設に不審者情報を提供し、地域ぐるみで注意を促します。また、不審者情報があったときには、パトロールを実施します。	継続	安全安心 まちづくり課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
7	子どもを守るために活動の推進	防犯講習会等を通して、市民へ犯罪に関する情報提供に努め、関係機関・団体との情報交換、防犯ボランティアによるパトロール活動、「こども110番の家」事業など、子どもを守るために活動を推進します。	継続	安全安心まちづくり課
8	薬物乱用防止啓発運動（再掲）	ふっさ健康まつりなどにおいて薬物の危険性を周知し、薬物乱用防止に努めます。	継続	健康課
		学校における「保健」の授業の中で薬物乱用防止について学習します。	継続	教育指導課
9	不健全図書等の隔離の推進（再掲）	青少年育成地区委員長会が中心となり、自動販売機、コンビニエンスストア等の不健全図書の隔離設置の徹底を目指します。	継続	生涯学習推進課
10	夜間一斉パトロール事業（再掲）	青少年育成地区委員長会が中心となり、警察署の指導を得て、青少年のための夜間一斉パトロールを実施します。	継続	生涯学習推進課

基本施策3 被害に遭った子どもの保護の推進

【主な取組】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	被害児童のカウンセリング	犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージの軽減、立ち直りを支援するため、子どもに対する心理的ケア、保護者に対する助言等、関係機関と連携し支援を行います。	継続	子ども家庭支援課

施策の方向（2）子育てを支援する生活環境の整備

平成31年3月に「福生市住宅マスタープラン」を改定し、子育て世代の定住を促し、愛着を持って永く住み継がれるよう、子育てしやすい住宅を整備するとともに魅力あるまちづくりを進めています。

また、公共施設、道路、公園などの整備や改修時には、「第3期福生市バリアフリー推進計画」に基づき、*ユニバーサルデザインの考え方を取り入れるとともに、既存施設については、ベビーカーでの親子連れや、障害者が利用しにくい道路や交通機関、公共施設などバリアフリー化を進めます。

更に、子どもや乳幼児等の親子連れに対する交通面での安全性に留意し、交通安全設備の設置、道路の拡幅や歩道の設置、交差点の改良など安全な道路交通環境の整備を進めます。

■成果指標

No	指標	指標の説明	現状	方向
1	住宅や住環境が子育てしやすいと感じる割合	住宅と住環境とともに良いと回答した割合	34.0%	増加

基本施策1 子育てを担う若い世代を中心に広くゆとりある住宅の確保

【主な取組】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	良質なファミリー向け住宅の供給誘導	子育て世帯が住みやすい賃貸物件を増やしていくため、民間事業者に向け活用できる補助制度の検討や情報提供を行い、子育てに適した住宅の建設を誘導します。	継続	まちづくり計画課
2	住宅取得の支援	子どものいる子育てファミリー世帯は、子どもが小中学校に就学する段階でより広い住宅を求めて市外へ転出する傾向にあります。福生市に長く住み続けてもらうために、住宅取得に係る助成や既存住宅の改修補助等について検討します。	継続	まちづくり計画課

基本施策2 安全な道路交通環境の整備

【主な取組】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	歩道の整備	子どもや高齢者、障害者など、全ての歩行者の安全確保のため、段差解消等の整備を行います。	継続	道路 下水道課
2	防犯灯の整備	夜間、安心して外出できるよう防犯灯の整備を行います。	継続	道路 下水道課



教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は量の見込みと確保方策を設定する単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。



福生市は、人口、利便性・教育・保育施設の配置等から勘案し、第1期計画と同様、福生市全域をひとつの教育・保育提供区域として設定します。その理由として、日常的な生活圏域として市全域が問題ない範囲の程度であること、また、市全域をひとつの区域とすることにより一時的な需要の増減に対する供給量の調整が可能となることなどが挙げられます。

この教育・保育提供区域を基本とした上で、アンケート調査結果に基づいた需要分析を行い、区域における量の見込みと確保の方策を見ていくものとします。

2 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を平成27年から平成31年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	380	374	368	361	356
1歳	353	372	366	360	353
2歳	339	340	358	353	346
3歳	398	334	335	353	348
4歳	403	392	330	330	348
5歳	388	401	390	328	329
6歳	400	382	396	385	324
7歳	360	398	382	395	384
8歳	401	359	397	380	393
9歳	421	402	359	398	381
10歳	414	423	403	360	399
11歳	441	418	426	406	363

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

(1) 「認定区分」と「家庭類型」による事業の対象家庭の抽出

① 認定区分について

子ども・子育て支援法では、年齢と保育の必要性に基づいて、1・2・3号認定に区分します。さらに、長時間（主にフルタイムの就労を想定）及び短時間（主にパートタイムの就労を想定）の2区分の保育必要量を設けています。

【 認定区分 】

認定区分	対象年齢	保育の必要性	
1号認定	3～5歳	保育を必要としない	教育標準時間利用（3～4時間）
2号認定	3～5歳	保育を必要とする	保育標準時間利用（11時間）
			保育短時間利用（8時間）
3号認定	0～2歳	保育を必要とする	保育標準時間利用（11時間）
			保育短時間利用（8時間）

② 家庭類型について

*特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の見込み量を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。そのためにアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

母親 父親	ひとり親	フルタイム 就労 (産休・育 休含む)	パートタイム就労 (産休・育休含む)			未就労
			120 時間 以上	120 時間 未満 64 時 間以上	64 時間 未満	
ひとり親	タイプA					
フルタイム就労 (産休・育休含む)		タイプB	タイプC	タイプC'		
パートタ イム就労 (産休・ 育休含 む)	120 時間以上	タイプC	タイプE	タイプE'		タイプD
	120 時間未満 64 時間以上					
	64 時間未満	タイプ C'				
未就労			タイプD			タイプF

↑ 保育の必要性あり ↑ 保育の必要性なし

タイプA : ひとり親家庭（母子または父子家庭）

タイプB : フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭）

タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月 120 時間以上＋月 64～120 時間）

タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月 64 時間未満）

タイプD : 専業主婦（夫）家庭

タイプE : パートタイム共働き家庭（就労時間：双方が月 120 時間以上＋月 60～120 時間）

タイプE' : パートタイム共働き家庭（就労時間：いずれかが月 64 時間未満）

タイプF : 無業の家庭（両親とも無職の家庭）

育児・介護休業中の人もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

(2) 「量の見込み」を算出する項目

子ども・子育て支援法では、次に掲げる事業について、「量の見込み」を算出し、「確保方策」を定めることとしています。

【 教育・保育施設及び地域型保育事業 】

	対象事業 (認定区分)			事業の対象家庭	調査対象年齢
1	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	1号認定	専業主婦(夫)家庭 就労時間短家庭	3 ~ 5 歳
2	保育認定	幼稚園	2号認定	共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭	
	保育認定	認定こども園 保育園		ひとり親家庭 共働き家庭	
3	保育認定	認定こども園 保育園 地域型保育	3号認定		0 ~ 2 歳

【 地域子ども・子育て支援事業 】

	対象事業	対象家庭	対象児童
1	時間外保育事業（延長保育事業）	ひとり親家庭 共働き家庭	0 ~ 5 歳
2	学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）	ひとり親家庭 共働き家庭	5 歳 1 ~ 6 年生
3	子育て短期支援事業 (ショートステイ及びトワイライトステイ)	全ての家庭	0 ~ 5 歳
4	地域子育て支援拠点事業	全ての家庭	0 ~ 2 歳
5	一時預かり事業 (幼稚園在園児対象の一時預かり) (保育所、ファミリー・サポート・センター等における一時預かり)	専業主婦(夫)家庭 ひとり親家庭・共働き家庭	3 ~ 5 歳 0 ~ 5 歳
6	病児保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0 ~ 5 歳
7	ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	全ての家庭	0 ~ 5 歳 1 ~ 6 年生
8	利用者支援事業	全ての家庭	
9	妊婦健康診査事業	全ての妊婦	
10	乳幼児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭	
11	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業を必要とする家庭	
12	実費徴収にかかる補足給付を行う事業		
13	多様な主体が本制度の参入することを促進するための事業		

(3) ニーズ量の算出方法

「量の見込み」等を算出する項目ごとに、アンケート調査結果から“利用意向率”を算出し、将来の児童数を掛け合わせることで“ニーズ量”が算出されます。

ステップ1

～家庭類型の算出～

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプ（A～F）を分類します。

タイプAからタイプFの8つの家庭類型があります。

ステップ2

～潜在家庭類型の算出～

ステップ1の家庭類型から更に、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

市民ニーズに対応できるよう、今回の制度では、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

- 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

ステップ3

～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

たとえば、病児病後児保育事業や学童クラブ事業等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ4

～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、利用希望者数を回答者数で割ります。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ5

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和2年度から令和6年度まで各年のニーズ量が算出されます。

ステップ6

～ニーズ量の算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

注) 上記ステップを基本にニーズ量を算出していますが、算出されたニーズからどのような対象者でどのくらいの量を求め、現状との乖離状況がどれくらい生じている等、詳細に分析を行い、合理的な条件の下、補正を行っています。

注) ニーズ量とは、アンケート調査結果から算出された各事業・サービスの利用意向率を、対象児童数に掛け合わせて算出した数値

4 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園の事業概要

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を教育・保育し、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。市内には4園の私立幼稚園があります。

保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童の保育の必要性が認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。市内には、合計13の認可保育所があります。

この他に、幼稚園、保育所の両方の機能を備え、就学前の教育・保育、子育てサービスを総合的に提供する認定こども園が1園、少人数きめ細やかな保育を行う小規模保育施設が2園あります。

(2) 福生の教育・保育の現状

		平成31年度 4月1日現在				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	175	822	419	116	
新制度に移行 していない幼 稚園	新制度に移行して いない幼稚園	146	—	—	—	
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 ※居宅訪問型保育、 事業所内保育等	—	—	29	6	
*企業主導型保育事業		—	—	—	—	
認可外 保育施設	認証保育所 など上記以外 の施設	—	—	—	—	
確保量合計(B)		321	822	448	122	

(3) 今後の方針

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保策を定めました。

【令和2年度】

		令和2年度					
		1号認定		2号認定		3号認定	
		教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳		
児童数（推計）		1,189			692	380	
需要率		24.31%	4.12%	68.46%	62.57%	26.84%	
量の見込み（A）		289	49	814	433	102	
確保量							
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	154	26	822	419	116	
新制度に移行 していない幼 稚園	新制度に移行 していない幼 稚園	205	35		12		
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等				29	9	
企業主導型保育事業							
認可外 保育施設	認証保育所 など上記以外 の施設						
確保量合計（B）		359	61	822	460	125	
差引（C） = （B） - （A）		70	12	8	27	23	

(注)

- ・需要率：児童数推計値に対する、各ニーズ量の見込みの割合
- ・受託・委託の割合は同程度と仮定
- ・横田基地の子どもの利用増が想定されるが、ニーズ量の見込みには反映していない。

【 令和 3 年度 】

		令和 3 年度				
		1 号認定	2 号認定		3 号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2 歳	0 歳
児童数（推計）		1,128			711	374
需要率		24.29%	4.08%	68.44%	62.59%	27.01%
量の見込み（A）		274	46	772	445	101
確保量						
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	154	26	822	419	116
新制度に移行 していない幼 稚園	新制度に移行 していない幼 稚園	205	35		12	
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等				29	9
企業主導型保育事業						
認可外 保育施設	認証保育所 など上記以外 の施設					
確保量合計（B）		359	61	822	460	125
差引（C） = （B） - （A）		85	15	50	15	24

【 令和4年度 】

		令和4年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,055			724	368
需要率		24.36%	4.08%	68.44%	62.57%	26.90%
量の見込み（A）		257	43	722	453	99
確保量						
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	154	26	822	419	116
新制度に移行 していない幼 稚園	新制度に移行 していない幼 稚園	205	35		12	
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等				29	9
企業主導型保育事業						
認可外 保育施設	認証保育所 など上記以外 の施設					
確保量合計（B）		359	61	822	460	125
差引（C） = （B） - （A）		102	18	100	7	26

【 令和 5 年度 】

		令和 5 年度				
		1 号認定	2 号認定		3 号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2 歳	0 歳
児童数（推計）		1,011			712	361
需要率		24.33%	4.15%	68.45%	62.50%	26.87%
量の見込み		246	42	692	445	97
確保量						
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	154	26	822	419	116
新制度に移行 していない幼 稚園	新制度に移行 していない幼 稚園	205	35		12	
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等				29	9
企業主導型保育事業						
認可外 保育施設	認証保育所 など上記以外 の施設					
確保量合計（B）		359	61	822	460	125
差引（C） = （B） - （A）		113	19	130	15	28

【 令和 6 年度 】

		令和 6 年度				
		1 号認定	2 号認定		3 号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2 歳	0 歳
児童数（推計）		1,024			699	356
需要率		24.32%	4.10%	68.46%	62.52%	26.97%
量の見込み		249	42	701	437	96
確保量						
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	154	26	822	419	116
新制度に移行 していない幼 稚園	新制度に移行 していない幼 稚園	205	35		12	
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等				29	9
企業主導型保育事業						
認可外 保育施設	認証保育所 など上記以外 の施設					
確保量合計（B）		359	61	822	460	125
差引（C） = （B） - （A）		110	19	121	23	29

【 今後の方向性 】

児童数は減少傾向にありますが、幼児教育・保育の無償化の影響や横田基地の子どもの教育・保育施設の利用などにより、当面はニーズ量は微増するものと考えられます。その後ニーズ量は、ピークを迎えることとなり、減少に転じていきますが、その際は提供量の調整が必要になります。

今後、既存施設の有効活用を前提に、保護者の就労状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園の設置の拡大に向けて、保育所や幼稚園のニーズ量や地域の実情に応じて、事業を行う者と相互に連携し、推進方法について協議、検討していきます。

また、幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組推進、幼保小連携を実施します。

国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、令和元年10月に子ども・子育て支援法が改正されました。この改正により、幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置づけられていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。今後、これらの施策を確実に推進していくとともに、さらなる子育て支援施策を市として充実させます。

5 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

【概要】

子ども及びその保護者、また妊娠している方などが自らの選択に基づき地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、子ども、又はその保護者の身近な場所で、相談に応じ、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

具体的には次の業務を行います。

(基本型・特定型)

- ①利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施します。
- ②教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。
- ③本事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。
- ④その他事業を円滑にするための必要な諸業務を行います。

(母子保健型)

- ①妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に対応する機関として、妊娠の届出の機会を通じて得た情報を基に、全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、妊産婦等の支援台帳を作成します。また、全ての妊産婦等の状況把握のため各機関に出向き、積極的に情報収集に努めます。
- ②把握した情報に基づき、母子保健サービス等を選定し、情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関の担当者に直接つなぐなど、積極的な関与を行います。
- ③心身の不調や育児不安があることなどから手厚い支援を要する者に対する対応方針等について会議等を設け、関係機関と協力して支援プランを策定します。
- ④支援を必要とする妊産婦等を早期に把握し、保健師等が中心となって関係機関との協議の場を設けるとともに、ネットワークづくりを行い、その活用を図ります。また、地域において不足している妊産婦等への支援を整備するための体制づくりを行います。

【 現状 】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置箇所		1	1	1	2

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和4年度	令和3年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	—	—	—	—	—
確保策	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1

【 今後の方向性 】

保育所の入所相談だけではなく、様々な事業、地域資源を紹介、利用調整が行える体制とします。(特定型)

家庭、地域と母子保健及び子育て支援施策が必要時適切に協力し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を提供する体制を構築します。(母子保健型)

(2) 時間外保育事業

【概要】

保育認定を受けた子どもが、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を利用する事業で、保護者が支払う時間外保育の費用の一部を助成します。

【現状】

市内認可保育所等では1時間延長が13か所、2時間延長が認可保育所で2か所、認定こども園で1か所の合計3か所で実施しています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	754	827	694	732	763
実施箇所数	13	16	16	16	16

【量の見込みと確保策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	444	435	422	409	408
実施箇所数	16	16	16	16	16
確保策（B）	444	435	422	409	408
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

市内の認可保育所等において延長保育を行い、18時以降の保育需要への対応を図ります。量の見込人数は、現状を大きく上回らないことから、既存の保育施設でニーズの確保は可能であると思われます。就労形態の多様化から時間外保育に対するニーズは高まることが予想されるため、今後利用者のニーズを注視しながら必要に応じて対応します。

(3) 学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

【概要】

保護者が就業等により専門家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援の下、児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

【現状】

平成27年度から小学校6年生までの受入れを開始したことから、入所数が増加しています。育成スペースの確保等に努め、令和元年度には小学校内に1クラブを増設し、受入数の増加を図りました。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
入所数	476	528	636	697	746
受入数	619	619	619	730	779
クラブ数	12	12	12	12	12

【量の見込みと確保策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	692	682	684	683	648
1年生	195	187	193	188	158
2年生	179	199	190	197	191
3年生	165	147	163	156	161
4年生	94	90	81	89	85
5年生	33	34	32	29	32
6年生	26	25	25	24	21
実施箇所数（確保方策）	12	12	12	12	12
確保策（B）	861	861	861	861	861
差引（B） - （A）	169	179	177	178	213

【 今後の方向性 】

ニーズ調査によると、前回の調査と比較して学童クラブの利用希望の割合が増加しており、「ふっさっ子の広場」の利用希望の割合を上回っていることから、学童クラブへの入所についてのニーズは高まっていると見られます。学童クラブ全体の提供量としては量の見込みを上回っていますが、学校別の入所率等を見ると、学童クラブによっては育成スペースが不足する可能性があります。

「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、「ふっさっ子の広場」との一体型事業の推進を図るとともに、引き続き育成スペースの確保等に努め、今後も待機児童ゼロに努めていきます。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業として、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）があります。

【現状】

4市2町（福生市、青梅市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町）が統一した内容で東京恵明学園に委託しています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用者数	29	32	41	39	78
実施箇所数	1	1	1	1	1

【量の見込みと確保策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	64	62	61	59	59
ニーズ量（0～5歳以下家庭）	64	62	61	59	59
ニーズ量（就学児家庭）	0	0	0	0	0
実施箇所数（確保方策）	1	1	1	1	1
確保策（B）	64	62	61	59	59
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

就学前児童だけでなく、就学児童の保護者の入院や出産、出張などによるニーズにも対応できるよう、事業内容の拡充を検討する必要があります。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

【概要】

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、乳児及びその保護者的心身の状況並びに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結び付ける事業です。

【現状】

里帰り出産をした方や入院が長期になる場合は、生後4か月を過ぎても行うことが可能です。訪問は市職員（保健師、助産師等）及び市と委託契約を締結した保健師又は助産師が行っています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
出生数	454	416	430	374	393
訪問数	369	399	400	347	358
訪問率	81.3%	95.9%	93.0%	92.8%	91.1%

* 訪問数には生後28日未満の新生児訪問の数も含む。

【量の見込みと確保策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	380	374	368	361	356
実施体制（確保方策）	保健センターにて実施				

【今後の方向性】

少子化、核家族化により孤立し、祖父母の支援や近隣住民との関係が希薄の中で子育てをしていく保護者が不安に陥ることなく安心して子育てができるよう、適切なサービスの紹介や相談・助言を行うために、全戸訪問に努めます。

(6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

【概要】

養育支援訪問事業は、児童の養育を行うために支援が必要でありながら、何らかの理由により子育てに係るサービスが利用できない家庭に対し、専門的な相談指導・助言、家事等の養育支援を行う育児支援ヘルパーの派遣を行います。

要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業は、保護者のいない児童、保護者に監護させることが不適当であると認められる児童、保護者の養育の支援が特に必要と認められる児童又は出産後の養育について出産前からの支援が特に必要な妊婦への適切な支援を図る事業です。

【現状】

養育支援訪問事業

各関係機関と連携しながら必要な家庭に支援を行います。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実人数	5	3	2	2	1
訪問件数	233	68	290	59	33

要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間開催回数	37	31	33	35	48
要保護児童対策地域協議会代表者会議	2	1	2	2	2
要保護児童対策地域協議会実務者会議	4	4	4	4	4
要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議	31	26	27	29	42

【 量の見込みと確保策 】

養育支援訪問事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み 上段 実人件数	3	3	3	3	3
下段 訪問件数	137	137	137	137	137
実施体制	子ども家庭支援センター にて実施				

要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保策（B）	37	37	37	37	37
要保護児童対策 地域協議会代表者 会議	2	2	2	2	2
要保護児童対策 地域協議会実務者 会議	4	4	4	4	4
要保護児童対策 地域協議会個別 ケース検討会議	31	31	31	31	31

【 今後の方向性 】

養育に関する専門的な相談支援については、職員の研修参加等により、相談技術のさらなるスキルアップを図り、充実させていきます。家事等の養育支援については、育児支援ヘルパーの派遣に関する事業が適切に運営できる業者に、引き続き委託します。

(7) 地域子育て支援拠点事業

【概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

平成27年度に認可保育所1か所、平成28年度には子ども家庭支援センター内に1か所開設し、市内6か所（子ども家庭支援センター1か所、児童館3館、認可保育所2か所）で実施しています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用者数	6,578	7,633	14,099	14,691	13,727
実施箇所数	4	5	6	6	6

【量の見込みと確保策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	14,966	15,162	15,244	14,987	14,734
実施箇所数（確保方策）	6	6	6	6	6
確保策（B）	14,966	15,162	15,244	14,987	14,734
差引（B）-（A）	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

現在、6か所で実施しており、既存の施設でニーズの確保は可能であると思われます。今後も、利用者のニーズを把握しながら、開設時間や専任職員の配置などについての検討も必要です。

(8) 幼稚園における一時預かり事業

【概要】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する方を対象に実施する事業です。

【現状】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用者数	14,878	13,352	17,074	13,952	15,135
実施箇所数	4	4	4	4	4

【量の見込みと確保策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	16,899	16,034	14,998	14,373	14,559
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり	4,487	4,257	3,982	3,816	3,866
2号認定による定期的な利用	12,412	11,777	11,016	10,557	10,693
実施箇所数（確保方策）	4	4	4	4	4
確保策（B）	16,899	16,034	14,998	14,373	14,559
差引（B）-（A）	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園の預かり保育も保育の必要性がある場合には無償となることから、ニーズ量が増加傾向となることが想定されます。市内4園は全ての園で預かり保育を実施しており、ニーズ量の増に対応できると考えられますが、必要に応じて空き教室の積極的な活用等を促します。

(9) 保育所、ファミリー・サポート・センターにおける一時預かり事業

【概要】

保護者が冠婚葬祭やリフレッシュなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として雇用、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

【現状】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用者数	656	1,243	912	694	822
実施箇所数	14	17	17	17	17

【量の見込みと確保策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	11,599	11,359	11,015	10,696	10,670
実施箇所数（確保方策）	17	17	17	17	17
確保策（B）	11,599	11,359	11,015	10,696	10,670
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

幼児教育・保育の無償化に伴い、今後も一時預かりに対するニーズは高くなると予測されますので、認可保育所で確保を図るとともに、ファミリー・サポート・センターでの受入れを充実していきます。

(10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【概要】

病気の急性期や回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設等で児童を預かる事業です。

【現状】

病後児保育は、平成20年11月に開設した福生保育園内の病後児保育室で実施しています。病児保育は、平成27年4月に開設した「病児保育室あんず」で実施しています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用者数	88	417	610	822	847
実施箇所数	2	3	2	2	2

【量の見込みと確保策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	589	577	563	548	542
ニーズ量（就学前）	433	424	411	399	398
ニーズ量（就学児）	156	153	152	149	144
実施箇所数（確保方策）	2	2	2	2	2
確保策（B）	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
差引（B） - （A）	1,811	1,823	1,837	1,852	1,858

【今後の方向性】

病児保育事業は「病児保育室あんず」において平成29年度から、定員4人のところを6人に拡充したことにより、病後児保育と合わせて10人の定員としました。ニーズ量については大きな変動は考えにくいことから、定員は当面据え置くこととします。

(11) ファミリー・サポート・センター事業

【概要】

子育ての援助をして欲しい人と援助ができる人が、地域の中でお互い助け合いながら子育てをする会員組織の有償ボランティア活動事業です。

【現状】

平成25年10月から活動を開始した事業で、生後57日から小学6年生までの児童の保護者と市内に居住し心身共に健康な20歳以上の方が会員となり、保育所、幼稚園等の送迎や預かり等の援助活動を行っています。また、ファミリー・サポート・センターにはアドバイザーを配置し、援助活動の調整や事業の説明会、交流会などを行っています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
提供会員	45	57	65	76	96
依頼会員	98	121	151	165	177
両方会員	3	3	5	7	5
就学児童保護者の利用者数	289	523	571	423	200

【量の見込みと確保策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	468	458	455	447	432
就学児 低学年	232	228	235	232	220
就学児 高学年	236	230	220	215	212
確保策（B）	468	458	455	447	432
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

円滑な事業運営と支援の充実を図るため、依頼会員・提供会員双方のバランスの良い会員の確保が必要であることから、今後も説明会等を実施し、市民への事業の周知徹底に努めていく必要があります。

(12) 妊婦健康診査事業

【概要】

母子保健法第13条の規定に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【現状】

妊娠届出をした方に対して、妊婦健康診査受診票（14回分）、超音波検査受診票・子宮頸がん検診（各1回分）を交付し、妊婦健康診査費用の助成を行っています。また、東京都外で受診する方に対しては、出産後の手続により妊婦健康診査費用の助成を行っています（東京都の契約単価を上限とする。）。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
妊娠届出数	491	437	431	453	420
里帰り等妊婦健康診査費助成金制度申請者	57	53	51	47	48

【量の見込みと確保策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	411	406	398	391	385
確保策（健診回数）	5,764	5,684	5,581	5,479	5,400
実施体制（確保方策）	実施場所：都内の契約医療機関 検査項目：体重・血圧測定、尿検査、血液型、貧血、血糖、不規則抗体、HIV抗体、梅毒・B型肝炎・C型肝炎・風疹、クラミジア抗原、経膣超音波、HTLV-1抗体、B群溶連菌、NST（ノンストレステスト）				

【今後の方向性】

妊婦の疾病等の早期発見、早期治療を目的とし、母子ともに安全安心な出産を目指します。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

令和元年10月から、私学助成幼稚園に通う園児に対する副食費の施設による徴収に係る補足給付事業を実施しています。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。



計画の進行管理

1 施策の実施状況の点検

本計画に基づく取組の実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取組の充実・見直しを検討する等、*PDCAサイクルを確保し本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。



計画の適切な進行管理を進めるために、府内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「福生市子ども・子育て審議会」にて、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。この計画の進捗管理は、基本目標（施策の方向性）単位と個別事業単位の2階層の指標を設定しています。基本目標（施策の方向）単位においては、様々な指標の中から、5年後のあるべき姿を評価するためのものさしを設定し、市全体として子どもを生み育てやすいまちづくりが進んでいるかどうかを検証することとします。

個別事業単位においては、令和2年度から令和6年度に向け、内容や回数等を充実するものや引き続き継続して実施していくものなど、事業実施の方向性を設定しています。

なお、5章の「教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。

2 計画の進捗状況の公表

計画の進捗状況は、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法で定められている事業について、年に1回ホームページで公表します。また、計画の見直しや国の動向等で、市民生活に影響を及ぼすと判断される事由が発生した時は、パブリックコメント（意見公募）を実施するとともに、広報やホームページで周知します。

3 国・都等との連携

計画に掲げる取組については、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や都、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、①子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策との連携、②労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携において、児童虐待防止、社会的養護体制、ひとり親家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から推進するとともに、都を通じ、事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。

4 市民・企業・関係機関との連携

本計画は、子ども家庭部の担当課だけではなく、健康、教育、まちづくり、防犯・防災など広範囲にわたっています。そのため、庁内各課の連携を深め、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。計画を推進していくためには、児童相談所等の行政組織、民生委員・児童委員協議会や子育てに関係する市民活動団体等との連携、そして、地域の方たちの協力と参加が必要です。そのため、市民に対して積極的に情報提供をしていくとともに、市と各種団体、地域住民との連携を図ります。また、子育てに対する多様化するニーズに対応していくため、保育士、教員、保健師などの子育てに関わる専門職員だけでなく、ボランティアなどの子育て支援を担う幅広い人材の確保・育成に努め、連携を図りながら、地域資源を活かした子育て支援の充実を図ります。



資料編

1

福生市子ども・子育て審議会条例

平成 25 年 6 月 25 日

条例第 27 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、福生市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (5) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）その他の子どもに関する法律に基づく施策に関すること。

(組織)

第3条 審議会の委員は、14 人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1 人
- (2) 保育関係者 1 人
- (3) 教育関係者 2 人
- (4) 関係行政機関の職員 2 人
- (5) 事業主を代表する者 1 人
- (6) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 2 人
- (7) 子どもの保護者 3 人以内
- (8) 公募による市民 2 人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、かつ、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、調査審議のために必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、子ども家庭部子ども育成課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この条例施行後、最初の会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集し、かつ、会議の議長となる。

(福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第13号）の一部を次のように改正する。

2 福生市子ども・子育て審議会委員名簿

選出区分	氏 名	所属団体等	備考
学識経験者	佐々加代子	白梅学園大学名誉教授	◎
保育関係者	古谷光好 (平成30年3月まで)	福生市保育協議会	
	今井敬子 (平成30年4月より)		
教育関係者	野口哲也	聖愛幼稚園園長	
	安藤臣一 (平成31年3月まで)	福生市立第二小学校校長	○
	林宣之 (平成31年4月より)	福生市立第一小学校校長	○
関係行政機関の職員	平野宏和 (平成29年3月まで)	西多摩保健所	
	源真希 (平成29年4月より)		
	荒岡孝子 (平成30年3月まで)	立川児童相談所	
	奥村理加 (平成30年4月より 平成31年3月まで)		
	木村恵子 (平成31年4月より)		
事業主を代表する者	加藤裕太郎	(株)マルフジ 代表取締役社長	
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	宮崎寿美代 (令和元年7月まで)	福生市社会福祉協議会	
	高山浩之 (令和元年8月より)		
	幡野雄大 (平成30年2月まで)	NPO法人ワーカーズコープ	
	神山千歳 (平成30年3月より)		
子どもの保護者	河村泉	保護者代表	
	坂口皆子		
	山田由美子		
公募による市民	篠田直	公募	
	古川由紀 (令和元年7月まで)		
	山澤博子 (令和元年8月より)		

※◎会長、○副会長

3 福生市子ども・子育て審議会 審議経過

回	開催日	審議内容
平成 30 年度 第1回	平成 30 年 7 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・諮詢 ・福生市の現状について ・アンケート調査について
第2回	10 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども子育て支援に関するアンケート調査(調査票)について ・子ども子育て支援に関するアンケート調査(ヒアリング)について
第3回	平成 31 年 2 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果について ・子ども・子育て支援に関するアンケート調査(ヒアリング)について
第4回	3 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果報告及び概要版について ・子ども・子育て支援に関するアンケート調査(ヒアリング)結果について ・子ども・子育て支援に関するアンケート調査から見える現状と課題について
平成 31 年度 第1回	4 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・第2期子ども・子育て支援事業計画の策定方針について ・子ども・子育て支援に関するアンケート調査に基づく見込み量の報告について ・子ども・子育て支援に関するアンケート調査における追加集計（貧困クロス）について ・子ども・子育て支援に関するアンケート調査・自由記述について
第2回	令和元年 5 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度福生市子ども・子育て支援事業計画進捗状況について ・福生市子ども・子育て支援事業計画 基本目標別課題について ・第2期福生市子ども・子育て支援事業計画の施策体系（案）について
第3回	7 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期福生市子ども・子育て支援事業計画の策定方針（案）について ・第2期福生市子ども・子育て支援事業計画の骨子（案）について ・第2期福生市子ども・子育て支援事業計画の基本理念・基本的な視点・基本目標（案）について ・第2期福生市子ども・子育て支援事業計画の体系（案）について
第4回	7 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期福生市子ども・子育て支援事業計画答申（案）について ・第2期福生市子ども・子育て支援事業計画の体系に基づく施策・事業（案）について ・事業量の見込み（案）について
第5回	8 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期福生市子ども・子育て支援事業計画答申について ・答申
第6回	10 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付 ・会長・副会長の選出 ・福生市子ども・子育て支援事業計画（第2期）素案について
第7回	10 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ・福生市子ども・子育て支援事業計画（第2期）素案について
第8回	11 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> ・福生市子ども・子育て支援事業計画（第2期）素案について ・令和2年度の学童クラブ事業について
第9回	令和2年2月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・福生市子ども・子育て支援事業計画（第2期）（案）について

4 質問・答申

福子育発第 134 号
平成 30 年 7 月 27 日



福生市子ども・子育て審議会
会長 佐々加代子 様

福生市長 加藤 育男

福生市子ども・子育て支援事業計画（第2期）の策定について（質問）

現行の福生市子ども・子育て支援事業計画を見直し、平成 32 年度を初年度とする福生市子ども・子育て支援事業計画（第2期）を策定するに当たり、計画の基本的な考え方及び内容について、貴審議会の御意見を賜りたく、福生市子ども・子育て審議会条例第 2 条の規定に基づき、質問いたします。

令和元年 8 月 16 日



東京都福生市長
加藤 育男 様

福生市子ども・子育て審議会
会長 佐々加代子

福生市子ども・子育て支援事業計画（第2期）策定に向けての
基本的な考え方について（答申）

福生市子ども・子育て審議会は、平成 30 年 7 月 27 日付け福子育発第 134 号をもって質問された「福生市子ども・子育て支援事業計画（第2期）の策定するに当たり、計画の基本的な考え方」について、議論を重ねてまいりました。

この度、別添のとおり審議結果を取りまとめましたので、これを答申します。当審議会としては、本答申を踏まえ、福生市において十分な議論を行い、より実効性の高い「福生市子ども・子育て支援事業計画（第2期）」を策定されるよう希望します。

5 用語解説（50音順）

【あ行】

アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に訪問して情報・支援を行うこと。

預かり保育

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行なう教育活動のこと。

育児休業制度

労働者は、その事業主に申し出ることにより、子どもが3歳に達するまでの間、育児休業をすることができる制度のこと。（平成14年4月より）

注）育児休業は、事業所に育児休業制度の規定がない場合でも、育児・介護休業法を根拠に申し出を行うことによって取得できる権利（形成権）である。

【か行】

確保方策

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて、潜在ニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する「確保方策」を定めることとなっている。

家庭的保育

児童福祉法に基づいて区市町村が行う保育事業。日中、家庭で子を保育できない保護者に代わって、自治体の認定を受けた保育者が居宅等で保育を行う。

企業主導型保育事業

平成28年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度。企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成を行う。

居宅訪問型保育

保育を必要とする乳幼児の居宅において行う家庭的保育者による保育のこと。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するもので、その数値を生涯の子どもの数としてイメージすることができる。

子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、もって地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とすること。

子ども食堂

地域の住民・企業・団体がボランティアで運営する、誰でも無料や低額で食事をすることができる食堂。

コミュニティ・スクール

学校運営協議会制度のこと。学校と保護者や地域の方々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」をすすめる、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6にもとづいた仕組みのこと。

【さ行】

児童館

児童福祉法第40条に定められた児童厚生施設の1つとして、「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操をゆたかにすることを目的とする施設」。子どもたちは、児童館の施設や設備を主体的に利用するとともに、そこで展開される諸活動、行事にも積極的に参加して、ともに遊び、ともに高め合う体験を共有し、遊びの楽しさを味わうとともに、他者との人間関係を築いていく。このような児童館機能を整理すると、次の3点に集約される。

- ①利用児童に対するサービスの提供
- ②留守家庭児童などの健全育成
- ③児童のための地域センター

児童虐待

保護者がその監視する児童(18歳に満たない者)に対し、殴るけるなどの身体的虐待、わいせつ行為など性的虐待、養育放棄などのネグレクト(Neglect)、言葉などによる心理的虐待を行うこと。

小規模保育事業所

預かる子どもの対象は「0歳～2歳」の児童で、定員数は「6人～19人まで」となっている。これまでの認可保育園の基準は、定員が20人以上とされていたが、新制度では19人以下でも認可保育所という位置づけになり、補助金、財政支援が出ることになる。

食育

さまざまな経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる知識を身に付けること。

ソーシャルワーカー

社会福祉士。専門的職業として社会福祉の実践活動に従事する者の総称。

【た行】

待機児童

認可保育所等に入園申込みをしたが、入所できていない児童を「入所待ち児童」と言い、その人数から、国の定義に基づき、私的な理由で特定の保育所等のみを希望している方等を除いた数が「待機児童」となっている。

地域子育て支援拠点事業

子ども家庭支援センター、児童館で実施している、乳幼児とその保護者の相互交流や子育てについての相談、情報提供、助言、その他の援助を行う事業。

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」を言う。認定こども園、幼稚園、保育所が該当する。

【な行】

認定こども園

幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設で、おおむね0歳から就学前の児童に保育園の時間帯（おおむね7時から18時）で保育・幼児教育を行う施設。

【は行】

病児・病後児保育

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において 看護師等が緊急的な対応等を行う事業。

ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

ふっさっ子の広場

放課後に小学校内の施設や校庭を利用し、安全な見守りの中で、子どもが安心して楽しくすごせる「学び・体験・交流」の場のこと。

放課後児童健全育成事業

保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、放課後や三季休暇中、保護者に代わって保育を行う事業のこと。本市では、「学童クラブ」という。

放課後子供教室

すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する事業のこと。文部科学省が所管している。

放課後等デイサービス

児童福祉法第6条の2の2第4項の規定に基づき、学校（幼稚園及び大学を除く。以下同じ。）に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することとされている。放課後等デイサービスは、支援を必要とする障害のある子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るものである。

【や行】

ユニバーサルデザイン

一定の年齢、性別、国籍、心身状態の人を対象とするのではなく、どのような人でも利用することができる施設や製品、設計のこと。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童（虐待を受けた児童等）の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織で、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。

【数字／英字】

P D C Aサイクル

生産技術における品質管理などの継続的改善手法。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことにより、業務を継続的に改善する。

I C T

Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術のこと。

福生市子ども・子育て支援事業計画
(第2期)

発行日 令和2年3月
発 行 福生市子ども家庭部子ども育成課
〒197-8501
東京都福生市本町5番地
TEL 042-551-1511(代)
FAX 042-551-2133
ホームページ <http://www.city.fussa.tokyo.jp>